

第百十六回国会 参議院社会労働委員会会議録第八号

平成元年十二月十二日(火曜日)
午前十時三分開会

委員の異動

十二月十一日

辞任

西田 吉宏君

補欠選任

初村滝一郎君

辞任

初村滝一郎君

補欠選任

西田 吉宏君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

浜本 万三君

小野 清子君

佐々木 満君

糸久八重子君

高桑 栄松君

尾辻 秀久君

木暮 山人君

清水嘉子君

田代由紀男君

田中 正巳君

初村滝一郎君

前島英三郎君

菅野 壽君

日下部代子君

深田 肇君

堀 利和君

木庭健太郎君

沓脱タケ子君

乾 晴美君

小西 博行君

委員以外の議員

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

政府委員

厚生大臣

厚生大臣官房総務課長

厚生大臣官房老人保健福祉部長

厚生省保健医療局長

厚生省児童家庭局長

厚生省年金局長

社会保険庁運営部長

兼内閣審議官

労働省職業安定局長

高松・障害者対策部長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

大蔵省主計局共済課長

大蔵省理財局資金第一課長

労働大臣官房国際労働課長

松原 亘子君

佐藤 謙君

乾 文男君

友一君

七瀬 時雄君

土井 豊君

水田 努君

古川貞二郎君

長谷川慧重君

○委員(浜本万三君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨十一日、西田吉宏君が委員を辞任され、その補欠として初村滝一郎君が選任されました。

○委員長(浜本万三君) 原子爆弾被爆者等援護法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○前島英三郎君 発議者の皆さん、早朝から御苦勞までございます。私は、自民党の立場から、原子爆弾被爆者等援護法案につきまして提案者に對して幾つか質問をさせていただきます。

今日までの原爆被爆者の皆さんへの政策を振り返って見ますと、原爆被爆者の皆さんが原爆の放射線を浴び今なお健康被害に苦しんでおられるなど、健康上特別の配慮を必要とするという特殊事情に着目いたしまして、昭和三十三年に原爆医療

法、続いて昭和四十三年には原爆特別措置法が制定され、健康診断あるいは医療の給付が行われるとともに、医療特別手当、特別手当、原爆小頭症手当あるいは健康管理手当、保健手当、介護手当、葬祭料の支給等の対策が講じられてきておるところであります。また、近年は被爆者が年々高齢化している実態に対応いたしまして、原爆看護ホームの整備あるいはホームヘルパーの派遣、相談事業の充実、各種手当の引き上げ、健康診断の強化等、保健、医療、福祉の全体にわたってかなりきめ細かく施策の展開が図られていると私は感じております。

予算面におきまして、厳しい財政事情のもとではあります。このような施策の充実のために年々着実に増額されてきておりまして、平成元年度では千二百九十九億円を確保されております。三十五万六千人の被爆者一人一人の方々が安心して療養を受け、健康管理に万全を期し、あるいは生活の必要に対応していくのにそれ相応の配慮がされてきておりまして、被爆者の福祉の向上に大きな役割を果たしていると思っております。このように原爆放射線による健康被害という他の戦争犠牲者には見られない特別な犠牲に着目した施策としてはかなりのことを行っていると思っておりますし、今なお原爆の後遺症で苦しんでいる被爆者の皆さんに對して今後ともできる限りの施策の充実に努力していかねばならないと考えております。

一方、我が国は、核兵器による惨禍をこうむった世界で唯一の国であります。私たち自民党といたしまして、政権を担当する与党といたしまして政府と一体となって、広島、長崎の悲劇を再び繰り返さないという決意のもとに、平和憲法の遵守、国是である非核三原則の堅持というのを政策の基本にいたしまして、究極の目標であ

労働省労働基準局安全衛生部安全課長 梅井 勲君
労働省婦人局婦人政策課長 太田 芳枝君

本日の会議に付した案件

○原子爆弾被爆者等援護法案(山本正和君外九名発議)

○国民年金法等の一部を改正する法律案(第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付)

○被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案(第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付)

ります核兵器の廃絶と恒久平和の確立を全世界に粘り強く訴え続けてまいりました。

近年の世界平和のための貢献の例を幾つか挙げましても、昨年六月の第三回国連軍縮特別総会では、当時の竹下内閣総理大臣が核軍縮の実現を強く訴え、軍縮問題についての基本的考え方及び具体的な貢献策を示すとともに、国際協力構想の一つの柱であります平和のための協力の具体的な進め方を明らかにするなど、大きな貢献をいたしてまいりました。その際の我が国の提案に基づきまして、本年の四月に京都において我が国初の国連軍縮京都会議も開催されました。また、本年一月パリで開催されました化学兵器禁止国際会議では、当時の宇野外務大臣が化学兵器の使用、開発、製造、保有のすべてを包括的に禁止する条約の早期締結を訴えました。さらに七月、パリで開催されました先進国首脳会議では、米ソ両国の戦略核の削減、化学兵器の世界規模での禁止等を盛況裏取り込んだ政治宣言の採択に大きな役割を果たしてまいりました。このように我が国は、戦後一貫して究極的核廃絶と世界恒久平和の確立に向けて努力を傾注してまいりましたし、また着実にその成果を上げてきているところであります。

去る五日の本委員会におきまして、提案者は被爆者援護法の制定は非核政策と一体のものであると答弁されておるわけですが、私は被爆者対策と究極的核廃絶への努力とは別な手段で進めていくものと思いますが、そのいずれにいたしましても、私たちは最大限の努力を行います。政府も大きな成果を上げてきたと思っております。また、今後ともこれは努力を傾注していかなければならないという決意をまず申し上げておきたいと思ふのであります。

そこで、質問に入ってまいりますが、被爆者援護法の基本的な考え方について御質問をしたいと思います。思うんですが、私は本法案には幾つかの重要な問題があると考えております。

そのまず第一は、国家補償のあり方、考え方についてであります。

本法案の第一条に言う「國家補償の精神」につきまして、提案理由説明では、國際法違反の原爆を投下した米國に対する請求權を放棄した責任と戦争を開始し遂行した責任に基づく補償であると説明されております。原爆投下はまさに非人道的な行為でありますし、世界のいかなる地域におきましても、どのような理由があるうとも今後二度と繰り返してはならないものであると私も強く思っております。しかし、それが今定められている國際法上違法と言えるかという法的な問題につきましては議論の余地のあるところであります。政府の見解では、國際法の根底にある人道主義の精神には反するが、しかし國連憲章を含む今定められている國際法が核兵器の使用を禁じているかと言えど、そこまでは言えないとのことであります。しかし、そのような議論をするまでもなく、仮に國際法上違法であったとしても、日本國民がアメリカに対する請求權を放棄した日本政府に対して損害賠償を求める権利はないということは、提案者が引用されています昭和三十八年十二月七日のいわゆる下田訴訟の判決でも言っておるところであります。

一方、戦争の遂行の責任を言われておるわけでありますが、政治論として國の戦争責任というのはともかくといたしまして、法律論といたしますと、戦争の開始及び終結というようないわゆる統治行為について、國の不法行為責任など法律上の責任を追及し、その法律的救済を求める道は開かれていないと承知いたしております。國の戦争責任ということを言われるならば、当時の國民はすべて何らかの形で戦争にかかわり合ひを持ったと言えましようし、あるいは戦争の犠牲になつてゐるわけでもあります。これを國家補償の名において補償していくとするならば、その補償は他のものもろの戦争犠牲者へと際限なく行われなければならぬということになると思ふんです。

そこで、私は被爆者対策というものは国の不法行為責任に基づく補償というような性格のものでなく、原爆放射能による後遺症という特別の

健康障害に苦しんでおられる被爆者の皆さんに対し、国が政策的見地に立つて国民的合意の得られる公正、妥当な対策を講じていくべきものであると考えておるわけであります。その意味では、現行制度の充実こそが被爆者の皆さんの福祉の充実につながるものと考えますが、提案者がなぜに現実には即した対策ではなくて国家補償ということにこだわるれるのか、被爆者対策についてのみ国の不法行為責任を問おうとされておられるのか、その理由をまずお示ししたいと思うのであります。

○委員以外の議員（山本正和君） 前島先生はかねてから社会保障問題については一家言をお持ちでございまして、私どもかねがね尊敬しているところでございますけれども、それだけに被爆者の皆さんの置かれている状況、こういうものについてはとりわけ御理解も深いかと思うわけでございませう。

ただ、先生が今御質問いただきました中身は、なぜ爆爆者あるいは原子爆弾の洗礼によって今もさまざまな問題が残っている人たちに對して、国家補償という概念を持つてくるかと、その御質問だるうというふうに思うわけでございます。

先生おっしゃいましたように、国家補償という概念については確かにいろいろな法律上の問題点がございます。例えば国家賠償あるいは損失補償であるいはこの二つのどちらにも当てはまらない場合の谷間に對してなおかつ国家補償をする、こういううさまざまな問題がございます。そして、現行法律の中でもこのいわゆる国家賠償とかあるいは國の適法な措置によつてもなおかつ補償するといふ損失補償、こういうもの以外のものとして既にありまします原爆二法案のうちの一つは、国家補償の精神ということを片方は言っているわけでございす。ですから、国家補償というものに ついてさまざま議論があるということは私もよく承知しておるのでありますけれども、ここで我が國民の感情、日本民族としての感情ですね、日本國民としての。それを本當に具体的に言つてきました。

この前、本委員会で問題提起されたことについて、ある県の被爆者団体の会長の方からお手紙をいただいております。そこで、国家補償についてこういう陳情があつたわけであります。

被爆者は、あのときの生き地獄を体験した者として再び被爆者をつくらない。その国のあかしとして、特に人間らしく死ぬこともできなかった原爆死没者に対する国としての弔意を実施するためにも国家補償による被爆者援護法の制定を強く政府に求めてまいりました。

と、以下、この方は今もなおかつ大變な状況をお持ちでございますけれども、要するに私たちがこういう悲惨な目に遭つたということに対して、二度と日本の国がこういう戦争ということに行つてはいけなと、そういう趣旨も含めて、国家補償ということによつてきちんと位置づけをしてほしい、こういう強い意図がおりてございます。そして法律的な問題いろいろございますけれど

も、法律的な問題というのは私は憲法の範疇内で制定されていく法律、いわゆる立法政策上の問題として国家補償の問題を位置づけるか位置づけな
いかの問題だろうと思うんです。要するに基本懇
における論議の中にありました受忍論の問題も、
これは要するにそのときの政府、そのときの国民
主権下にある政府が立法政策上どう位置づけるか
という問題だろうというふうに思うわけでござい
ます。そういう意味で、先生の御指摘の法律上の
問題を超えて何とか全会派一致でもって国家補償
ということに持っていっていただけないだろう
かというのが私どもの提案の趣旨でございます。

○前島英三郎君 精神論はよくわかりました。

次に、そのほかの戦争犠牲者との均衡の問題についてでありますけれども、さきの大戦は我が国にとつて未曾有の事態でありまして、当時の国民すべてが戦争による何らかの犠牲を受けております。しかしながら、このような戦争被害につきましては仮に生命、身体の障害に限定したといいたくまでも、これを完全に償うということは到底不可能であらうと私は思うんです。私の友人にも特

夷弾で、あるいは艦砲射撃でという、そういう生活をしている方もあります。戦後四十四年以上経過した現在、一般の戦争被害については、欧米先進諸国に比較しても遜色のない程度にまで整備された我が国の社会保障制度で広く対応して、これを今後とも発展させていくことが私たちの務めではないかというふうに思っております。

このような中で、政府といたしましては、私たちが、私たちが一緒に生きて自民党として考えているわけでありまして、原爆放射能による健康障害のような特別な犠牲に対してはその障害の実態に即した対策をずっと講じてきているわけです。しかし、そのような特別な事情にない人々まで、例えば死没者の遺族とか被爆者というだけで何ら健康障害がないという方々まで給付を行うということになりますと、ほかの戦争犠牲者との間に著しい不均衡が生ずるのではないかと私は思うわけです。

先日の委員会では、一般戦災者に対する補償も行わなければならないが、原爆被爆者については原爆は極めて悲惨であったという点で一般戦災者に優先して補償を行う必要がある。今もそのようなことを含めた御答弁があったわけでありまして、確かに現在も原爆放射線による健康障害に苦しんでおられる被爆者の方々につきましては他の戦争犠牲者とは違う点があることは事実でありますし、肉親を失った遺族の方々につきましてはその心情に、他の戦災の被災者とはこれは遺族という立場におきましては、肉親を失ったその心情というものはこれは変わりはない、このようにも私は思うわけでありまして。

東京大空襲では十万人近くの方が、またほかの都市でも空襲や艦砲射撃により多くの方が亡くなりまして。きょうおいでの方々は戦後生まれの方は少ないわけでありまして、私も山梨の甲府が昭和二十年の四月の六日に焼夷弾の一斉爆撃を受けました。多くの人が亡くなりました。これら多くの戦災者の肉親を失った遺族の悲しみやあるいは心情は被爆者の遺族との間に一体どれほどの

違いがあるだろうかと思ひますと、これはそう違いを私はとうとうと述べられるものではないというふうにも思ふわけですが。そして、被爆者対策が結局は国民の租税負担によって賄われていることを考慮するならば、被爆者の遺族の皆さんにのみ特別な個人的な給付を行うということは国民的合意が到底得られないのではないかと気がするわけでありまして。

提案者は、国が原爆死没者やその遺族に対して何ら弔意をあらわしていないと言っておられるわけでありまして、幾つかの方法で弔意は表明いたしております。すなわち、毎年行われる広島市長崎市の原爆死没者慰霊式に対して総理大臣、厚生大臣が出席するとともに、その式典開催費に対して補助金を支出しているほか、八月十五日の戦没者追悼式には原爆死没者の遺族の皆さんが参列する費用を予算化するなどの措置が講じられていることは御存じだろうと思ひます。このように、個人に対して特別な給付をするのではなく、死没者及びその遺族全体に対して弔意を表明することが国民感情にも沿うものではないかというふうにも思ふわけでありまして。

原爆は確かに特別な爆弾ではあります。しかし、特別な爆弾だからといって他の戦争犠牲者との不均衡が生じていいということにはならないと思ふのであります。この点についていかがお考えでございますでしょうか。

○委員以外の議員(山本正和君) 実は我が国の四十年前のあの戦争の惨禍というのは確かに多くの国民がこれを受けている、恐らく日本国民のほとんどの方が受けていると言つてもいいんじゃないか、これは確かにそのとおりだと私も思ふわけでありまして。旧満洲における開拓団の方々あるいは少年義勇軍の人たちも含めてこれは大変な数でございます。また、ソ連における抑留の惨害、そういうものに耐えられた方も随分たくさんお見えでございます。しかし、そういう中で私どもが今回この原爆被爆者の問題に対して、これを特に取り上げて出しているというその意味を何としても

御理解いただきたいのでございます。それは、私もこの原爆被爆者の対策と同時に、いわゆる戦争犠牲者に対しては国は何かしして何らかの対策を講ずるべきであるという考え方を根底に持っておるわけでありまして、特にならば、外国等の例を見ますと、西ドイツあるいはイタリア、フランス、イギリス等では一般の戦争被害者に対してはこれは国の施策として明確にその対策を講じているわけでありまして。我が国はこれをやらないと言っているんです。ですから、これは一つは国の政策の問題です。本来から言え、私どもはやるべきだと。しかし、今日直ちにこれを行うには余りにもいろいろな意味での調査な

りあるいは立法上のバランスの問題なり、さまざまな問題が出てまいりますから、十分にこれは検討していきながらやっていきたい、こういう法案を当然つくつていきたいと思つているわけでありまして。

しかし、我が日本国民が世界の中で平和憲法を樹立して、世界平和の先頭に立とうという中で、世界じゅうの国際的に通じる日本の戦争犠牲者、特に厳しいこれは人類の考え出した悪魔の知恵とも言える原子爆弾による被害者に対しては、せめてまずこれだけは何とかしてやろうというふうなことが、このことがまず突破口といひましようか、このことでもって戦争というものは二度と起こしてはならないという決意、さらに大変な惨害を帯びている一般の被災者の方々を含めて戦争による災害、被害というものは国全体で考えていこう、そのことのまずあかしとしてこの法案を提出しよう、したがって、今後さらに国民の皆さん方の合意を得ながら、一般の戦争被害被害者に対してはどうかの対策法案を提案していきたい、こういうふうな考え方を述べているところでございます。

○前島英三郎君 今、一般戦災者に対しては補償をすべきだというふうな答えもいただき、いわばこの法案はその突破口である、そういう御答弁でございましたけれども、しかし本当にすべての戦争犠牲者への補償ということが可能と考えられるかという点に立つと、私はなかなか難しいだろうと思ふんです。仮に可能として、どの範囲にどのような補償内容を考え、あるいはそのためにはどれだけの費用がかかるかとお考えになっておられるのか。まして、その負担に対して国民は耐え得るかと考えになっておられるのか。

今、給付と負担の問題が消費税にまつわりましているという私も私も税制特別委員会を議論をさせていたしましてまいりました。そして、これから高齢化社会というものを考えて、みんなが互いに給付、そしてその背景の負担というものを分かち合つていくために、年金法案もこの委員会に付託されておりますけれども、この問題も負担する側はなるべく負担を軽く、そして受け取る部分はなるべく多くというのが私は今率直な日本人の感情のようにも思ふわけでありまして。

そういう意味におきまして、戦争犠牲者すべての人への補償ということの可能性ということを前提に置いて、皆さんはどのくらいその費用が償うという形で必要とされるか、その辺はいかがでございますでしょうか。

○委員以外の議員(下村泰君) これは大変な問題だと思ひますけれども、戦争犠牲者の救済についての我々の基本的な立場は、先ほど申し上げておいて、国家との身分関係において援護の措置に差を設けないということでありまして。こうした立場から、さきの大戦で空襲その他の戦時災害により身体に傷害を受けた者及び死亡した者の遺族に対しては、基本的には戦時被害者特別援護法及び戦時被害者遺族等援護法に規定する軍人軍属等に対する措置と同様に、国家補償の精神による援護を行うべきであると考えております。戦時被害者援護法案については、七十一回国会に提案させていただいて以来の経緯があるわけでありまして、補償の内容やその対策所要経費等についてはもう一度その内容を精査して、国民の合意、納得が得られるような形でできるだけ早い時期に再提案させていただきたいと考えております。

そして、今御指摘の現段階での費用でござい

すけれども、これについて申し上げることはちょっと差し控えていただきたいと思います。と申しますのは、精査してその結果が出ておりませんから思い切った詰めができません。それで今は差し控えていただきたいと思います。これが私の答えでございます。

それから、発議者を離れて言わせてください。発議者としての言葉ではないというふうに認識していただきたいと思います。

もう戦後四十数年たっております。私も東南アジアを歴戦して帰ってまいりました。この四十数年の間になぜこのような論議が今ここのでおなされていのか、いかに怠慢であったかということを一言申し上げたいと思います。私の発議者外としての意見はこの一つでございます。

○前島英三郎君 わかりました。

恐らくその数字は大変な数字であろうと思うんです。何千億という単位のものではなくて、その上の兆という数字がやっぱりそのあたりにはひらめくだろうというふうに思うんです。

次に、被爆者年金の問題についてお伺いしたいんですが、被爆者援護法案におきましては、すべての被爆者に対し年金を支給することとされております。そもそも年金は、多分に生活保障的な性格を有するものであります。高齢や障害で働くことができない、あるいは生活に必要な収入がない、そのような場合に年金が支給されるものであります。そして、今日、一般国民に対しては公的年金制度が既に確立しております。一定の年齢に達するなどの場合にはすべての人に年金が支給されることになっております。

被爆者の皆さんに対してのみ一般社会保障に加えてさらに特別に年金を支給するというのは、どういうお考えに基づくものであろうかということでありまして、被爆者であれば障害の有無や稼働能力にかかわらず年金を支給するというのは、どうも説得力がないように思うのであります。

提案者が類似制度として挙げられる戦傷病者戦没者遺族等援護法、すなわち雇用関係というま

に特別な関係にあった人々に対する施策である戦傷病者戦没者遺族等援護法においてさえ、現状では障害のない人に対しては何らの施策も行われていないのであります。被爆者の皆さんであれば健康障害があってもなくても年金を支給するという画一的な平等主義は、援護対策の必要度の高い被爆者の皆さんに対する適切な対応策を行うことと困難をもちます。ただでなく、他の戦争犠牲者ともとり一般国民との間に著しい不均衡を来し、社会的公正が確保できなくなるおそれがあるのではないかと私は思っております。

そこで、年金を被爆者の皆さん全員に支給するのはどういう理由によるものか。これは生活の保障なのか、放射線による健康障害に対する給付なのか、その性格が極めてこの法案ではあいまいだと思っております。国家補償の名のもとにただ給付ということであるとするならば、これはいか

がなものであるかというところを感ぜずにはいられません。その辺はいかでございましょうか。

○委員以外の議員(壇上啓典君) ただいま前島先生から、今回の被爆者年金は福祉のばらまきになるのではないかと、またほかの戦争被害者との不均衡があるのではないかと、こういう御質問でございます。

私も広島におきまして、被爆者の方にもたくさんお会いするわけでございますが、なかなか被爆者の方が自分が被爆者であるというのを余り言われない場合もある。今日まで四十数年の間にいろいろ、結婚に対する障害、あるいはまた子供さんたちは被爆二世と言われる。そういうような点で、必ずしも被爆者の実態というものが国民的に理解をされていなくて、そういう点はいろいろあったらうかと思っております。

先般、昭和六十二年六月に厚生省が昭和六十年

度原子爆弾被爆者実態調査の報告、さらには六十二年十二月に日本被団協が原爆被害者調査第一次報告、さらには六十三年の三月に原爆被害者調査第二次報告、原爆死没者に関する中間報告、その他

戦後四十年にわたる実態というものがいろいろ明らかになってきておるわけであります。先ほど前島先生も御指摘になりました昭和五十五年の基本懇の答申においても、もちろん被爆者の方が見れば十分な認識とはいえず、やっぱり晩年障害を持つ原子爆弾被害者の特殊性を認めておるわけでありまして。いろいろの調査では、四人に一人がこんな苦しみを受けるぐらいなら死んだ方がましだと、そういうような意見もあるわけでございます。

そういう点で、この法案におきましては、一つには原子爆弾の傷害作用による後遺症のため、稼働能力や生活能力が劣っている。二番目には、原爆に起因する痛苦から解放されないばかりか、健康管理、栄養補給、再発の防止など、傷病に伴う

出費を要するものが多い。三番目には、いつ発病するかもしれないという生活不安、さらには二世、三世にわたる道徳的の不安を常に持たざるを得ない等の状況下にあることに着目いたしました。

て、国家保障の精神に基づき支給するものでありまして、こうした被爆者の特殊な状況を考えるならば、私たちが給付のばらまきとは考えません。社会的公平が保たれていないというところは、こういう点は十分国民の皆さんの御理解は得られるものであると、このように考えておるわけでございます。

○前島英三郎君 私もその心という問題につきましては理解を非常に持っている一人でもあるわけでありまして、しかし、国民全体のいわば感情のコンセンサスが、その土台がありませんと、やっぱりなかなか難しい問題も多々あるということ

を申し上げておるわけでありまして。そこで、援護法案の施行に伴う経費についてお伺いするわけであります。本法の施行には二千三百七十億円の必要であるとのことでありまして。現在の政府の原爆対策予算額というのが千二百九十億円でございまして、その約二倍になります。

現在より千億円の余りの予算が新たに必要になるということになるわけでありまして。厳しい財政事

情のもとで二千四百億円の財源をどのように確保されるのか。あるいは国民の負担をお願いするのか、それとも他の歳出を削るのか。具体的な考えをお聞かせいただけたらと思うのでござい

ます。被爆者対策の財源は、もちろんこれも国民の租税負担であります。他の戦争犠牲者に比べて著しい不均衡が生じるような形で、やはり租税負担につきましても国民の合意が果たして得られるかどうかということになります。甚だ私は先に不安を感じずにはいられません。そういう一つの財政面、どのような形でそれは歳出すべきかということもあわせてお伺いできればと思うのであります。

○委員以外の議員(壇上啓典君) ただいま前島先生から御指摘になりましたように、本援護法の施行に伴う経費は二千三百七十億でございまして、御指摘のように現在の額からは千五百五十億程度の増加ということになるわけでございます。

今回の提案は、前回の委員会等でもいろいろ論議ありましたが、国民の皆さんの御理解、また国会における与野党の合意形成を念頭に置いて、与野党の先生方にも御理解いただけるように、そういう内容のものになっておるわけでございます。そういうわけで、国家財政大変厳しい状況ではないかと、決して捻出不可な額ではないかと、これは十分国民の皆さんの御理解はいただけるものと私たちは考えておるわけでございます。

先ほど前島先生もおっしゃいましたように、い

ずれにいたしましてこの被爆者援護法の制定のためには国民の皆さんの御理解と御協力が必要であり、私たちもさらにそのような御理解をいただくように努力をしてまいりたい。必ず御理解はいただけるものであると、このように考えておる次第でございます。

○前島英三郎君 これまでのいろいろ質問してまいりましたけれども、その基本となる考え方をお尋ねしたわけでありまして、いろいろ問題があると

いうことは発議者の皆さんも御承知だろうと思ひますし、私たしもそう思つております。

私は、被爆者対策というのは政策論として議論すべきであり、仮に現行施策で十分な点があるとするならば、できるものなら改善をしていくということが本来の姿であると思うのであります。何が何でも国家補償を前提とした援護法をつくらなければならぬということでは、本当に必要な施策を着実に実施していくということにはならないのではないかというふうに思うのであります。ほかの被災によるいろいろな被害の方々の心をも考へつつこうしたものはやはり議論すべきではないかというふうにも思ひます。

本日は質問という形でありまして、どうしても見解の違ひ部分に焦点を当てざるを得ませんでした。しかし、世界で唯一の原爆被爆国の一員として、私はできることならば見解の一致する部分に光を当てて、それを土台にして少しでも施策を前進させたいと願うものであります。なるべく早い機会にそういう日がやってくることを祈りまして私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○初村 一郎君 私、被爆県長崎県選出の国会議員として、山本正和議員他九名の発議による被爆者援護法の提出の趣旨に理解を示さないわけではありせんけれども、現在の政権を支えておる与党の一員として、昭和三十三年制定の医療法、昭和四十三年制定を見た特別措置法のいわゆる被爆二法、これでこれまで行われてまいつた被爆者対策についてはそれなりの評価をしておるものと私は思ひます。それゆゑに、参議院において与野党の勢力分野がかわつたからといって直ちに援護法というわけにはまいらないのではないかと、かように思ひます。

援護法は施行経費として平年度二千三百七十億円が見込まれており、現行予算と比較をいたしますと二倍近い額を要するのであります。したがつて、当然従来の施策との間には大きな乖離を生ずるものであり、従来施策の行政の公平性と検討

すべき課題が多く、十分な時間をかけて慎重な審議を行うとともに、例えば参考人の招致、公聴会開催の機会を設けるなどの必要があると思ひます。したがつて、委員長を初め各党理事の皆様には本案のこれからの取り扱いについて十分に慎重であつていただきたいと思ひ次第であります。

そこで、政府にお尋ねをしますが、本案と被爆者対策二法とは整合性を持つてつながつていくものでしょうか。つながらないと思へばどのような点にそれが見られるのか、この際明らかにしてもいいと思います。また、それは行政の公平といったところからどのように考へていくべきかなどをまず説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(長谷川 憲重君) お答えいたします。お尋ねの現行の原爆二法との関連でございますが、先生御存じのとおり、現在の原爆二法につきましては他の戦争犠牲者には見られない特別な犠牲、すなわち被爆者の受けた放射線によりまして健康障害という特別な犠牲に着目いたしまして、健康被害の実態に即しまして医療の給付、手当の支給等と内容とするものでございます。

これに對しまして御提案の被爆者援護法案は、国の戦争責任に基づく国家補償の考え方に基づいて、放射線による健康障害という特別な事情にない死者の遺族に対する特別給付金を支給することや、健康障害の有無にかかわらず被爆者全員に年金を支給すること等を内容とするものでございます。したがつて、理念なり内容とも基本的なところで異なるものというふうに考へております。

それから、二番目の行政の公平性という観点でございますが、これにつきましては、原爆放射能によりまして健康障害という特別な事情にない被爆者の遺族等に対する給付等を内容とするこの援護法案は、一般戦災者等、他の戦争犠牲者との均衡上に問題があるというふうに考へております。

以上でございます。

○初村 一郎君 次に、発議者から、私が慎重な

審議をすべきだということ、行政の公平といったところからの施策のつながり、こういった点についてどのように考へておるのか、この際御説明を願ひたいと思ひます。

○小西 博行君 初村先生は長崎県出身ということ、常日ごろから被爆者問題については大変御造詣の深い先生でございまして、大変その点で敬意を表して居るところであります。私自身も広島出身でございまして、ともに被爆者の皆さん方の苦悩というものは十分理解しているつもりでございます。そういった意味で今の御質問にお答えをしたいと思ひます。

現在の被爆者対策は、御存じのとおり、いわば社会保障制度の上乗せ措置として広い意味の国家補償的制度として原爆二法による施策がなされてゐるわけでございまして。我が御提案申し上げてゐるこの援護法案は、被爆者及びその遺族が置かれております特別な状況にかんがみまして、国家補償の精神に基づきこうした方々を援護するものでありまして、政府の行つてゐる現行施策とは基本的に思想が異なつてゐるものと理解しております。

しかし、我々は可能な限り現行施策との継続性を考慮いたしまして、医療関係は基本的には現行施策と同じものとしております。本来遺族に支給すべき遺族年金あるいは弔慰金につきましては、とりあへずの措置として百二十万円、十年償還の国債とするなど国民の幅広い御指示、国会での合意形成などを主として考へまして、極めて現実的な提案とさせていただきます。ぜひとも御理解をお願いしたいと思ひ次第であります。

また、被爆者と一般戦災者援護とのバランス、行政としての公平性の確保につきましては、両者とも速やかに措置をすべきであるというのが我々の基本的な立場でありまして、今回はわけても特殊の極めて強い原爆被害の援護を優先させる形で原子爆弾被爆者等援護法案を提出させていただきます。いたわけでありまして。

今、慎重に審議すべきではないかと先生おし

やつておりますけれども、被爆者に対する一刻も早い援護が必要ではないかというふうに考へておりました。審議を尽くした後は当然のことながら速やかに採決をすべきじゃないか、そういうふうには私は考へておるところであります。以上です。

○初村 一郎君 一応発議者の考え方を聞いたわけでありまして、私は、こういう法律を通過させるにはやはり慎重な国民全般がわかるような議論のやり方をした方が通過するのにしやすいのではないかとというふうな考え方のもとにあつた考え方を聞いたわけでありまして、やはり国の財政が豊かであれば、一般の戦災者にも何らかの手当をすべきではないかなとは思ひますけれども、それだけの力がまだありませんから、今日までほつたらかしておるようでありまして、今後私どももこの法案には十分関心を寄せていきたい、かように考へる次第であります。

そこで、きょうはせつ々しく時間をいただきましたので、厚生省側に基本的な問題は別として、多くの被爆者の今日まだ納得できない点がたくさんある中で、被爆地域は正の問題に絞つて若干の質問をしてみたいと思ひます。

昨年も私はこの問題をただしました。その際、一つの例として岡ノ瀬地区の具体例を挙げて、その地区住民の死亡原因が、がん、白血病、原爆症あるいは病名不明で亡くなつてゐる方が非常に多いということをお話を申し上げておるものであります。そのときの厚生省の局長さんは、私の質問を聞いた上で次のような答弁をいたしておりました。

「先生が御指摘の、そういう地域の健康状態を調べに調べていく、これは非常に大事なことでありと思つたわけでございまして、この特殊な事情という統計的な手法で、そういうことの特殊な手法で、そういうことの特長性というものを明らかにする努力が必要である、こう答弁しておるわけでありまして。

その努力は、住民がするのではなくして国と厚

生省がするのではないかと私は思うのだが、私どもはどうしても国あるいは厚生省がしなければ、とても被爆者を納得させるわけにはまいりません。これについてどういふふうな考え方を持っておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○政府委員(長谷川慧重君) 小さな地域におきまして放射能の影響をいかなる疫学調査で調べるといふことにつきましては、その地域地域におきまして食生活なりいかなる習慣等が大きな影響を及ぼします。そういう面で、疫学調査によりまして地域特性というのを見出すというのは非常に難しいといえます。いろいろな考えなきやならない問題はあつたわけでございます。そういう面では、いろいろな小さな地域におきまして特性といふものをいふ調査で明らかにする手法についての勉強といひますか検討というのは今後とも続けていかなきゃならない課題であるというぐあいに認識いたしております。

しかしながら、原爆の放射能という問題に關して申し上げました、やはりその地域にどの程度の放射能が降つたか、落ちたかということが非常に基本的な大事問題であらうというぐあいに考へておりました。先生お尋ねございましたように、厚生省といたしましては、五十一年、五十三年、厚生省が行いました調査もございまして、それからそれ以外にいろいろなデータ等もあるわけでございます。先生がかねて以来いろいろ御質問、御要望ございました地域と周辺地域の間にございまして有意な差は認められないということで、なかなか地域見直しを行うべき科学的あるいは合理的な根拠を認めることは非常に難しい状況にあるわけでございます。

したがいまして、厚生省において、そういう地域におきまして住民の健康調査、疫学調査等を行うことについては、現在のところ考えていない状況にございます。

○初村達一郎君 私、この問題で歴代の厚生大臣に質問をしておるんです。橋本厚生大臣、斎藤十朗厚生大臣、最近藤本厚生大臣にしたわけ

すね。そのときに、去年の話ですが、私の質問をじつと聞いておつて、最後に藤本厚生大臣は次のように答へたんです。「そこで、間ノ瀬地区の問題につきましては、先ほどからいろいろ具体的な根拠といひますかデータといひますか資料をお持ちのようでございますので、それにつきまして、厚生省としても専門家の方々に先生お持ちの資料をもとにしまして十分に研究検討をしてみたらどうか」といふふうな答弁をしておるんです。

それから、被爆地域の是正のためには、やはりあつた方は科学的、合理的な根拠が必要と必ず答弁をするに違ひないんだ。放射能被爆がどの程度であつたかを被爆住民に提出せよといふのは、これは無理なんですよ。だから、当該地区の今日までの死亡者の死亡原因を調べると、学者の発表等によるほかに道はない。そこで私は、近く長崎県と長崎市で合同の科学的、合理的な根拠を見出すための検討会を開催されるということを紹介したわけなんです。当時の厚生大臣は、結論が出れば、必要な御協力、御相談ということについて十分配慮してまいりたいという答弁があつたんです。検討会について今日まで厚生省はどのような協力をされたのか、簡単に御答弁をお願いしたい。

○政府委員(長谷川慧重君) お答えいたします。第一番目の間ノ瀬地区の住民の健康調査、死亡原因調査のデータを専門家に検討してもらつたというところに対するお尋ねでございますが、先ほど先生からお話しございましたように、藤本大臣時代にそういうやりとりがございました。私もその資料を専門家にいろいろ御検討をさせていただきました。

専門家の御意見といたしましては、この対象地区の住民の年齢構成が過去四十年間の長い期間にわたりますので非常に年齢構成が明らかにできない、あるいは聞き取り調査でございまして死亡の事由なり疾病名、症状等の確認が困難である、あるいはこの周辺地区の住民との比較はできないというふうなことから、この調査結果をもち

まして放射線の影響についての科学的な結論を導くことは困難であるというふうな御返答をいただいているところでございます。

それから、被爆地域は是正のために何が必要かというお尋ねでございますが、これにつきまして、先生御案内のとおり、五十五年十二月に出されました原爆被爆者対策基本問題懇談会報告にございまして、「これまでの被爆地域との均衡を保つためという理由で被爆地域を拡大すること、新たに不公平感を生み出す原因となり、ただ徒らに地域の拡大を続ける結果を招来するおそれがある。被爆地域の指定は、科学的、合理的な根拠のある場合に限定して行ふべきである」といふような御報告をいただいているわけでございまして、私ももとよりいたしまして、そういう面で科学的、合理的な根拠が必要であるというぐあいに考へておるところでございます。

それから、県、市におきまして科学的、合理的な根拠を求めるために検討会を開催し、種々検討を行つておられることとございまして、私もその内容を見守つてまいりたいというぐあいに考へておりました。

そういう面での協力はどんなことをやっているかというお尋ねでございますが、検討会の委員の選定に当たりましては、専門家としてどのような先生がおられるかというところについての紹介、あるいは検討を進めるに当たつて県、市から相談を受ける、必要な指導、助言を行つておる、あるいは長崎、広島両市におきまして同様な検討会が設けられておられるわけでございまして、広島と長崎が互いに連携をとり合ひまして、整合のとれた形で検討が円滑に進められるよう情報の提供なり連絡調整等を行っているところでございます。

以上、先生のお尋ねにお答えしたところでございまして。

○初村達一郎君 広島に落とされた原爆と長崎に落とされた原爆は質が違ふんだ。質が違ふんだ、それは、この点は私も近々検討会の御報告を聞いてわかつたわけでありまして、びつくりするんだ

よな。

そこで、大臣、せっかくでございますが、もう時間がないから縮めますが、この検討会が近く結論を出した場合に国も厚生省も全面的に協力する必要があると思ひ、結論が出た場合でございます。ところが、これを調査するのに五十カ所です、今から五十カ所。そのときに必ず長崎に落とされた原爆は記録が残るというのを言ひよるんですよ、今、検討会が、それが出たら、大臣にひとつぜひ協力してもらいたい。

またあわせて、五十カ所に一千万の経費がかかるんですよ。その経費等についてもやっぱり国は考へてもらわなければいかぬと思ひ、この二点について大臣の考え方を聞いて、私の質問を終わります。

○国務大臣(戸井田三郎君) 県と長崎市において今検討をされている検討会の結果が出て、そしてその結果に基づいてさらに我々も検討をすることは当然でありますけれども、ただ一つ、原爆被爆者に対する問題は、やはり放射能による被害がどういふ結果になつておるかの証明ができるかできないかということが一つの物差しだろと思ふんです。もう一つは、いろいろ爆心地から何キロとか線がずっと引いてあります。それで間ノ瀬地区の問題は、その隣の行政区といふのはもつとずつと遠く爆心地から離れておるけれども、その地区は該当されているのに、やはりそれよりも爆心地に距離からいってたら近い間ノ瀬地区は除かれておるということがある。そういう誤解のもとになつておる、誤解といひますか、そういう意味での権利関係に影響していくものの判断の物差しになつてきておるような感じは私はいたすわけなんです。

そこらあたりには私はやはり一つの問題点があるような感じがいたします。それは、中心地から落とされた爆弾が、やはりこれは行政区画に關係なく、風や何か自然現象で飛んでいく。そうすると、その自然現象の及ぶ範囲といふものと行政区画は自然にあるものではなくて、自然にある

のであり自然にあるものではなくて、自然にある

そういったものがどういふ影響の及ぼしがあるか。さらに、そういった地域的な問題のほかに、その地域で中心地よりは近いけれども、あるいは遠いけれども、そこに放射能の被害が確実に科学的な根拠で認められるものがあるかないか。あれば当然これは距離が遠くても私はそういった取り扱いをしなればならないと思いますから、この線引きについてやはりいろいろの基準はありますけれども、決めた基準でありますから守らなきゃいけないけれども、現実に関ノ瀬地区の中にあるかないかという、放射能の被害が蓄存して認められたかどうかということは当然この調査の結果を十分検討していくべきことであると私は思います。

○香脱タケ子君 ただいま政府の御見解がございましたけれども、発議者の立場で一言見解を申し上げたいと思うところでございます。

いわゆる黒い雨地域に関する地域拡大の問題でございますが、黒い雨地域という問題というのは、もう御案内のように原爆が爆発した際に爆風が吹き上げて、その雨が雨にまざって黒い雨となったというのが事実でございます。こういう黒い雨地域等についての地域拡大の問題について、科学的、合理的の根拠のある場合に限定して行いべきというのがいわゆる基本懇の意見報告でございますが、政府はこの意見報告を受ける形で大体すべて事足りるような大変消極的な態度をおとりになっておられることをまず大変遺憾だと私は思っているところでございます。

初村先生はたびたび本院におきましても御指摘になっておられますし、長崎地域におきましても具体的なデータをたびたび御提示になっておられるところでございますし、また長崎市からも地域拡大についての御要請も出されておるところでございます。広島におきましても、同じように黒い雨地域についての自治体からの陳情書等も出されておるところでございます。

私は、世界で唯一の被爆国である我が国におきまして、その被害の実相というのが、これは今な

お未解明の部分が残っていて当然だと思うわけでございます。したがって、新しい知見や研究というふうなものが提示されていくという場合には、これはすぐに厚生大臣としてはお取り上げになつて、科学的な調査をやつて、そして実態を把握するということが何よりも大事だと思ひますし、私も発議者の立場としてはこれを直ちにやらなければならぬという態度をとつておるところでございます。

従来からの問題におきましても、例えば広島の実験研究所の予報研究室長でありました増田氏が学会で報告をされたという気象学者の立場からの御研究の中でも、広島黒い雨地域は二倍以上に上ると、その後の調査においては四倍にもなるのではないかと等が言われているというふうなことがあるいは長崎におきましても、例えば住民の健診結果等については、十分これは精査をしなければならぬという実態が提示されてきておるところでございます。

したがって、私は今まで見捨てられていた被害者が被爆影響によって本当に未知の不安にさらされ、とりわけ健康上の不安を抱えているという多くのいわゆる被害者の皆さん方が一人残らず援護措置をされるために、ぜひこれは新しい知見が出れば、厚生大臣が直ちにこれは科学的調査を行い、そして実態把握をして見直していくというふうな態度をとるべきであるというのが私の考えであるということを申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(浜本万三君) 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○委員長(浜本万三君) 次に、国民年金法等の一部を改正する法律案及び被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

○深田肇君 初めましての質問でございますから、的

が外れば笑ってください。失礼な質問がありまして怒つていただいて結構であります。よろしくどうぞお願いしたいと思ひます。

質問に入る前に、実は十二月五日の本委員会、その際に堀議員と厚生大臣や年金局長との間の討議を聞いておりました感じましたことを率直に申し上げておきたいというふうに思ひます。

日本社会党は、みずからが護憲の党だと言つてまいりましたし、人権擁護、反差別の党であるというところで今日まで頑張つてまいりました。そのようなことを含めて、実は参議院の比例区に私は堀さんに立候補を何度かお願いいたしました。そして、このたび見事に当選をすることができたわけでございます。国会の中には先輩である前島議員がいられつたように、障害をお持ちの方々がうやつて登壇することによって、障害を持つという方と健常者との間の共生という社会思想というものがあるんだんできつとあるし、国民に対しての思想啓蒙や啓発にはよい刺激を与えているというふうに実は考えているわけでありまして、そのことがなされなきゃならないというふうに考えている者の一人でもあります。

それだけに、実は信頼をしておりました厚生大臣が答弁の中で、障害をお持ちの方々のことを特殊な人たちだという言葉を使われてみたり、また、これまた信頼申し上げておりました水田局長が、障害者の現行法によって年金生活が困難だという堀議員の質問に対して、同時にこれはまた訴えでもあったわけでありまして、これに対していろいろと前置きはありましたが、こういふ収容という言葉が出たことについて、いわゆる福祉の源であるこの年金、そして厚生省の総責任者の皆様方が、働く意思があつても現社会で完全雇用はまだ保障されていないときでありますから、それだけに頑張つておられ、その自立に対しておほめの言葉もありながら、一方ではそのううううな発言をされるというところについて、私はやはり前段申し上げたような共生という思想がお互

いまだまだ、私も含めてすっかりでき上がつていないんじゃないかという反省を含めておるものがございます。

そういう観点からいたしますと、収容するという言葉は、どこかの用語としてあるのかもしれないけれども、お互いが使うべき言葉ではなくて、全く非人間的であつて、人間が人間を収容するということを生省が言われたことについては残念だし、さみしいしということを率直に申し上げておきたいと思ひます。

実は、その後のやはり本委員会に参考人の方をお迎えしたときに今岡さんは、障害をお持ちの方がそのマイクを通じて、厚生省がそう言つたと言つておつたことがこの耳から消えないと怒りを込めておつたこと、この場でまた聞いて大変責任を感じておることを申し上げながら、ひとつお互いの問題として、障害をお持ちの方と、そして健常者ともともにこの人間社会で共生をしていくんだという思想確立のために厚生省のお力添えを賜つておきたいということを申し上げておきたいと思ひますが、いかがなものでございましょうか。

○国務大臣(戸井田三郎君) 御指摘の点は、私も常々心がけている問題の一つであります。やはり答弁の中に不注意にもそういった言葉が出ることには我々は深く反省をしなければいけない、私はそう率直に感じます。

しかしながら、同時に、障害者の方々に対する我々の基本的な考え方は、障害を持つ方々にはいろいろなハンディキャップを克服して自立した社会人として健常者と平等に社会参加をすることを容易にしたいことに常に努力を積み重ねていく、そういう基本的な精神は私どもは毛頭変わつておりません。そういう意味で、これからはいろいろな意味でちょっとした不注意な言葉がいろいろな影響を及ぼして御迷惑をかけるということに対しては、常に心していかなければならないと思つております。

○深田肇君 では、本論である年金改革の問題に

つい入っていきたくいふに思っています。先輩議員とも相談いたしましたので、前段申し上げたように一年生議員ですからどうしたものかなと思いましたが、率直にこれまたやりますので御了解いただきたいと思います。

いわゆる衆議院段階において与野党が合意によって一定の修正をされて可決されてこへ回ってきているんですけれども、私は、十二月五日の本委員会での討議、そして十二月八日のやはり本委員会でも参考人の方々の発言を慎重に聞いた上で、どうしても与野党合意によって衆議院で修正可決された年金改革関連法案について納得できない点が続々とあると思うんです。その意味合いで、内容について率直な意見を申し上げながら質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

まず、局長の方にお尋ねいたしますが、連合という労働組合が発行している「二十一世紀高齡社会への総合福祉ビジョン」という立派なものがあるんですが、これはもう十分御存じだと思いますけれども、読んでおられると思いますので感想を伺いたいんですが、間違っている点がありますか、同時にこの点はいただけないという見解の違いがあれば、まず聞かせてもらいたいと思います。

○政府委員(水田努君) 連合の試算については、専門家であるところの数理課の方で分析をしていただいていると、こういうことでございます。

【委員長退席、理事永八重子君着席】

私どもの試算につきましては、約二年強、年金数理課という専門家が十分なデータをそろえ、コンピュータを使い、また、中間過程においては年金審議会の先生方の御意見も承りながらつくったものであるし、その間のデータについては、私どもは法案成立後速やかに公表するようにいたしておりますし、また、できるだけ一般国民の方に今回の再計算の主要点についてわかっていただくというところで、余り予算がありませんので配付部数というのは極めて限られておりますが、「年金制

度の課題と改正の視点」という中でバックグラウンドなり計算の基礎的な要素、こういうものは私どもも公表をいたしているつもりでございます。

なお、連合のものについては、やはり私どもの専門家である数理課の話によりますと、計算のプロセスがわからないので評価しにくいと、こういうのが私どもの数理課の専門家の意見でございます。

○深田肇君 どうもこれは私が前島さんの顔を見て聞くのもどうかと思うんですが、こういうやりとりになるんですね。ですから、素人から出てまいりました者からすると、どうもかみ合わないというのを率直に感ずるんですよ。

私は、何も現在の厚生省が出された数字やそれに基づく手続などについてまだ聞いていないんであって、私が拝読した限りにおいて、連合の福祉ビジョンというのは大変なるほどと思うから、それについて皆さんが、もっといえば専門家の分析とかいう言葉の前に、あなたが見られてそしてこれについては間違いがあるなら間違いがある、使い物にならないなら使い物にならないと言われればそれをひとつ参考にしていきたいんでありますけれども、それについては現在では、質問しますとどうなすいておられますから御存じのようですけれども、中身については答えてもらえない。そうではなくて答えてもらいたいんですよ、この点は違うよと。私どもは勉強不足ですから、教えてもらえればそれを参考にしたいんでありますけれども、もう一遍聞きますけれども、連合の出しているあのものは専門家が数字で計算するということがなくて、あの発想やあのことに基いてこういうことができるというのを考えたことについて意見が違ふとおっしゃるのですか、それともあれはあれでまだ分析をしてないからわからないとおっしゃっているのですか。その点、いかがですか。

○政府委員(水田努君) やはり私ども、連合の結論と私どもの結論は違うということで、なぜ違うかというプロセスについては私ども、連合がそ

う結論を導かれたプロセスがわからないので、それについては評価することは差し控えたいと、こういうことを申し上げているわけでございます。

○深田肇君 では、このことについては最後に一つだけ聞いておきますが、わからないあれだけのものが日本の労働者を代表する連合が出しているわけですから、それについて今まで、わからないものを連合を呼んで聞いてみようとか、連合が説明に来たいとか、そういうことは全くなかったというんですか。これまた僕は不思議だと思っております。

○政府委員(水田努君) 私ども、現在出しております法案の審議に对应することで精いっぱいでございます。率直に申し上げまして、お呼びしてお聞きするだけのゆとりがなかったというのが実際のところでございます。

○深田肇君 そういうことなんでしょう、時間的なこともありましようけれども、これでこの問題やめませんが、私は後々でお話も伺ってきたいと思っておりますけれども、連合という労働者の圧倒的多数を代表するメンバーがあれだけのものを提案すれば、みずからが提案したものに対して、もし対案としてのものがあつたり違いがあるとするなら、それはお忙しくてもそこをやつてもらわないと、やらずに、時間がなかつたからできないんだと。我々は、率直に言つて社会党は連合と連帯をして福祉の問題について意見を持っているわけですから、それは社会党の議員とやればいいというお話かも知れぬけれども、そうはいかないでしょう、この市民社会というものを考えるときに、そういうやり方が今までの経過かも知れぬけれども、改めた方がいんじゃないかということ私は感想で申し上げて、次に入りたいと思っております。

そこで、具体的な中身に入っていきますが、先ほど申し上げましたように、修正可決された法案について、もちろんいいこともあるし、納得できるものもあるわけでありまして、このことを一言

申し上げないと誤解を生ずると思えますから申し上げますが、厚生年金の支給開始を六十五歳に引き上げるといふことが今回撤回されたとか、それから給付改善が幾つかできたとかなど、評価することがあることを踏まえた上で、次の三つの問題についてどうも納得できないとか疑問がありますので、これから質問を進めていきたいと思っております。

その三つは、保険料というのは大幅な値上げに衆議院段階では落ちついた、もちろん最初の提案から比べれば修正されたわけでありましたけれども、やはり大幅な値上げだ。なぜこういうことで納得をしなきゃならぬのか、できるのかというふうに率直に感じていることが第一点。

それから第二点は、支給開始の年齢六十五歳の繰り延べというのが残っている。これは後で労働省の方とも討論してみたいと思っておりますが、今日の日本社会における六十歳未満や六十五歳に向かつての定年の問題や雇用の完全保障の問題が不安定であるという状況の中で、この問題についてはどうとすきりしてもしらぬと働く側にとっては不安でしょうがないという感じを率直に持つものでありますから、このことを集中的にひとつお尋ねしてみたい。

三番目は、制度間の財政調整というのがあつて、衆議院の議事録を読ましてもらうと一元化に向かつての地ならしだというお話があるわけだけれども、鉄道共済に対して他の制度からいゆる拠出方式をとつたということについて、国の責任の問題はどうなるんだらうかというふうに、ついせんだつてまで一市民でおつた側からしますと率直に感じます。もつとつきり申し上げれば、厚生年金をつい七月まで納めていた側からすると率直にそういう感じを持つてからは、数多い仲間がそう思うだらう。これについては政治は政治、政策は政策、いろんなことがあろうけれども、納得できるところまできちんとお互いが理解をしないと、国民の側にとっての不信や不安、政治不信やそしてまた年金制度に対する不信が出てくるのではな

いかというふうに思いますので、そんなことについて御質問をしまいたいというふうに思っています。そういうふうに申し上げた上で具体的に申し上げます。

最初であります、この法案を作成するに当たって私どもも関係の方から伺っておるんですけれども、年金の審議会があつて、そこへ労働者代表というのが三人いて、その方が意見開陳をし、そしてその意見の中で一定の集約ができない段階で労働者代表の三人が退場する、しかも抗議の意味を含めて退場したと聞いているんですが、退場したということについて事実とすれば、なぜ退場したというふうに厚生省はとっていますか。退場したかどうかを聞くんじゃない、退場したとするならばなぜ退場したというふうに、彼らの言い分じゃないです、厚生省はどうとっていますか。これを聞きたいんです。

○政府委員(水田努君) 六十五歳の支給開始年齢が時期尚早であるという点について退場されたものと受けとめております。

○深田肇君 それは厚生省としては、全く相入れない意見だということで、退場したけれどもやらざるを得ない、こういうふうに物事を考えていいんですか、私が今理解する場合。

○政府委員(水田努君) 私どもは厚生年金の給付水準を維持しながら、一方、後代の方の保険料の負担を適正なものに抑えるという相矛盾した要素になるわけなんです。給付水準を維持するということは、今後受給者がふえていきますから、非常に給付費が増大していきます。保険料も上がっていきます。しかし、その保険料というものが後代の方が負担し切れな保険料額になってしまうと制度が崩壊するおそれがあるものですから、それを適正なものに抑える必要がある。

私どもは給付水準を維持しながら保険料を適正なものに抑える、今のまま放置すると三一・五になるものを二六・〇程度まで抑制する。

〔理事永久八重子君退席、委員長着席〕
その抑制策としては、高齢者雇用の進捗に見合っ

て開始年齢を段階的に引き上げていくという解決方法が一番現実的な方法であるし、また年金審議会の多数の御意見もそういう意見を開陳されたので、それに従つて改正法案を作成させていただいた。

なお、党に御相談した段階で、雇用の進捗状況その他をやはりチェックする必要があるもので、施行については別の法律で再度慎重を期し得るよう、いわゆる将来計画の明示にとどめて、高齢者雇用の進捗状況その他も一度十分国民のコンセンサスを得る慎重な手続をとるようという党と御相談した段階の意見を入れて、そういう形に政府の案を変えて国会に提出した、こういう経過になっております。

○深田肇君 お話が先に出来ましたけれども、そういうふうな相談をされていろいろと修正されたりしているようでだけれども、衆議院議事録を拜見してみても限りにおいて言えば、提案するまでにいろいろなことがあつたんでしょうけれども、かたいですね。提案する側はそこまで信念を持ってやらないかぬのでしょうけれども、年金審議会において意見の違ひがあり、やつてはならないと思われるような退場という行為までとっていることに對して、それを無視したわけでも何でもないんだらうけれども、それで既成事実はどうぞん進行する、その間で若干の配慮はされただらうけれども、それを出してくる。

そのことについて問題があるんじゃないかといつて衆議院の側で野党がこぞつて言うというところに、これまたいろいろな御答弁をなさっているけれども、答弁を読ましてもらふ限りにおいては原案固執という感じを持つものですか、私はやはりどうもそこに流れているのは、労働者代表三名がいなくてもやり切るといふ厚生省の姿勢と体質があるんじゃないかというふうに率直に思います。

こういったようなことでは、我々の持っている常識からすると、市民が持っている常識からすると、そういうところででき上がったものは、労働

者の代表三人といへども、これは何千万の労働者の声を代表していることになるわけですから、しかもそれを日ごろ認められて団体としてのおつき合ひもされているわけだし、そのことをまた社会党を初めとする野党も知っているわけですから、承認しているわけですから、そうなるとういう方々がいなくて物を決めたものは大変常識的に考えて納得できないし、機能そのものを喪失しているんじゃないかと思ひ、で、き上がったそのものについても完全なものではないと言わざるを得ない。だからこそ、そのボタンのかけ違ひが今日のこういう状況をつくっているんじゃないか。それで衆議院の追ひ込みの段階であらう格好で与野党合意をつくり上げた。市民から見たら納得できるように納得できないということになるんじゃないかと思ひます。

すべての責任は私は厚生省にあると思ひます。この厚生省のやり方についてはどうも不信を持つ。それが日本のお役所全体がそうだとするならば、日本政府の責任は重いというふうに、私はまだ厚生省とは初めてやりとりするわけですから、そういうふうに感じていることを申し上げておきたいと思ひます。

そこで、これに関連して、この機会ですからもう一つ強調しておきたいんですが、夏の参議院選挙では、御承知のとおり消費税問題がポイントだとお互いに言つたんです。しかし、厚生省の方々は十分御存じだと思ふけれども、そのときに、高齢化社会を目の前にした福祉の問題のためにも消費税導入は必要なんだという自民党側の説明もこれあり、有権者や国民は福祉問題に物すごい関心を持つてくる。こういう状況の中で、必要に迫られて福祉問題を考えた。

そのときに日本社会党は、六十五歳の支給開始についてはだめなんだ、これは改悪だ、しかも掛金を値上げすることも認めません、これはもちろん小さくしなければいけませんということを言い、そのことについての国民の審判は我々の主張を支持してくれた。単なる消費税問題だけではな

い、いわゆる福祉問題や年金問題、もっとあえて言えば年金改悪反対だというスローガンを国民は支持したと、こういうふうに考えますから、この年金審議会の状況や選挙の結果を見たときに、私はこれは厚生大臣にはよくよくお考えの上でいろんな意味での配慮をされたものが提案されるべきであつたし、時間の関係でもう提案しちやうたというんなら、提案後もっと柔軟にいろんなことを配慮されるべきじゃないのかということをお印象として持っております。

そういう意味からすると、ここに書いてあるんだけれども、厚生省というのは厚かましいなという感じを市民の一人としても持つし、同時にこれでは有権者や国民に対して礼を失しているんじゃないだろうか。選挙の後の国会ですから、それまではいろいろ考えておつたんだらうけれども、選挙の結果が出たんだからなおのこと、もう一遍再考してもらふ。

しかも、いわゆる連合という組織があれだけのビジョンを出している。こうなると時間があつてもなくても夜を徹してでも討論してもらつて、その声をどう集約するか。いわんや三名が退場しているんだから、なおのことそういうことが必要なんではないかというふうに、提案する側に強い不満を持っていることを前段で申し上げておきたいというふうに思ひます。

そういうふうな物の考え方は、大臣、違うんですかね。間違っているんですかね。どうですか。○国務大臣(戸井田三郎君) 私は、御承知のとおり、先ほど連合の福祉ビジョンの問題もありましたが、私は連合ができて政策発表の詳しい問題は知っておりませんでしたけれども、生活重視でいくという姿勢が強く打ち出されたことは大変すばらしいことだし、これで国会の中でもいろいろ話し合ひができるなというふうな感じさえ心に持ちました。

でありますから、私どもは常に国民のために、今聞いていると厚生省は反国民的な役所のように言われますけれども、私どもはやはり年金問題一

六十五歳になっていて、経過的に六十歳から支給していく、これは暫定措置になっているので、いずれは見直さなきゃならぬ、こういう法の構成になっている、その見直しについては、次回再計算のときにここに述べられたことを総合勘案して見直しを行いなさい、こういう附則の規定をいたしているわけでごいまして、御指摘の高齢者雇用の問題は重要なモメントの一つであるというふうな私どもは率直に受けております。

○深田肇君 一年生議員ということで甘えてはいないんだと思えますけれども、本則六十五歳が決まっていることは知っています。それも、こういう日本における雇用状況の中では見直すことはできないかというふうな夏までは思っていました。ここへ来ますと、本則の拘束力がありま

すからなるほどなと思って聞いていますが、意外に多数の国民は、そのアンバランスのままじゃ困るという声が強いのことを申し上げて、局長の頭の中に入れておいてもらいたい。本則はあることはあるんだとおっしゃればそれまでのことですけれども、それを見直せぬかなという気持ちが大変強いということを申し上げておきたいというふうに思います。

そこで、どうしてもやっぱり衆議院の議事録と同じような関係になりますけれども、私どもは接続することが絶対的条件だと思ふのだけれども、そこは絶対的条件だとはお言葉をいただけないわけですか。もう一遍聞きます。

○政府委員(水田努君) 私どもは、稼働能力の喪失と年金の支給開始年齢が非常に密接な関連がある、それはそういう認識を持っております。

○深田肇君 もう一遍聞きます。

密接な関係があるということと、それが原則だということとは違ふとおっしゃっているんですか。力関係、そのいわゆる表現が違ふとおっしゃっているんですか。私はそれを一緒にのものにしてもいいと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(水田努君) 私どもは、今回の原案を設定した場合には、衆議院の段階でも再三申し上げてお

げておりますが、六十歳定年が完全に定着し、六十歳台前半層の雇用の継続の確保が図られる、そういう状況で、できるだけ国民の皆さんに開始年齢の引き上げについて理解していただけるような状況をつくるのが、やはりこの開始年齢の引き上げを実際に現実の法案として成立させるために必要な環境であろうというふうに認識しておりますし、また人によっては六十五歳まで働きたくないという方も当然ありになるかと思ひますので、そういう方については繰り上げ減額年金制度を導入する等の措置もあわせて講ずる、こういうような法の構成にいたしていただくのでござい

す。○深田肇君 後段の繰り上げの問題につきまして、そういう意思のある方との関係ですからそれは一つおいておきまして、御説明がありましたように、絶対的な条件じゃなくてそういうことを国民の理解を求めるとおっしゃいましたけれども、やはり不安定だという感覚を持つ国民から見ると、そこに対する条件が整わないと国民の理解は得られないと思うんですよ。その方法以外で国民の理解を得られるというなら、どういう施策を考えますか。接統以外の方法で国民の理解を得るんだというふうな、どういう方法を考えますか。ちょっと説明してください。

○政府委員(水田努君) やはり要は、私どもは開始年齢の引き上げが主たる目的ではないんで、さつきから申し上げておりますように、厚生年金制度という被用者保険の八三%、いわゆる被用者年金の大宗をなす制度を長期的にどう安定させるかということが基本にあるということとをひとつ御理解をお願いしたいと思います。

その長期的安定を図るための方法として、幾つかの私どもは選択肢があると思ひます。一つは、給付水準を現行の水準よりもダウンさせて、後代の人の負担を軽くするというやり方もありましようし、それから保険料の引き上げを大幅にやうて、後代の人の負担の迷惑のかわらないように今から準備をしておくというやり方もありましよう

し、あるいは今回衆議院では国庫負担率を見直すという方法論も検討の要素の中の一つに加えてもいいんじゃないかという御指摘もございました。それも方法の一つであろうかと思ひます。

いづれにいたしましても、やはり私どもは客観的に見て、今後の高齢者雇用の確保の場がついていける客観的情勢というのが非常にできつつあるわけでごいまして、それはもう平成七年で、後で専門家の労働省の方からお話があるかもしれませんが、若年労働力が急速に減っていく、それから労働時間を短縮しなきゃならぬという国際的な問題もある、そういう中で高齢者に対する適切なワークシェアリングというものができていくんではなからうか。そういうことで生きがいある社会をつくるっていくためには、やはり六十歳台前半層ぐらいまでは生き生きとして働けるという活力ある社会をつくるというビジョンの中で、それにマッチングしながら高齢者の雇用の場の確保が図っていくことが相まちながら、開始年齢を段階的に引き上げていくということが厚生年金制度の長期安定のために最も現実的な解決策ではないかというのが私どもがとった選択でございます。

開始年齢を引き上げることが主たる目的じゃなく、制度をどう長期安定させるかということが主たる目的であり、それを達成するために最も現実的な選択肢というのは、私どもは開始年齢の引き上げではなからうか、こういうことで政府原案をつくらされたいたした、こういうことでござい

ますので、ひとつ何とぞ御理解を賜りたいと思ひます。

○深田肇君 すべてのお話を伺った上で、主たる目的ではない、六十五歳に上げることが、というところが大変印象に残りました。主たる目的にしないでください。それをくれぐれもお願いしておきたいと思ひます。

その次に、ちょっと労働省の皆さんに、二回っておきたいんですが、今、やはり厚生省の側の説明をお互いに聞いておられましても、雇用問題が大変重要な課題であるし、私どもにとつては絶対的条件だと思ひているんです、接続という観点からして。そのような状況の中で、俗に言う六十歳定年問題についての定着化の状況などについて伺いたいのであります。

まずは、私どもの先輩も何っているようでありますけれども、ILOの百六十二号の勧告について、内容は知っていますから、時間がありませんからそこはお互いに触れないことにして、いわゆるその中の高齢の労働者に対する年齢に基づいての差別があつてはいけないというふうなことに関するところを中心でいいんでありますけれども、その勧告を受けて今日まで約七、八年たっているんじゃないかと思うんですが、私どもの感じでは、その中の項目によつてILOに報告する義務があるように思ひますけれども、報告をされていいますか、されていませんか。されてないんであれば、なぜされないんですか。されないんであれば、時間がありませんから先に言っておきますけれども、それは言ひましても八年間のこの勧告の精神に基づいてどういう成果が今上がつてきているか、ちょっとかいつまんで教えてもらつてありがたいと思ひます。

○説明員(松原亘子君) お答え申し上げます。今先生御指摘のILOへの報告の件でございましてけれども、これは必ずしもこの勧告のみにかわりませす、ILOで採択されました条約、勧告について、ILO憲章に基づいて報告するといふ、こういう仕組みの中でなされるものでござい

ます。

ところで、ILO憲章は何を加盟国に要請しているかということでございますが、これも先生先刻御存じと思ひますけれども、もう一度念のため憲章の要請を御説明させていただきますと、「加盟国は、勧告で取り扱われている事項に関する自国の法律及び慣行の現況を、理事会が要請する適当な間隔において、国際労働事務局局長に報告する以外には、いかなる義務も負わない。」といふ、こういう規定になっております。つまり、こ

の報告は理事会の要請に基づきまして加盟国が提出を求められるというものでございます。

この勧告につきましては、先生もおっしゃいましたように一九八〇年に採択されました九年たっておりまして、勧告といたしましては、まだ過去にも採択された報告を求められないもの等もございまして、相対的な問題でございまして、けれども、比較的新しい勧告でもございまして、ことさらに、理事会ではまだこの勧告についての各国の状況の報告を求めるといふ要請をいたしていないわけでございます。そういうことから、我が国政府も本憲章に基づきます報告というものは出していないというのが状況でございます。

○政府委員(七瀬時雄君) この勧告がILOで採択された以降、労働者としてどういふことをしてきたのかということでございますが、この勧告の趣旨は、もとより高齢者を念頭に置きながら、世代間における雇用のアンバランスというふうなものを解消していくという趣旨でございまして、その根幹はやはり御指摘のとおり、政府がその目的に向かつて政策努力を傾注するというところにあるかと思っております。

そういつた観点から、昭和五十五年に採択されて以降、私どもとしては定年の引き上げによる雇用の安定を図るという観点からの行政指導を進めてまいっておりますし、また昭和六十一年には高年齢者雇用安定法を改正し、高年齢者の雇用のためにさらに努力するという形で法律を国会で御審議いただいて成立していただいております。

さらに、各種助成金を通じて雇用の促進という観点からも、幾つかの助成金制度を創設するなり、あるいは引退過程にある方々のためにシルバークリニクを充実するなど、この間におきましても高年齢者の雇用の促進のために、いろいろな形で政策努力を続けてきているところでござい

ます。

○委員長(浜本万三君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、初村滝一郎君が委員を辞任され、その補欠として西田吉宏君が選任されました。

○深田肇君 今の御答弁は、この社労の場でも質問された同僚の議員に対しての答弁として私ども聞いておりますから、本当はもう少し具体的な内容について時間があれば伺いたいと思っております。そうしないとお互いに中身が理解できたり進まないんではないかと思っております。そういう印象をちょっと申し上げて、次に入りたいと思っております。

私の今手元に、労働省さんがやられた調査の中でいわゆる労働者が六十歳以降も若干の配慮があれば働けるんだというふうなことに係る調査資料があるんですが、昭和五十六年の十一月に調査されて、その以降はどうも調査がないように思われますけれども、調査内容は実に興味の持てるものですね。この調査に基づいて五十六年から今日まで行政指導というんですか、いろいろなことをやってこられたんだらうと思っておりますけれども、その後調査はされていきますか。それとまた、この調査に基づいて具体的にどういふことを推し進めておられますか。それをちょっと聞いておきたいと思っております。

○政府委員(七瀬時雄君) 先生御指摘のように、昭和五十六年十一月に加齢と職業能力に関する調査を行っておりますが、その後、これと同じ方式による調査は実施いたしておりません。これにつきましては、加齢による職業能力の変化などにつきまして、高年齢者の就業の実態といったようなものと異なりまして、短期的にその傾向がそう変わるものでないというところで、中長期的なテーマであるために頻繁な調査を行っていないわけでございます。

ただ、私どもとしては、現在、長寿社会雇用ビジョン研究会におきましてもいろいろ御議論をいただいておりますし、その中で加齢と職業能力、これはなかなか難しい問題でございますけれども、いろいろな形で、実態調査を踏まえながら、検討してまいりたいと思っております。

この調査をもとに私どもがどういふふうに進めてきたかということでございますが、定年延長の問題でありますとか、あるいは六十歳前半層の雇用に関する行政指導をする際にいろいろな形で参考させていただいております。例えば、高年齢者の労働能力に対する過小評価といったようなものが残念ながらないわけではございませんので、こういった調査をそういった形でいろいろの方に行政指導を進めたり御説得をする際に活用させていただいております。

○深田肇君 中期、長期にわたる問題であるからというお話ですが、今の課題として言えば、六十歳前後の我々の仲間に対する雇用問題、そのためにどういふふうに対策をすれば今思っている気持ちとの間でずれがでず安定的な心境のもとで働けるかということは大変重要な課題です。五十六年からことしまではやらなくていいというのではなくて、予算がないからできないと言われればそれまでのことだけれども、大いにやってもらって、そこで現場の意向をデータで上げてもらって施策の中に生かしてもらうということ、これはいいことだと思っております。こういうことをどんどんやってもらいたいんじゃないかということをお願いいたします。

そこで、ちょっと変な聞き方ですが、労働省の人の前で私は厚生省とやりとりをしましたが、労働省として、働く勤労国民を見ている側として、やはり相手から見ると厚生省が労働省だというのがわからぬわけだから、労働省に対して、年金の問題が六十五歳とか六十歳とかいろいろあるが、私たちの仕事はちゃんと続けられるんではないかと、元気で働く意思があるときに、言

うなら定年の問題という言葉でもいいですが、そこがはっきりしてなくて、うちの会社は五十五だ五十七だと、もう定年なんか何もない、いつ言われるかわからないというように思っている労働者が、勤労国民が労働省に対して、年金をもらうまでは仕事をしたいんだ、それがないと先に年金だけが六十五になっちゃうと困るんですよという労働者の相談はたくさんあるだろうと思っております。

それは厚生省へ行きなさい、うちは知らぬことだというふうにお役所は言うのかもわからぬけれども、きょうは逆に労働省に聞きたいんですが、私はそこはやっぱり接続した方がいいと思うんですが、接続した方がいいと労働省も考えになるでしょう。そういうことは労働省は答えちゃいけないんですか。いかがですか。

○政府委員(七瀬時雄君) ただいまの御質問でございますが、私ども雇用と年金の関係というのは密接な連携が図られるべきであるという基本的な立場に立っておりますが、労働省といたしましては、ともかく人生八十年時代、また若年労働力が減少していく中で高年齢者の活用という観点から高年齢者の雇用に一生懸命取り組んでまいりたいと、こういう気持ちを持っております。

したがって、先生の御質問につきまして、私ども雇用と年金との関係というのは密接な連携をとるべきだと思っておりますし、そういう御意見は私どもとしても十分承知いたしております。

○深田肇君 どうもありがとうございます。ぜひひとつ厚生大臣いらっしゃいますし、内閣の国務大臣としてよろしく願っています。それから、そこで、もう時間がありませんからちょっとはしりますけれども、きょうは本当に鉄道共済の年金の問題を中心にやりました。時間がありませんので後でまた永久理事にお願いして時間をいただければ集中的にやりたいと思っておりますが、私の勉強不足で本当に取っかきしい思いをいた

しましたけれども、鉄道共済年金というのは厚生省ではなくて大蔵省の所管だというようになことを聞かれました、ちょっと勉強不足で驚いたんですが、そうなりますといわゆるデータに出てきてる単年度の三千億円の赤字が出ます、不足が出ますということについては、大蔵省なり鉄道共済年金から持ってくるデータを厚生省はうのみにすると言つては失礼かも知れぬけれども、なぜこういうふうになったか、現在なぜ三千億円が足りなくなったかという細かい分析、これはいわゆる鉄道共済年金と厚生省の間ではきちんとやられて、きょうは時間がないけれども、改めてこういう場で討論するなり事前に資料をもらうなりということは可能なんですか、どうですか。

○政府委員(水田努君) 三千億の赤字につきましては、当然この制度間調整法というのは厚生省だけではございまして、今大蔵委員会、地行、農水、それから文教の各委員会が共済法の御審議をいただいているわけでございまして、この関係各省が全部担当レベルの課長がございまして大蔵省から説明も聞き、検討をし、それで妥協だと、こう認めた数字でございまして。

○深田肇君 そうしますと、もしよろしければ私のところに鉄道共済の現状のデータをいただければありがたいというのが第一点。

それから、手元に国民年金やいわゆる厚生年金については二〇二〇年までの展望があるんですが、鉄道共済については厚生省の所管でないから、いかんどうかわかりませんが、こういうものがあるのかどうか。なければつくりなにかぬと思うんだけど、よくなるか悪くなるか別にして、少なくとも十年か十五年ぐらい先までのことを読んで、そういう推移に対する計算があつてしかるべきだと思ひますが、あればそれも資料としてもらいたい。そうしないと本当の意味で真剣な討論には参加しにくいと思ひますので、いただけますか、それは。

○政府委員(水田努君) 三千億のデータにつきましては、私どもの承知している範囲で、本来なら大蔵省から直接お届けし、先生に御説明を大蔵省からした方が間違いないかと思ひますが、とりあえずデータのお届けを私の方からさせていただきますかと思ひます。

それから、財政方式の統一ということは公的年金一元化平成七年に向けての大きな課題でございまして、このことについては社会保障制度審議会から既に指摘を受けているところでございまして、各省ともその方向に向かって努力をいたしているところでございまして。それぞれの制度がそれぞれの歴史を持って財政再計算をしておりますので現在やり方の違いは多少ございしますが、できるだけ厚生省のように長期展望のもとで全体の姿が、行く先が国民の皆さんにわかつていただけたらという形をとるのが本来の姿であらうかと思ひます。

なお、今回の制度間調整というのは五年間の暫定措置であり、なおかつ衆議院の修正で三年でさらに見直すという修正も加えられておりますので、その時点でさらに将来の展望等について議論がされるものと、こう考えております。

○深田肇君 もう一遍聞きますけれども、鉄道共済のこれからの推移に対するそういうものはあるんですか、ないんですか、大蔵省は知らないのかどうかかわかりませんが。

○政府委員(水田努君) 直接的には大蔵省の国鉄共済の財政の長期展望をチェックする権能も立場もございせんので私は直接には知りませんが、ある程度の長期展望について衆議院の段階でも平成七年以降も三千億の赤字は継続するという大蔵省からの答弁がなされたことは承知をいたしております。

○深田肇君 大蔵省と厚生省の、どうも一般市民にとつてはわかりがたい、俗に言われる縦割りのようなものがあるのかもしれないけれども、三千億の不足は大体わかる。これがどういうふうな将来大きくなるのか小さくなるのか、何とかなるのかというところについての計算をみずからやったり、そしてまた大蔵省や厚生年金から金を出さなきゃ

ならない厚生省としてみれば、しっかりしたものを持たずにそのときそのとき金の問題だけを、横に渡す金のことだけをやるということは、厚生省としてはちょっと軽いんじやないかなという感じが率直に言つてするんですけれども、これは時間がありませんから印象だけ申し上げて、次の機会にでも鉄道共済の三千億の不足のデータと、そしてそれに基づいてこれからどういうふうに見通しを立てるのかについての資料をいただければ、双方を材料にしながら討論に参加していきたいと思ひます。

そこで、もう時間がありませんから最後の一言になつちやいます。昭和六十一年の十一月二十八日の衆議院の連合審査の際に、国鉄の共済年金に關する政府統一見解というのが手元にあるんですが、これは国鉄がJR、民営になる前のときでありますけれども、「昭和六十四年度までは、一云々と書いて、最後のくだりに「昭和六十五年度以降に支払いの維持ができるよう措置いたします。」という見解があるんですが、この見解と今回、どうも私が納得できないことなんでありまして、他の制度から拠出金を出すということとは関連があるんですか、ないんですか。

○政府委員(水田努君) 前段はいわゆる平成元年度までの支払いについてきちんと対応します、それから平成二年度以降については支払いが維持できるように措置をします、その措置の内容が制度間調整法と国鉄共済法の改正に基づくところの自助努力、この二つによつて対応する、こういう内容であると私も受けておております。

○深田肇君 もう一遍聞きます。

そうすると、今日行われた制度間調整、他の制度からの拠出というものはこの見解に入つてるとおっしゃつたけれども、それはどこで確認できますか、この文章だけ読んだら、何か裏協定なんかあります。

○政府委員(水田努君) 裏協定はございせん。支払いが維持できるように措置する、これに該当するといふふうに理解しております。

○深田肇君 そうすると、それは政府が一方的にそう判断をした、議会側はだれも知らぬ、こういうふうな言い切つていいですか、そういう認識は。

○政府委員(水田努君) これは政府の統一見解で、平成元年度までの支払いはわかつた、その後はどうするんですか、こういうことについて、支払いの遅延を来さないように政府としては措置を講じますと、その措置を講じますということにこたえるために今回法案を出させていたでいて、こういうこととございまして。

○深田肇君 時間がありませんからやめますが、大変これは拡大解釈で、恐らく私も先輩たちがどうお考えになつてゐるのかと思ひますが、私はいろいろと内部で勉強させてもらつたら、これでもやつてゐるんだと思つた。私が一年生で聞かせてもらいますと、こういう制度間拠出方式をことし初めてやることについて、先輩たちは衆議院段階で基本的に了承されたのか。率の方へ入つちやつたから率の方へ入つちやつてゐるわけで、それで話がまとまつたわけですから。そうなりますと、こういう新しい、わかりやすく言えば厚生年金の金が向こうに回ります、鉄道共済を救うためにということは何によつてやれるんですかと言つたら、はつきりしなくなつた、この文章をずっと聞いてきて。

この文章の中できょうどうしても確かめたいんだけれども、提案した厚生省はこの文章の中にそのことが含まれてゐると、だからやれるんだと、これは大臣、今答弁もええですか。

午後零時三十分休憩

つと言え、もう時間ありませんから多くは話
しませんが、国鉄で働いていた労働者が中
曾根内閣時代に、いわゆる民営という私もの言
葉で言えば大合理化があつて、それはいろいろ赤
字であつたり理由がありまして、そこで働
いている人が半分に減る、掛金掛ける方が半分に
減つてもう側が倍になるんだから赤字になるの
は当たり前なことなんで、そのことを承知の上で
あえてやっています、もちろん若干千の方としては
手助けはしているんだらうけれども、この段階に
なつて三千万円についてのパーセントは、いろい
ろな前後はありますけれども、おおよそ半分近い
ものを外から持つてくる。持つてくるということ
に対して納得できないじゃないかと厚生年金を掛
けている一般市民や中小企業の労働者が言へば、
それについて根拠は何ですかといったところへ持
つてきて、ここにはそういうことは書いてない。
これはあなたたちは認識できるが、いわゆる我々
議会筋ではわからない。そういうことは裏協定も
なければ話し合ひもない。こうなると、やってい
ること自体根本的にどうも無理があるという印象
をどうしてもぬぐえない。

したがって、最初に申し上げた年金審議会にお
いて労働者の代表が抗議の意味で退場したのにも
かわらず独走する。しかも、これをまた自分で
拡大解釈してそれを出す。反国民的なことをやっ
ているんじゃないと大臣はまた言いたいかもわか
らぬけれども、また同時に国民の声を聞く側から
言わしてもらつてどうしてもやっていると無理
がある。ボタンのかけ違いから始まったことか
もしらぬけれども、無理があるという感じを印象
としてぬぐえない。

午後一時十二分開会

○委員長(浜本万三君) ただいまから社会労働委
員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国民年金法等の一部を改正
する法律案及び被用者年金制度間の費用負担の調
整に関する特別措置法案を便宜一括して議題と
し、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○日下部博代子君 まず最初に、基本的な問題に
ついてお尋ねさせていただきます。

最初から統計で申しわけございませうが、一九
八七年の総務庁統計局の家計調査年報によりま
す、老後を豊かに暮らすのに必要なものとして、
六十歳以上の方は公的年金制度の拡充というの
を、これは複数回答でございませうが七七%の方
が挙げていらっしゃる。また、実際に高齢者の
収入のうち公的年金への依存度というのは年々
高まっております。これは厚生省の国民生活基礎
調査、一九八八年でございませうが、公的年金に収
入の一〇%を依存している世帯というのは一九
八一年の三二・八%から一九八七年は四一%とい
うふうになつておりますが、ちょっと確認させて
いただきますが、これでよろしうございませうか。

○政府委員(加藤栄一君) 手元にそのものずばり
の数字がございませうけれども、高齢者世帯の中
で年金が所得の八割以上を占める世帯が昭和五十
六年で三一・三%でございませうが、六十二年に四
九・九%になつております。手元にあります数字
は以上でございませうが、おおむねそういう傾向に
あると思ひます。

○日下部博代子君 今おっしゃいましたように、
私の持つておりますこれは国民生活基礎調査、厚
生省で出していらっしゃるんだと思ひますが、今
お答えいただきましたのによりましてはやはり公
的年金に依存度がだんだん高まつていふというこ

とは事実だというふうに申し上げてよろしいと思
ひます。

しかしながら、年金への依存度というのは次第
に高まつていふにもかかわらず、実際にはなかな
か年金を頼りにすることができないという事実も
あるように見受けられます。

先ほど引用させていただきました総務庁の家計
調査年報によりましますと、公的年金だけに頼つて
られないので老後に備えて貯蓄をふやす必要があ
るという設問に対して、大体そう思うと大部分の
方が答えていらっしゃる。事実、貯蓄率の国
際比較を見ますと、これは総貯蓄率と家計貯蓄
率、両方いずれにいたしましても日本は先進国で
一番高いというところはもう御承知のとおりだと思
ひます。

また、貯蓄の目的というものを見ますと、これ
は貯蓄広報中央委員会の貯蓄に関する世論調査、
一九八八年によりましますと、貯蓄の目的の第一位と
いうのが病気、災害への備えということでありま
す。二番目に老後の生活のためである。それから
三番目に教育費というのが挙がっております。
特に二番目の老後の生活に対する備えのための貯
蓄というのを見ますと、これは複数回答でござい
ますが、一九八一年には六・四%であつたものが
一九八八年には五〇・二%に上昇しております。
また、単数回答によりましますと、一九八一年に一
三・四%であつたものが八八年には二一・三%と
二倍近くに上つております。

それからまた、労働省の高年齢者就業実態調
査、ことしの六月に発表になったものでございま
すが、それを見ましても、六十五歳から六十九歳
までの方の就業率のうち九二・二%が年金受給者
でいらっしゃる。これは男性でございませうが、
その就業の理由というものが、年金だけで生活でき
ないからというお答えが男性の五五・九%、女性
の場合でも四九・八%に上つております。

また、高齢者の労働力率を見ましても、日本が先
進国の中で最も高いということはよく知られてい
ることです。そして、なぜ働くかという

ことを見ますと、これは労働省のお出しになりま
した労働白書によりましますと、自分と家族の生活を
維持するためという理由を挙げたものが五十五歳
から六十九歳のうち約八割を占めているというふ
うに出ております。

このように見てまいりますと、今これは老齢年
金の場合を特に挙げてみたわけでございますが、
老後の不安というのは、年金はもとより、自分が
病気になつたらどうしようか、あるいは寝たきり
になつたらどうしようか、そういうふうな老後の
不安というのはほとんど募つていくということが
推測できます。そしてまた同時に、社会的な支え
というものが対して、つまり社会保障に対して余
り信頼がでないということも、今わずかでござ
いませうが挙げさせていただいた数字の中から推測
ができるように思うわけでございませう。また、そ
ういう中で、社会保障制度に関するさまざまな改
定、今回の年金制度の改定もそうでございませう
が、改定したばかりに個人負担のものが上がつてい
くというふうな印象を一般の方が持つていふの
はこれは否定できないように思うわけでございま
す。

ところで、一九八八年十月、厚生省、労働省が
ら出されました「長寿・福祉社会を実現するた
めの施策の基本的考え方と目標について」、つまり
これはいわゆる福祉ビジョンと言われているもの
でございませうが、その中で、国民の基礎的ニ
ーズについては公的施策をもつて対応すると記され
ておりますけれども、この国民の基礎的ニーズとは
どのような受け取りになつていらっしゃるのか、
これがまず第一の質問でございませう。そして
二番目には、いわゆる公的施策が果たして国民
の基礎的ニーズに対して対応できているというふ
うにお受け取りでいらっしゃるのでしょうか。この
二つの質問をまずさせていただきたいと思ひま
す。厚生大臣にもお伺ひさせていただきたいと思
ひます。

○政府委員(加藤栄一君) 昨年の十月二十五日の
「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的

○委員長(浜本万三君) 両案に対する午前の質疑
はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いた
します。

どうもありがとうございます。

時間がないようですから終わりますが、以上申
し上げて、何とか善処方をよろしくお願いをいた
しておきたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○委員長(浜本万三君) 両案に対する午前の質疑
はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いた
します。

どうもありがとうございます。

時間がないようですから終わりますが、以上申
し上げて、何とか善処方をよろしくお願いをいた
しておきたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○委員長(浜本万三君) 両案に対する午前の質疑
はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いた
します。

どうもありがとうございます。

時間がないようですから終わりますが、以上申
し上げて、何とか善処方をよろしくお願いをいた
しておきたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○委員長(浜本万三君) 両案に対する午前の質疑
はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いた
します。

どうもありがとうございます。

時間がないようですから終わりますが、以上申
し上げて、何とか善処方をよろしくお願いをいた
しておきたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○委員長(浜本万三君) 両案に対する午前の質疑
はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いた
します。

考え方と目標について」といういわゆる福祉ビジョンでございます。ここで、国民の基礎的ニーズについては公的施策をもって対応する、多様な高度なニーズについては個人及び民間の活力の活用を図る、こういうふうに三つの基本的な考え方の中で示しております。

基礎的なニーズというものでございますが、これはやはり国民の意識でありますとか生活水準等によって相対的に変わってくるものではあります。現在、公的な社会保障制度によってカバーしていくということで、年金で申しますれば現在給付しております公的年金の部分と、それから公的扶助でありますれば生活保護の基準等において、個々それぞれに検討されて設定されるものであるというふうに考えております。それぞれの基礎的ニーズにつきましては、厚生省におきまして関係の審議会等で十分に御審議もいただき、また、それぞれの指標に応じましてカバーするように努力し、またカバーしているというふうに言えると思っております。

○国務大臣(戸井田三郎君) 今政府委員からお答えいたしました。先ほど先生が御指摘のいわゆる制度に対して国民が不安を持っておられる、まだ頼り切れない、こういう感覚が統計の数字の上にも出てくるということでございますが、私はやはり社会保障の役割は、そういった国民すべてに共通した、例えばお年寄りであるとか、あるいは障害者を持つておられる方であるとか、あるいは不幸にして主人を亡くしてお母さんが子供を支えているとか、こういうような弱い立場の方々を国が制度の上で安心した生活ができるような保障をしていくということだろうと思うのです。

その中で今一番基本的な大きな問題になってくるのは、今日のように長寿社会になってまいりますという、今もお話がありましたように、年金等でお年寄りの生活が保障される。ただこの問題について、今御指摘がありましたように不安を持っておられるのは、やはりヨーロッパ諸国に比べて日本の社会保障制度の歴史というものが、特に

世代間で扶養をしていくという社会の仕組みとしてスタートしてから非常に年が浅い、そういう関係の中でいろいろな不安を持っておられる方も多い。そのために、将来に向かって公的年金に頼るといふ経験よりも、自分たちで蓄えをしたりして自分のことをやっていかなくちゃいけないというような今までの一つの考え方というものがやはり一方にある。制度は制度で安定してもらいたいという期待もある。そういうことのはざまでは、いろいろな統計の中にあられてきているのではないかなというところは考えられるわけでありす。

貯蓄というものを考えても、どちらかというとお年寄りの世代の方が若い世代よりも多い。それは長い間働いてきたことと、そういう不安を持ちながら蓄えてきたこと、こういってことによつてそういうようなものがあらわれているのだろ

うと思えますけれども、六十歳以上のお年寄りは平均千七百円貯金を持っているのに若い人の方は大体一千万前後であるということを見ても、やはり将来に対する期待と同時に自分自身の蓄えをやっておこうという自助努力、こういってものがうまいくいろいろな統計の中に出てきているのではないかと、こういうふうにも考えるわけでありす。

そういう観点から、私どもは社会保障は国民生活の中であつて、老齢、失業対策、あるいは所得の減少に対する所得保障なり病氣などに対する医療あるいは生活保障といった機能、そしてさらに所得再配分の機能を果たしているというのが基本的に社会保障の役割である。その役割が信頼されるようになってきて、本当にこれで長い間給付が続いてくるといふと安心をして消費も自分自身でどんどんするようになる。そうなれば年金というものが消費に回ることによつて、お年寄りの社会における活力ある生活が本当に保障されてくる。そういうふうな私どもは考えておるわけで、そのためにはまず第一に安定した年金制度をつくり上げていかなければならない、かように思っている次第であります。

○日下部権代子君 お話はわかるのでございますが、私が申し上げました統計の中で、特に労働者の統計がございす。それもお聞き及びと思うんですけれども、もう一度申し上げますと、高年齢者の就業実態調査、労働者の六十三年によりまして、男子の高年齢者の就業の理由、自分と家族の生活を維持するためという理由を挙げた者が五十五歳から六十九歳で約八割を占めているということ、そしてもう一つは、高年齢者就業実態調査ということしの六月に発表されたものでございす。が、それも、年金はもらっているけれども年金だけでは生活できないから働いている、そういう現実がはっきりと出ているわけでございますが、その点に關してはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○政府委員(加藤栄一君) まず、先ほど引用いたしましたように、国民の基礎的なニーズについては公的施策でカバーしていく、こういうことでございすので、自分の労働によりましてさらにその上の収入を得るといふ方向が一つあると思ひます。

またもう一つは、年金制度について申しますと、まだ現在年金は成熟の過程にございすので、完全にフルペンションといひますか、規定の年数を加入いたしました想定されます年金をもらうという状況に至っていない方もおられるわけでございます。そういう方々の存在もこれは否定できないところだと思ひております。

○日下部権代子君 それでは、安心できるような年金制度、年金の給付額ではないということはお認めになりますか。

○政府委員(加藤栄一君) 年金水準として設定されておりますものにつきましては、国民の基礎的なニーズを満たすという前提のもとに算定しておるわけでございます。ただその場合に、年金制度に十分にまだ加入していない方、年金制度が想定している所定の期間だけお入りになっていない方、社会保障でありますから掛金に応じて給付を受けるわけでございますから、そういう方々が未

成熟の過程においては存在する、そういうことでございす。

○日下部権代子君 この問題をやっておりますとまた随分かかりそうなので、次の問題に移らせていただきます。

次にお伺いしたいのは、またやはり基本的なこととでございますが、社会保障と経済成長との関係についてでございます。

短いのでございますが、ひとつ文章を読ませていただきます。

もともと福祉国家における社会保障の実施は、基本的には、社会連帯と生存権尊重の思想から要請されるのであり、その要請は、いわば実利的判断を超越した絶対的なものに基づいているからである。

「まず経済成長を、しかる後に、社会保障の拡充を」というような見解は、福祉国家において安易に述べられる余地がないといわなければならぬ。社会保障政策と経済成長政策を同じ秤にかけて、その優先度を見いだすことは、しよせん困難といわなければならぬ。

これは北欧の文章でもなければイギリスの文章でもなく、我が厚生省の厚生白書三十五年版に書かれていた文章でございます。そういうふうな御見解が三十五年版の厚生白書には述べられております。

ところで、一九六六年の「将来の国民生活像」と題しました国民生活審議会の答申を拝見いたしますと、
これまで、社会保障は単に個人の所得保障といふもので、経済的にも多少の所得再分配機能をもつにすぎなかったが、こんど社会保障水準が高まると、景気安定対策、社会連関施設への投資対策として役立つばかりでなく、住宅や交通機関の整備などとあわせて労働力の流動性を高めるという意味で構造対策としても積極的に活用できることにならう。
社会保障や最低賃金制のための支出は経済成長のための経費という性格をもつ。

というふうにも書かれております。

また「経済社会発展計画」これは経済企画庁が一九六七年に出されたのですが、それによりまず「経済の効率化に伴う構造改善を円滑に推進し、もしくはこれに伴う摩擦を予防・軽減するためにも社会保障の充実が急務」であらねばならないとしております。

三つの文章を今読ませていただきましたけれども、一言で申しますと、最初は、経済成長というものとは社会保障というものは切り離さなければならぬ、どちらが先かということ論議が、次第に経済成長優先、財政優先という方向に動いてきているということが読み取れるわけでございますが、この国としての社会保障に対する姿勢の変化というものを私どもはどのように解釈すればよろしいのをごさいますか。その点の御見解を承りたいと思います。

○政府委員(加藤栄一君) 三十五年の厚生白書におきまして、社会保障制度の必要性といえますか意義について申述べているわけでございます。やはり憲法二十五条を具現化するために社会保障制度というものはあるわけでございまして、そういう意味では国民の生活の安定を支えるという意味で社会保障制度の必要性というものはございりところでは、やはりそういう経済等々の配慮、経済上の効率化というものを超えたものがあるという側面があると思います。

ただし、やはり国民の経済生活を支えるという意味で各種の給付を行うわけでございまして、これはそのときそのときの経済成長の状況でありまますとか国民所得の伸びなどになりまして、経済条件の変化によりまして、国民がその社会保障に期待するもの、あるいは社会保障に対する国民のニーズというものがやはり変わってまいらると思ひます。さらに、財源の面でも当然ながら社会保障というものは制約が出てくるということもあるわけでございします。

また一方、社会保障が経済に対してどういふ

うに作用するかというものは、国民生活白書、経済白書等で今先生がお話しになりましたような面というものは、これはあるわけでございします。

したがって、そういう相互作用というものがあつたわけでございしますが、社会保障制度審議会等でも、社会保障は国民生活を安定させる機能を保持、同時に一方、所得再分配作用を持ち消費需要を喚起する、あるいは景気を調節する、そういうような経済的な効果を持つということを答申の中でもおっしゃっております。

こういう需要喚起等経済に寄与する面があるということは事実であります、三十五年以降の高度の経済成長、それから国民の生活水準の向上、こういうものに対応いたしまして、それぞれそのとらえる一つの側面を強調してこういう説明をしているというふうに理解しております。

○日下部権代子君 国の姿勢というものがそのときによってくる変わられるのでは、これはやはり国民として不安が増すばかりではないかというふうに思ふわけであります。やはり一貫した一つの哲学というものが必要になってくるのではないかなというふうに思ふのでございますが、その点に關しまして厚生大臣いかがでございしますか。

○国務大臣(戸井田三郎君) 非常に難しい問題ではあります、私は今のお話を聞いて感じたことは、私たちの社会はいわば自由経済社会を基本にして立っている。そうすると、やはり自由経済社会の中で人はそれぞれすべて平等に働く権利を有しますし、またその権利は与えられていても、体の不自由な人であるとか、あるいは年をとってくるとか、だんだん弱い立場になってきたときには、その自由という土俵の上で競争がしにくくなつてまいります。そういうような方々に対して、この社会を維持していくためには、当然社会の責任において保障をしていかなければならない、助けていかなければならない、これが前提にあるわけでありまますから、この社会を維持するためには経済よりも社会保障が先にある、優先して私はあ

るんだと思ひます。

しかしながら、いずれにしてもその経済の中から働いて得た所得でもって税金を納めたり、そしてあるいは世代間扶養である年金の保険料を納めている。そういうような国民の働きの成果の中から納めていく金でありますから、当然その国民の合意を得ながら実施をしていくという意味では経済の制約を受ける。経済の制約を受けるというよりも国民すべての人が負担する、そういう中で合意を得て進めていくということが当然基本的に出てくるんだと、私はこのように考えます。

○日下部権代子君 そうしますと、国民の合意ということが大変に重要だというふうな御指摘でございますが、これまでのさまざまな一九八〇年以降の社会保障制度に関する改定は、国民の合意が得られているというふうにお受け取りでございしますか。

○国務大臣(戸井田三郎君) すべて国会の議決を経て行っているわけで、国民の合意は、国会が最高の議決機関であるというふうになっておるわけでありますから、政府が独断でやるのではなくして、やはり政府は政府として法案を提案し、そして国会に御審議を願ひ、その結果法律となつて実施をしている。その間にはやはりそれぞれいろいろな考え方が戦わされて、必ずしも一本になり得ない場合もありまますし、幸いにして合意を得て大方の御賛同をいただいて結論を得る場合もある。

今回の年金法についても、衆議院段階では審議の過程を経て修正をされ、そして私もその線に沿つてこれから一生懸命に有効な運営ができるように努力をしていく、こういうふうに私も考えております。

○日下部権代子君 どうもありがとうございます。ところで、時間がございませんで次の問題に移らせていただきます。

昭和六十一年度の厚生白書を拝見しておりますが、「社会保障制度を支える経済的基盤を維持・強化し、社会保障の充実に資するもの」として経済

成長が挙げられておりますが、その経済成長のこととはさておきまして、その次に「社会保障制度が安定し有効に機能していくことは、活力ある長寿社会の前提となるものであるが、過剰な給付や過大なサービスはかえつて経済社会の活力をそぐことにもなりかねない」というふうな記述がございしますが、この過剰な給付や過大なサービスというのはどのようなことをおっしゃっているのをごさいますか。

○政府委員(加藤栄一君) 現実には過剰な給付があるというふうなことは、一般的には現実に起きているわけではございせん。ただ、外国の例等々あるいは関係の学説等々におきまして、社会保障給付が過剰になるといふようなことになりまますと社会保障負担の方の水準も高くなる、こういう場合にはやはり経済の発展や社会の活力を損なうおそれがあるという、そういうことが一般的に言われているわけでございします。そういうことをそこで申し述べているということでございます。

○日下部権代子君 そういう説があるというふうにおっしゃいましたけれども、やはり厚生省としては、どなたかがそう言つたからというふうなこととで、こういう厚生白書などにそういうことを軽々しくお書きになるものではないというふうに思ひます。やはり、きちんとした根拠をお持ちになつてお書きになるべきだと思ふのでございします。いかがでございしますか。

○政府委員(加藤栄一君) 全体に水準としていふことではなくて、やはり個々のケースを見ますと、不必要なそういう長期入院をするとか、ただ私はこの厚生白書を書いたわけではないわけ、突然の御質問でございしますので、そういうものが考えられるわけでございします。

また、やはり将来に向けてこのままの傾向で進むとすれば、そういう過剰な給付でありますとかあるいは地方公共団体等々の場合もございします、一時はばらまき福祉というふうなことも言われたわけでございしますが、そういうふうなものも萌芽としては言えるわけでございします。そういうむだ

のないような効率的な社会保障を構築していく、さらにその財源についてはより必要性の高いところへ回していく、こういうことであろうと思ひます。

○日下部補代子君 ばらまき福祉というふうなこともおっしゃいましたけれども、現状ではやはりまだ社会保障の充実というところは、実感として皆さう充実しているというふうにお感じになつていらっしゃる方というのは、傍聴席にもいらっしゃると思いますけれども、どなたもやはり充実しているという実感をお持ちの方はいらっしゃるんじゃないかなにかなという気がするわけでございます。そのような状況の中において、過剰サービスというふうな言葉が国が責任を持ってお出しになる厚生白書にきちんと記載されているということは、私は余り納得がいかないわけでございます。

先ほどおっしゃいました、そういう国がある、活力がなくなつてしまつていけるような国があるというふうなお言葉があつたように見受けられますが、それはどのような国々を指していらっしゃるんでございましょうか。

○政府委員(加藤栄一君) 勤労意欲がなくなるといふふう具体的に検証するというのはなかなか難しいとは思ひますけれども、一般的にそういうことが言われているということを申し上げたわけでございます。

○日下部補代子君 大変それはちよつとお答えになつていないというふうに思ふんですけれども、余りに素朴過ぎるお答えでございしますが、もう少しきちんとしたお答えいただけませんか。

○政府委員(加藤栄一君) 当時の一般的に言ひますのは、やはり我が国に比べましては、今先生おっしゃられていました、当時言われておりましたことはやはりイギリス病でありまして、それは御専門でございまして私もあれなんでございしますが、一般的にはそういうことが言われておつたわけでございます。そういうことを恐らく当時言われておりましたことと、さらに将来においてやはり一般的な形としては、もし過剰な給付という

ようなものがあるとすれば、それはやはり負担との関係では、負担もふやすわけでございますので、後代の背負ひ切れないような負担というものを避けるという意味で、余りに国民の負担が高まるというふうなことを通じて国民の勤労意欲というものがやはり失われていくのではなからうか。やはり、そういう国民負担率の向上というふうなものも念頭に置いて書かれたものでございします。そういう意味では、今イギリスと申しましたけれども、北欧諸国でありますとか、そういうところで国民負担率が高まりつつあるというふうなことはやはり勤労意欲の面で影響があるのではないかと、こういうことにもつながってくるのではないかと、いふふうに思つております。

○日下部補代子君 イギリス病とおっしゃいましたけれども、英国病は社会保障をやや過ぎたからという単純なものではないことは皆さん御存じのとおりでございます。また、イギリスにおける社会保障費の対GNP比を見ましても、そんなに高くないのも御承知のとおりだと思ひます。したがうして、英国病というのは社会保障をやや過ぎたからといふことはどこから余り出てこないと思ひます。スウェーデンやデンマークなんかの方が対GNPの社会保障費というのは非常に高うございします。しかしながら、スウェーデンでは失業率は日本国よりも低いわけですから、そういう事実がございしますことを御存じないはずはないといふふうに思つております。したがうして、やはり私としてはもう少しきちんとしたお答えをいただきたいと思ひました。しかし、一応この問題はこの辺で終わらせていただきます、次の問題に移らせていただきます。

さて、年金制度を改定するには、さまざまな年金財政などに関する再計算に伴う基礎的な指標といふものが必要になつてくるわけでございしますけれども、例えば人口推計におきまして、これは厚生省の人口問題研究所が出されました中位推計でございしますが、例えば六十歳以上の推計を見ましても非常に変化が多いんですね。例えば一九六

九年の推計によりまして、六十歳以上が二千九百九十三万人、ところが一九七六年の推計を見ますと三千二百四十五万人、一九八一年推計によりまして三千四百四十二万人、一九八六年推計ですと三千八百九十六万人となつております。この数はよろしうございしましょうか、これは人口問題研究所の中位推計でございします。

○政府委員(加藤栄一君) ちよつとそれぞれの推計、過去の推計を私手元に持つておりましたので、六一年の十二月推計では、六十歳以上でございまして、一九六五年現在で実数で九百六十四万人、こういうことになつております。それから、平成二年で六十歳以上人口が二千九十七万人ということでございます。

○日下部補代子君 一つの推計ですか、今おっしゃつたのは。

○政府委員(加藤栄一君) これは六十一一年の推計でございます。

○日下部補代子君 そういたしますと、私、今のこの推計の実際の数字を後ほど出していただきたいんですが、それよりも、よろしうございしますか。その推計の実際の数字といたしまして、やはりこのように推計が随分変わつていくということを申し上げたわけでございます。そうしますと、非常にデータをどのように扱うかといふことによつて随分さまざまな結果といふものが変わつてくるんじゃないかといふことを申し上げたわけでございます。

その中に、例えば一番わかりやすい例を申し上げますと、合計特殊出生率でございします。二〇二五年に合計特殊出生率が二・〇程度といふことで推計をなさつていらっしゃると思ひますが、現在一・六六といふことでございしますが、この二〇二五年までには二・〇になるというふうな今でも推測していらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(加藤栄一君) 合計特殊出生率でございしますが、推計では今おっしゃられましたように

二・〇まで回復するという推計をしている。これは六十年の人口研の人口の将来推計でございしますが、現在でもその前提に立つております。

○日下部補代子君 わかりました。どのような根拠でそうなるかということもお聞きしたかったんですが、だんだん時間が過ぎてしまひます。

あと二つほどデータを出していただきたいことをお願いしておきたいんですが、一つは、今回の改定のために出された基礎データの中に拠出金算定対象者のデータは出ていなかったように思ひます。それからまた、被保険者の男女別、年齢別分布の将来推計値というのが出ていなかったように思ひますが、この二つと、それから先ほどの人口問題研究所の推計と、三つをデータとして出していただきたいと思ひます。

○政府委員(水田秀君) 私どもは、再計算いたします場合には人口問題研究所の直近の将来人口推計、これを用いていけるわけでございしますが、この人口問題研究所の将来人口推計というのはその前年に行われた国勢調査の結果をもとに推計を行っているものでございまして、前回の再計算のときの将来人口推計といふのは五十六年のものを用ひました。今回のものは六十一一年の将来人口推計を用ひていけるわけでございします。

一番この間で顯著に違つた点は、男女とも平均寿命が三年延びている、そのことが平成三十二年における老齢年金の受給者の数が前回の再計算時に比べて二百五十三万人ふえた、このことが最終保険料率が前回二八・九%と予定していたものが三一・五%に拡大した、これが最大の理由でございします。

今先生から要求のございました三つの資料についてはお出しをいたします。

なお、今回の再計算に当たりましては、合計特殊出生率は二・〇で、六十一一年度の将来人口推計をそのまま用ひさせていただきます。

蛇足になりますが、平均寿命につきましては男女とももう既に世界のトップに来ておりまして、

これについては今後そう大きな変化はないだろうというのが人口問題の専門家の中の御意見でございしますが、合計特殊出生率につきましては、なかなかこれは予測のしにくい、非常に個人の恣意にかかわる、子供を生むというのには非常に統計に集りにくい不安定な要素があるわけではございません。私も今回推計いたしました再計算においては二・〇と、それから、そこに向かう回復基調が正しいかどうか、こういうことについては若干の懸念がございしますが、今回私も再計算に使用したデータにおいてはそう深刻な影響はないと思っておりますが、超長期的に見ると、この合計特殊出生率が年金財政に与える影響というのは二・〇に回復しない場合は生じてまいろうか、こう思います。

それで、先生の御指摘のあとの二点の点は、後刻資料を先生にお出しをさせていただきますと思います。

○日下部権代子君 ありがとうございます。一応基本的な問題についての質問はこの程度にさせていただきます。次は各論的な問題についての質問をさせていただきますと思います。

今回の改定におきまして、厚生年金の給付額というのは標準的なケースで十九万七千四百円、これでよろしゅうございしますか。

○政府委員(水田努君) 制度成熟時においてはそのように私どもは計算をいたしております。

○日下部権代子君 では、夫婦ともに四十年加入した場合に月二十八万八千円、これは標準報酬の六九%に当たる、これでよろしゅうございしますか。

○政府委員(水田努君) そのとおりでございます。

○日下部権代子君 ところが、これは実際には二十八万八千円、標準報酬のこれは六九%でよろしいのかしら。私が計算いたしますと六八・五四%になるんですけれども、いかがでございますか。

○政府委員(水田努君) 丸めさせていただきます。六九%、こうさせていただきます。

○日下部権代子君 これはやはり四捨五入ということではなく、相当大きな、お金にいたしまして何にしても大きいわけでございますので、やはり四捨五入を簡単にしてもらっては困るようには思います。

さて、次に基礎年金についての質問をさせていただきます。次に基礎年金については、四十一年加入の場合のモデルがございしておりますが、この金額は、一人当たり国民所得の何%を維持するのかがというふうなことに對して、給付額というのが今の例えは厚生年金の標準報酬の六九%というふうな定めであるように定めてまいろうかと思っております。

○政府委員(水田努君) 基礎年金は前回の年金改定で導入されたものでございまして、前回の導入に当たりましては、六十五歳以上の無業の方の基礎的な消費支出に見合う金額として基礎年金の水準が設定されておりました。今回改正に当たりましては、昨年末、一年半にわたる御審議をいただいた年金審議会から一致して前回設定された給付水準を維持すべきであるという御答申をいただきましたところから、私もその基礎的な消費支出の伸びに見合った額の設定をするというところで、いろいろと政府内部で私も各種の交渉をして、この水準を確定して法案として出ささせていただきます。

○日下部権代子君 一九八四年度に基礎年金が導入されましたときは月平均五万円ということになっておりましたが、これは同年度の一人当たりの国民所得の約三〇%、もっと厳密に言いますと三八%に当たるといふふうにとらえてよろしゅうございしますか。あるいはまた、平均賃金の現金給与総額の一九・三%になるというふうにとらえてよろしゅうございしますか。

○政府委員(水田努君) 国民所得あるいは平均賃金との関係において基礎年金を設定するといふ考え方はとっていないわけでございますが、あえてその点はどうかという御質問でございますので、前回の設定されました五万円という基礎年金

の水準というのは、その当時におきます一人当たりの国民所得に対する比率は三〇%であると私どもは見えております。それから、毎月決まって支出をされる給与、その当時二十一万二千円でございますが、これに対する五万円の占めるシェアは私どもは二三%台である、このように見えております。

○日下部権代子君 そうしますと、一九八九年の改定、この基礎年金の額五万五千五百円というのは、一九八八年度の一人当たり国民所得の何%に当たりますでしょうか。

○政府委員(水田努君) 一人当たり国民所得に対するのが、前回三〇%だったものが二七%になります。それから毎月決まって支給される給与、前回二三%であったものが今回同じく二三%でございます。

○日下部権代子君 そういたしますと、いわゆる対賃金比ということで見ますと次第に割合は下がっていつていくというふうなことがわかるわけでございます。私たちが実際に生活レベルで年金というものを考えましたときには、自分の生活レベルは実質的にレベルアップされているというのが実感だろと思うんですね。そういった状況と、いわゆるそういう算定方式をとっていらっしゃらないということを前提にはして考えましても、やはり我々の感覚としては次第に目減りされていくということが今お答えいただいた数字の中で出てきたというふうに思うわけでございます。この辺の問題も、やはり我々の生活レベルにおける実感と、それから数字合わせという机上のプランとの違いということから出てくるというだけではない、やはり年金というものが我々の生活というものを支えるということになりますと、小さな問題ではないような気がいたします。

さて、次の問題に移らせていただきたいと思います。老齢基礎年金についてでございますが、これは四十一年加入して五万五千五百円ということでございます。年金額というのは、これは絶対額ではない

くて保険料を払った期間、つまり加入期間に比例するということでございます。しかも四十一年間ということでございしますから、まず四十一年間無事に生活をするということもなかなかこれは、人生というのはいろんな起伏がございします。四十一年というのには相当長い期間だといふふうに思います。したがって、これは私たちの生活実感からいくと、モデル年金等が出ると本当にそのまま満額自分もらえるんじゃないかなという錯覚を起こしてしまいがちなんですけれども、厳密に考えてみると必ずしも五万五千五百円が手に入るということではないわけですね。

ところで、この老齢基礎年金額、実際の受給額というのは幾らぐらいになっておりますでしょうか。

○政府委員(土井豊君) 昭和六十二年年度末現在での国民年金の老齢年金の平均支給額でございますが、月額二万九千円と相なっております。

○日下部権代子君 やはりこれはモデル年金の半額というふうに言ってもいいと思っております。さて次に、この老齢基礎年金の場合には保険料の免除制度というものがございますが、その免除制度の適用を受けている方は何人ぐらいでございますでしょうか。

○政府委員(土井豊君) 昭和六十三年年度でございますが、一、一八三、九百七十七人中免除者数は二、二一三、六百人、一二・二%という状況でございます。

○日下部権代子君 滞納者あるいは不払い者というのとはどうなっておりますか。

○政府委員(土井豊君) 保険料を納めるべき月数に対する収納率というのを示しておりますけれども、検認率と申しておりますが、それを一〇〇%から差し引いた未納率でございますが、これで申し上げますと一五・七%という状況でございます。昭和六十三年の実績でございます。

○日下部権代子君 何人ぐらいになりますか。

○政府委員(土井豊君) 人数につきましては、今言った計算の仕組み上正確には出ないわけではな

います、単純に先ほど言いました一号被保険者の人数に今の率を掛けますと、推計でございますが、約二百八十八万人という状況でございます。

○日下部補代子君　そういたしますと、この保険料の免除の方と合わせて約五百万を超えていらっしゃるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○政府委員(土井豊君)　今の二つの数字を合計いたしますと、五百万強という数字に相なります。

○日下部補代子君　五百万という数字は、これは必ずしも少ないというよりは多いというふうに見えていい数字というふうに思います。

さらに、保険料がこれからふえていくということが予想されますが、そうなつてきますとこの数というのはいくらふえていくというふうにとらえてもよろしいでしょうか。

○政府委員(水田努君)　その御質問にお答えします前に、先ほどのお尋ねの基礎年金の水準の設定について若干補足をさせていただきたいと思いましたが、毎月決まって支給する給与というのは、この五年間というのは大変物価が安定していたために賃金の出回りというのが高くなかった。そういうことで、五十九年のときは決まって支給される給与に占める割合は五万円というのは二三％で、今回も毎月決まって支給される給与に対する五万五千五百円は二三％で、比率的には変わっていない。一人当たり国民所得で見ますと確かに若干落ちているけれども、物価が安定していたために、消費支出の拡大に見合つて支給するという点で、消費支出の拡大に比べて物価が安定していたために大きくなかったと、こういうふうに見るべきではないかと私も見ておりますので、その点は若干先生と見解を異にするという点を補足させていただきたいと思えます。

それで、今確かに私も免除者あるいは滞納者が出ないというところは国民年金制度を運営する場合の基本的な方策である、こう思っております。そういうことを十分念頭に置きな

がら私も国民年金の保険料を設定させていただいておるつもりでございますし、できるだけそういうことを起こさないように引き上げ幅を小さくし、しかも毎年段階的に引き上げるといふきめの細かい配慮を加えて引き上げをさせていただいているというところでございます。

一方、どうしてもこれに経済的に大変な人には免除という制度が用意してございますし、また免除を受けられなかった方については、経済状態が回復した場合に自分の低年金を防ぐために十年間さかのぼって追納できるといふ道や、あるいは本来六十歳で国民年金制度からリタイアするんですが、六十歳から六十五歳までに任意加入という形で保険料を補完するという道も制度的につくられているわけでございます。

それから滞納の問題については、これはやはり国民の皆さんに理解を求めてやっていく以外にないわけで、これは残念ながら大都市部の人口の流入の激しいところはどうしても滞納率が高くなるというので、納めやすい環境づくりということ、前回の改正で三月に一回ずつ納める保険料を毎月払いに切りかえ、しかも自動振り込みその他によって納めやすい環境づくりをつくったところで、私も滞納の防止については全力を挙げて今後とも一生懸命取り組んでまいりたい、このように思っております。

○日下部補代子君　今局長が補足なさいました平均賃金との割合でございますけれども、先ほど私が申し上げたことは、実際に目減りをしていくということと同時に、決まった基準というものが、賃金あるいは国民所得の何％を維持するかという、そういう基準が定められていないことに對する不安定ということを申し上げたわけでございます。

○政府委員(水田努君)　これは前回の導入した考え方を我々踏襲しているということで、老人の必要な基礎的な消費支出のニーズにこたえるという形で、いわゆる賃金なりあるいは国民所得にリンクするという設定方法は残念ながら

い、こういうことでございますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○日下部補代子君　確かに局長がこれを導入なさったわけではないというのはいささか矛盾するけれども、やはり国民といたしましてはどなたが導入なさったかということはいささか関係ないことではないかと、たまたま今回は物価が安定していたという、たまたまという要因でもって公的年金の実額の額というものの賃金へのパーセンテージというのがたまたま余り変わっていないことでは非常に困るわけでございます。やはり、余りそういうたまたまということがないようにしなければならぬということ、これはちゃんとおわかりのことではないでしょうか。

それで、また基礎年金のところに戻りますけれども、先ほどお答えいただきましたように、いわゆる保険料の免除者とかあるいは未納の方たちというのは五百万を超えているということ、そしてまた実際の受給額が三万円足らずということになりますと、これは基礎年金というふうになつております、いわゆる最低の生活保障ということになつてくる。この基礎年金が基礎年金足り得る意味をこれで持っているというふうにお思いでいらしゃいましょうか。

○政府委員(水田努君)　先ほど加藤審議官も申し上げておりましたが、我が国は社会保険方式をとっておりますので、所定の拠出を満たしてフルペンションをもらう、こういう仕掛けになっております。

三十六年にスタートしたために、我が国では制度発足前の期間について保険料を納めるという仕掛けはとっていないわけでございます。そのために五十年年金、十年年金という短縮措置を講じた経過年金というものを生じて、この額についてはできるだけ過去努力をして引き上げてまいりてきたわけでございます。その年金についてかつ繰り上げ減額をされるということが非常に多いために、結果的に部長が申し上げましたように一件当たりの平均支給額は二万九千円台に残念ながら

ついているということで、これ以上全体の給付水準を五万五千五百円のレベルに上げるということになりますと、膨大な費用を要することになって、到底これは保険料負担という観点において、現在でも高過ぎるという御批判のあるところにこれ以上の給付の改善というのはなかなか私も困難ではないかと、こういうふうに考えている次第でございます。

○日下部補代子君　例えば、またスウェーデンと言つて活力がないということになるというふうな言われてしまふけれども、失業率は日本よりも低いということ、活力がないとは言えないと思ふんですけれども、そのスウェーデンですと、一定期間居住して一定の年齢になつた者にはもういわゆる日本の基礎年金に当たる国民年金というのが支給されることになっております。やはりこういう安定した基礎的な年金というものがもたらえるということになりますと、これは非常に年金に対する不安というものが少なくなるんじゃないかというふうに思いますけれども、そういうことに関しましてはやはりお金が要するというところで考えられないということになるわけでございます。

○政府委員(水田努君)　それも一つの考え方であらうかと思いますが、仮に今の基礎年金をスウェーデン型、いわゆる居住要件と年齢要件で支給をするということになりますと、どれくらい費用がかかるかというのを申し上げますと、平成二年度で十一・一兆で、これは全額国庫補助という前提で考えますと、現在の三分の一の国庫補助の約四倍近くかかります。それから平成二十二年になりまして二十三・四兆ということで、三分の一の国庫補助の三・四倍、それから平成二十二年度になりますと四十三・二兆ということで、現行の三分の一の国庫補助に比べて三・二倍ということで、この財源をどう調達するかというのは大変これは深刻な問題であり、どうやって国民の合意形成をとっていくかという、これは大きな問題ではないかというふうに考えておる次第でございます。

○日下部補代子君　例えば国庫補助あるいは税方

式という形にした場合には、その他の制度の保険料というものの負担というのは相当少なくなると思うんですけども、そういった計算というのはなさったことはおありでしょうか。

○政府委員(水田努君) 確かに被用者年金から拠出金として国民年金に拠出している保険料が不要になるの、その意味においては被用者年金の保険料を軽減させるという要素は持つと思います。が、このように四倍から三倍強の国庫負担ということが我が国の今後の経済成長の中で税として確保していけるかどうか。その調達方式その他については、今回の消費税の導入をもってすればあれだけの国論を二分するという形をとっておりますので、これは大変大きな問題ではないか、こう思う次第でございます。

○日下部博代子君 これは税特のところで、たしか中村紀伊さんが参考人としていらしたときに、国民は税負担を全く嫌だと言っているのではない、納得のいく税負担であったら必ずしもそうではないというふうなことを参考人として述べていらしたけれども、やはり今まで余りにも税金というのに対して取られてしまおうという感覚があるというところは、これは行方がどうなつたのか余り国民に見えてこなかったという、そういうタックスペイヤーということから考えますと、日本の場合には相当これはいわゆるお上意識ということにもつながって他の先進国とは違つた感覚を持っているだろうというふうに思うんですが、その不信感を解消していくためにはやはり非常にガラス張りの、さまざまな細かいデータも情報公開するというふうなことがまず先決なんじゃないかというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(水田努君) 私、自分の守備範囲の年金だけで情報公開についてお答えをさせていただきます。と思います。厚生年金、国民年金につきましても、私も情報公開に精いっぱい努めてまいつたつもりでございますし、余り長期の展望を

し過ぎて、余計な開始年齢の引き上げなんか考えなくてよろしいとおしかりを受けるぐらい長期展望をきつちりさせていた方がいいつもりでござい。その点が、例を引いてはよくないのかも。しませんが、やはり旧国鉄共済年金なんかも、もうちょっと長期展望に立つた財政計算等、その公開が行われていたらこれほど深刻な事態にならなくても済んだのかもしれない、こう思うわけでござい。また、国民年金基金について御質問をさせていただきます。

○日下部博代子君 その情報公開は、これからは本当にお言葉どおりにやっていたいただきたいというふうに思っています。これはいわゆる国民年金における二階建ての部分というふうにとらえていいというふうに思いますが、いわゆる職能型と地域型というふうに分かれておりまして、一口五千円以上の掛金を約二十五年間掛けて六十五歳から支給開始というふうなことでよろしゅうござい。受けとめ方は、

○政府委員(水田努君) この国民年金基金というのは、一号被保険者に付加年金制度というのがございます。その付加年金を代行する制度として設定されるわけでございます。その点は、厚生年金基金が報酬比例部分を代行してそれにプラスアルファを乗つけるという仕掛けと基本的に同じ仕掛けになっているわけでございます。社会保険料控除につきましては最高限六万八千円、これは厚生年金基金加入者とのバランスをとってそういうふうにご設定させていただいたわけでございます。

何年加入でどういうふうにご設定するかはすべて個人の基金の団体自身に任せるといふ考え方をとっておりますので、今私がどうあるべきかと思。ことを法律成立前に申し上げるのはいかがかと思。い。形をとるべきであるというところが衆議院段階から言われておりますので、私も一口五千円程度というものを指導の目安に置きたい、こういうふうには思っております。

○日下部博代子君 一人月額六万八千円まで所得控除の対象となるといいますと、夫婦単位になりますと年に百六十三万二千円までの掛金が所得控除の対象になるということでございますか。

○政府委員(水田努君) 夫婦御加入になり、最高限を一年間統括して加入されるとそのとおりになります。○日下部博代子君 加入者の見込みというのはどのくらいに見積もっていらつしやいますでしょうか。

○政府委員(水田努君) この見込みというのはどういうふうに見るか大変難しい問題でございます。一つ、一つの目安は、付加年金を代行するという点で、付加年金の加入者というのは現在二百万人おられます。その二百万人のうち、七十万人は農業者年金基金に入っております。農業者年金基金に入るのは付加年金に入ることが前提でございますので、その七十万人を引いた百三十万人が加入されるわけですが、今回上乗せができれば、このことから見て、私どもは百三十万人の方が倍以上ふえるのではなからうかと見ております。

それから、六十二年に意識調査をいたしました。その場合に、所得階層二百萬の階層でもこういう国民年金基金制度、上乗せ制度ができた入りたという方が四人に一人おられる。そういうこと等から勘案しますと、とりあえずは三百万人はカバーできるのではなからうか。この制度が国民の中になじみ、定着していけばさらに拡大していくんではなからうか、私どもはこう考えておる次第でございます。

○日下部博代子君 約三百万人ということでございますが、二百萬円という階層の方も四人に一人というお答えが今ございましたけれども、一般的には、無税で老後のための貯蓄ができてマル優の復活だといふお声もありますし、また、これまで自営業者のみならず法人税とかあるいは医師の優遇税制というふうな富裕な階層への税の優遇というものを考えますと、これは金持ち優遇策ではないか、また不公平感が募るではないかというふうな

声がまたに聞こえておりますけれども、その辺についてはどのようにお考えでいらつしやいますでしょうか。

○政府委員(水田努君) 確かに村上清さんという日本団体生命の方が言っておられることは事実でございますが、マル優というのは貯蓄でござい。納めていつでも任意に引き出せるというものでござい。この国民年金基金制度は、入るの任意でございますが、入った以上は年金に結びつくまで脱退というのが認められないという点で貯蓄とは基本的に違うわけで、必ず年金という形でお支払しないという法律の構成になつてい。税制上の恩恵が与えられているという点でござい。必ず年金として終身渡す、こういう法律上の担保があつてこれだけの税制上の優遇措置が認められたわけでござい。マル優の復活とは基本的に違つて私どもは考えております。

○日下部博代子君 今、いわゆる年金というふうにおしやいましたけれども、加入は任意で、そして給付というのは掛金建て、積立方式というのになります。そしてまた事務運用というのは生命保険会社などに委託するということでございますが、そういった観点で見ますと公的年金制度に余りなじまないような気もいたしますけれども、その点はいかがでござい。

○政府委員(水田努君) これは、もう既に厚生年金基金というの民間サラリーマンの三〇%をカバーするということが大変普及の一途をたどつてい。運営を図るという一〇%民活方式ということでは、信託に業務を委託するというところでこの制度はでき上つておるわけで、先輩であるところの民間サラリーマンの厚生年金基金制度に見習つてい。決して私どもは、生保、信託に委託することがいわゆる公的年金に準ずるこの制度の性格をゆがめるとあるいは私保険化するものであるというふうには認識はいたしております。

ません。

○日下部権代子君 その点はそれではそのように承っておりますが、厚生年金基金は、もちろんこれは個人でどうこうすることはできないわけですし、また給付が一定額を超えたと運用益に対して特別法人税が課税されるわけでございます。所得控除の効果はなくなるという点もこれは厚生年金基金と今回のいわゆる国民年金基金とは少し違っているように思います。

さて、次の質問に入らせていただきますけれども、職能型と地域型でありまして、なぜ地域型というものが県ごとに必要とされるのでございましょうか。

○政府委員(水田努君) 現行の制度に職能型基金というものが全国で一職種一本ということ、しかも三分の二以上の同意と、日本国憲法の改正手続と全く同じ厳しい要件でございまして、現実には一つも動いていない。これは実態的には私どもは厚生年金基金の例から見ても全国的職能型は三千人あれば保険集団として安泰であるから、我々はそこは大幅に緩和を図って現実につくれるものに変えるというのが一つと、それから職能型に属さない町の八百屋さんとか魚屋さんとか肉屋さんとか、そういう方が気軽に入れるようにするために都道府県単位にする必要があるというところで地域型の基金をつくった。

地域型の基金をつくる単位としてはいろんな単位が考え得るわけですが、私どもはやはり適用関係、保険料の徴収関係、本体が全部都道府県を単位に事業が行われておりますので、これと密接な関係を持つためには都道府県単位にすることが望ましいというのが第一、それから保険集団としても安定するというのが第二、それから地域の实情に即したそれぞれの工夫した給付の設計ができるようにしたい、こういう三つの理由から地域型の基金を創設した、こういうことでございませう。

○日下部権代子君 そういたしますと、これは幾ら民間に委託することになりまして人件

費その他費用というのはナッシングというわけにはいかないと思いますが、その点に關します御手算あるいはどのくらいの費用を見積もっていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(水田努君) この制度は平成三年度からスタートすることになっておりますので、私どもこの間十分準備をしまして、よく業界とも詰めた、またそれぞれの基金における事務費用というのはどの程度かかるかということも十分検討しまして、必要があれば平成三年度の事務費補助の要求等もあわせて今後検討していかなきやならぬかと、こう思っておりますが、現在のところどうするということとは決めておりません。

○日下部権代子君 先ほどから財政問題が非常に重要だというふうにご答弁の中にございましたが、このような大きな改革をなさいますのにその肝心な財政の計画がなくてこのような計画をお始めになるのでございましょうか。

○政府委員(水田努君) 私は厚生年金基金制度の創設にも創設時に關係したものでございまして、やはり法律というものは骨格を決めるのが先でございます。その後やはり法律上委託先として決めておられます生保、信託、それから衆議院の修正で農協、漁協というのが入ってまいりました。が、こういうところとどういふふうな給付を設計し、また事務手数料としてどの程度のものを必要とされるのか、そういうことを十分詰めた上で、さらに個別の基金に補完的に事務費はどの程度かというところは、そこを先に詰めたないと私の厚生年金基金創設時に携わった経験からいっても無理ではないか、こう思っている次第でございませう。

○日下部権代子君 どうも今までの御発言と逆さまのような感じがいたします。公的年金においてもお金が足りないというふうなことが非常に前面に出たんですけれども、こういう制度を新しくおつくりになりますときに、やっぱりそれに対する人件費というふうなものを含めた費用というものはきちんと算定をなさってから新しいことに着手

なさるといふのが私は今までおっしゃっていらしたことも同じ方向ということになるんじゃないかなというふうに思います。

そのことはさておきまして、あと何分ございませう、私自身女性でございまして女性の年金について少し触れさせていただきたいと思ひます。

前回の改定におきましていわゆる女性の無年金者というものがなくなったというふうに解釈がされておりますけれども、実際には、例えば離婚というものを考えますと、高齢になりまして自分の年金権を取得するのに遅過ぎる年齢で離婚した場合には無年金になるという、こういう場合もあり得ると思ひますが、いかがでございませうか。

○政府委員(水田努君) 前回の改正で、基本的に五十九歳以下の方については基礎年金にサラリーマンの妻も全部強制的に加入するというところで年金額の保障というものがあつたわけでございます。また、一方、旧国民年金の時代でもサラリーマンの奥さんの七割は実際は国民年金に加入しておられた、こういうことでございまして、その点から今今の日本の女性のほうは年金についての自覚というものは非常に高いのではないかと、こう見ておられるわけでございますが、問題は、よく指摘されるのは、厚生年金の報酬比例部分についても権利があるのではないかと、外国においては制度的に、離婚した場合にその比例部分も分割するというカナダなんかあるではないか、こういう指摘がよくなされるわけでございます。

私ども、その夫婦生活が厚生年金の報酬比例部分を形成するのどの程度寄与しているのかというのを年金制度で一義的に判断するのは難しいので、むしろ離婚の際の財産分与の中で、家庭裁判所における調停なり裁判での確に判断してもらつて、そこは夫がもつた厚生年金の中の報酬比例部分の財産分与は確定していただく方が実情に合ふんではないかなと、こう思っている次第でございませう。

○日下部権代子君 そうしますと、女性の年金の受給額でございませうが、男性と比べてどのようになっておりますか。モデル年金ではなくて、実際に受給されている平均受給額を男女別にお示しいただければと思ひます。

○政府委員(土井豊君) 昭和六十二年度の数字で申し上げます。

新規規定者についての数字でございませうが、まず厚生年金につきましては、二十年以上の退職者の数字でございませうが、男子は十七万八千円に對しまして女子は十萬八千円という状況でございませう。国民年金の老齢年金でございませうが、男子は三萬六千円に對しまして女子は三萬三千円という状況でございませう。

○日下部権代子君 今お答えいただきましたように、特に厚生年金、働いている女性の場合には半額と言つてもいいくらいに女性の支給額が少のうございませうが、これは女性のみにさまたげなハンディがあるということにつながつておられることだといふふうに思ひますけれども、例えば賃金、勤続年数といったことでの男女格差について、今の状況を教えていただければと思ひます。

○説明員(太田芳枝君) お答えいたします。

女子労働者の賃金、男子との比較でございませうが、これは昭和六十三年六月の賃金構造基本統計調査によりますと、所定内給与でございませうが、男子が二十六萬四千四百円、女子は十六萬円といふことで、男子を一〇〇といたしますと女子は六〇・五といふことでございませう。それから勤続年数の違いもございまして、男子十二・二年に對しまして女子は七・一年といふふうになっております。

○日下部権代子君 どうもありがとうございます。

そのほかに、女性の場合ですと、出産、育児、介護といったさまざまなハンディがあるわけでございます。そういうことも含めてこういう非常に大きな男女格差が出ておられますが、この男女格差をどのようにして縮めていこうかといふふうに考へていらっしゃいますでしょうか。この男女格差

にどのように取り組んでいらっしゃいますでしょうか。

○政府委員(水田努君) これは、やはりよって立つ社会の基盤を改革していく必要が基本ではないかと思えます。男女雇用均等法が制定されましたし、私どもの職場その他を見ても、堂々と女性の方、男子にまさるとも劣らない働き、勤続をやっておられるわけでございまして、今後は勤続年数の上でも賃金の上でも男女の格差がなくなっていく、当然それをベースにして年金も設定されるわけでございまして、格差は縮小していくものと考えております。

それから育児休業につきましては、残念ながら普及率は低いわけでございますが、採用されているところにおきましてはほとんどが労使の話し合いによって厚生年金が適用されているということが実態でございまして、この育児休業制度が普及されれば当然に私どもはその育児休業期間中の厚生年金の適用問題については労使の間で解決がなされるものと、このように考えている次第でございまして。

○日下部禮代子君 今おっしゃったように、簡単にこの差が縮まるということは局長もお考えにはなっていないらしいというふうに思っていますけれども、介護の問題などもこれは大変大きな問題だと思えます。

先ほど一番最初に申し上げましたように、さまざまな社会的不安、老後に対する不安の中で、やはり寝たきりになったらどうしようということがございます。特に女性の場合には寿命が長いわけでございます。そしてまた、介護というのはほとんどが女性でございまして、そうした場合には、最近では自分の夫の両親あるいは自分の両親、またその祖父母を介護するというために長年勤めたお勤めをやめなければならぬという女性たちも大変ふえております。また、私の持っているある調査によりますと、ばけ老人の介護家庭の調査でございしますが、勤めを持っていた女性の十人のうち四人から五人、半数が介護のために職場を去っている

くという事実も出ております。

そういうことを考えますと、今局長がおっしゃったのは余りにもペラ色の未来が手近にあり過ぎるというふうに思うわけでございしますが、その点も含めまして労働省のお考えはいかがでございしますか。

○説明員(太田孝枝君) 先生おっしゃいましたように、まだまだ日本の雇用の分野における男女平等は、六十一年に男女雇用機会均等法ができましたかなり進んだというふうに私も考えておりますけれども、先ほどの勤続年数等にしましてもまだ格差があるというのが事実でございまして。

ただ、男女雇用機会均等法の施行を契機にいたしました、企業においては男と女を均等に扱う、それぞれの意欲、能力に応じて扱うという雇用管理を進めているところが非常にふえてまいりましたので、今後とも私どもはそういう形で企業における雇用管理がそれぞれ意欲、能力に応じた形で行われていくように進めていきたいと思っておりますし、また男女雇用機会均等法は職業生活と家庭生活の両立ということも言っておりますので、その辺につきましてもいろいろな施策を進めていきたいと思っております。

○日下部禮代子君 最後に、今の男女の格差の問題も含めまして、厚生大臣に私の今までの質問全体に対する御見解を承らせていただきまして、私の質問を終わりたいと思えます。

○国務大臣(戸井田三郎君) いろいろな角度から年金の公平の観点について御指摘をいただきました。特に女性と男性の格差というものを年金という社会の仕組み、公正な仕組みの中でどういうふうな格差というものを縮めて不公平感を払拭するかという点については、私どもも常に関心を持っていかねばならぬわけであります。やはり社会の仕組みの中で、制度そのものは公正であつても、その置かれてある環境の格差というものが、その運用される制度の中で格差がまた生まれてくるというこの環境というものを改めていかねばならぬと、まさに今はそういう

った方向に一步一步前進してきているのではないかと思います。

冒頭に私がお答えいたしましたけれども、まだ日本の社会保障制度の仕組みの歴史というものが非常に浅い中で、いろいろななひずみがありますけれども、一步一步そういうなひずみを改めていきたい。今の男女雇用の問題も、制度施行以来着々と成果を上げてきております。結局、この道が歴史を重ねていけば、この格差というものが自然に解消されてくるだろうというふうに思います。しかしながら、あくまでもそれは座して待つべきものではなくして、常にそういうことに心を配って政治もやっつけていかなければならない、かように思います。

○日下部禮代子君 どうもありがとうございます。○糸久八重子君 それでは、私は最初に学生の国民年金強制加入問題について、そこから質問させていただきます。

今回の改正で、従来任意適用とされておりました二十歳以上の学生を適用対象としたことについて、八六年の改正時点で積み残された課題の一つではあったわけですが、今度の改正について政府の御見解をお聞かせください。

○政府委員(加藤栄一君) 学生の適用でございしますが、従来学生につきましては任意適用になっておりました。任意適用になっておりましたことによりまして、在学中に障害を起すというようなことになりましたと、そのまま無年金かつ障害年金ももらえない。そのまま労働不能というような方もおられるわけでございます。また、将来におきまして年金額全体の見地から見ても、場合によっては十分年金加入年齢が得られないというようなこともございまして、これにつきましては、今回の改正におきましてこういう方々の出現を防ぐということを考えました。

また、非常に学生の大学等におきます進学率も高くなってきておりますので、そういう状況も勘案いたしまして今回学生の適用を法定適用にする

ということにいたしましたわけでございます。

また、学生におきましては十分な稼働能力がない、こういうこともございしますので、そういう学生ないしは学生を持つておられます世帯の方の収入等に十分勘案いたしまして、必要な場合には保険料の免除制度等も十分活用する、こういう趣旨で今回学生の適用を導入するという御提案をしたわけでございます。

○糸久八重子君 幾つかの問題があるわけですが、確かに学生が障害者になった場合というのは大変深刻な問題でありまして、私も一昨年だったと思いますが、私の身近な友人の子供が短大に通っておりまして、たまたま二十歳一カ月だったと思ひます、スクーターで道路を走っておりまして、道路とそれから歩道の間のコンクリートブロックとそれからダンブカーに挟まれてしまったわけですね。そして障害者になってしまった。それで、障害年金がもらえないだろうかとということで大変奔走したわけですが、二十歳を超えてしまつたのでどうにもならないという状況になったわけでございます。現在、その方は障害者雇用という形で大変不自由な体を押しつけて就職はしているけれども、大変疲れる毎日であるというふうな話も聞いておるわけでございまして、いつごろまで就職活動ができるかどうかということも大変心配になるわけであります。

そういう方たちを救済するという意味では今度の例は、早くからこういう制度を導入すべきだと私も社会党も言っておったわけでありますけれども、しかしここで問題になりますのは、学生自体に負担能力がない場合が多いわけですね、勤労学生というのは一部でありますけれども、厚生省案によりますと、世帯の構成によって新たな格差が生じてしまうのではないかと、このことを指摘させていただきます。

そこで、現在任意加入の道は開かれておるわけですが、福祉を専門とする大学の学生でさえ保険料を支払わない場合不利になるということを知らない人たちが非常に多いわけなんです。

そこで、今二十歳以上の学生で任意で国民年金に加入している者はどのくらいの数と把握をしていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(水田努君) 約二万人ぐらいではないかと推定をいたしております。

○糸久八重子君 二十歳以上の学生の数は文部省で言いますと百六十万というわけですから、本当に少ない数だと言わなければならぬわけですね。年金未加入だったために障害年金を受け取れないで苦しい生活を余儀なくされているという学生は、少なくとも毎年二、三百人ぐらいは出るのじゃないかということも言われているわけですが、厚生省はどのぐらいと把握していらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(水田努君) 学生について今回初めて当然加入といいますが強制加入をさせるわけございまして、学生自体の障害の発生状況というのは把握してありませんので学生固有の障害の発生率というのはわかりませんが、国民年金全体の集団としての発生率は千人に一人が発生状況、こういうことになっております。

○糸久八重子君 今までは、学費ですねを借りられている上に毎月八千円も取られてはともたまらない、そしてそれも子の老後のためにそんなにまで親が負担しなければならぬのかというような意見とか、それからその反面、同じ年の中卒、高卒で働いているようなそういう若者は安い月給の中で、半額は雇用主負担でありますけれども、掛金を払っている。大学生だからということでは掛金を免除するなんというのは不公平になるのじゃないかとか、いろいろな意見が今あるわけですねけれども、しかし厚生省案によりまして、親元から離れていれば多額の仕送りを受けている者でも免除になる。そして、逆に勤労学生には納付の義務が生じる。そして、負担能力のある親と同居しているとその親が保険料を払わなければならぬというの、やっぱりどうもおかしいと思うんですね。

家から離れて下宿住まい、マンション住まいを

しているという、そういう学生は金持ちの学生なんですね。それで、生活にゆとりがない学生というのは多少通学には時間がかかっても家から通えるというような、そういう学生があることはもうこれは現実なんですね。古い昔、私もそうでしたけれども、そういう生活の内幕に着眼すると、厚生省のお考えですと多くのアンバランスや不均衡が出てきてしまうのではないかと、そう思うんです。

先ほどの御説明のように、老齢年金のフルペンション対策という意味はあるとしても、収入のない学生に月額八千円以上の保険料というのは家族としても家庭としても非常に大変だ、そう思うのですけれども、この点について率直な御意見を聞かせていただきたいと思っております。

○政府委員(水田努君) 先生の御指摘はいずれも私ももっともであると考えております。学生の生活形態の違いによって負担が生ずるというのは不公平であるというのはいささかの指摘でありますし、また親が過大な負担にならないように配慮しようということについては、これを諮問しました年金審議会の答申の際にも意見としてちょうだいしておりますので、私も現在、全国で国民年金の保険料の実態調査をやらせていただいておりますので、その調査の中にそういう要素も加味して調査をいたしておりますので、その調査結果を待って、そういう先生の御指摘のような問題が起きないように合理的にやはり免除基準というものを設定してまいらなければならぬ、こう思っております。

そのためにまた衆議院の段階の修正で平成三年度からという十分検討するだけの時間の余裕もいただいておりますので、そういう問題が生じないようにやらせていただきたい、このように思っている次第でございます。

○糸久八重子君 先ほどちょっと私も申し上げましたが、老齢年金のフルペンション部分については、これはいづれ職場の年金に入るわけですから、時期は多少おくれたとしても老齢年金は受けられる。そして、これは雇用と年金支給の問題に

もかわりますけれども、いずれ六十五歳の定年に延長されるんでしょうから、そういう意味からいうと四十年の加入というのは心配ないわけですね。

そうすると、問題はやっぱり障害者になった場合といことが考えられるわけですね、そこで無収入の学生が年金に加入する場合にいろいろな援助制度というのは考えられないのかなと思うのですけれども、厚生省としては、原案としては大幅な免除措置等々言っておるわけですが、あと学者の方たちがいろいろなことをおっしゃっているんですね。

例えば奨学金のような制度にして、そして一時貸し付けにしておいたらどうなんだろうとか、それから就職するまで免除しておいて、そして就職したらそのかわりに割り増しの保険料を払ったかどうかんだらうとか、いろいろな意見があるわけですねけれども、その中で障害になった場合だけに障害年金を掛けるのはどうなんだろうということ、そういう貴重な御意見もあるようですね。

せんだったの衆議院の公述人の上智大の山崎先生もこの問題にお触れになって、そういう部分にしたら大体千円程度の掛金で済むのではないかと、いうような御意見もおっしゃっておられるようですね。

私、これは学者の先生にお伺いしたんですが、いやそうでなくてもいいと安掛金でできるんだというふうな御意見も聞いているんですね、そういう場合には基礎数値をいたしまして厚生省側ではどういう数値をお持ちなのか、ちょっと数値だけお伺いしたいと思うんですけれども、例えば一級障害年金の現在の受給者、それから二級の障害年金の現在の受給者はどのくらいの数になっておりますか、お教えいただきたい。

○政府委員(土井豊君) 国民年金で申し上げますと、総数百八十五万人のうち、一級障害者は六十七万七千人、二級は四十八万八千人、これは六十二年度末現在の数字でございます。

○糸久八重子君 一級と二級の障害者の出現率と

いうのは大体どのぐらいと押さえていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(水田努君) これは年金局の方で試算をするわけですが、障害年金全体の出現率は、先ほど申し上げましたように千人に一人、一人ということ、一級と二級の割合でございますが、一級が大体三分の二、二級が三分の一、そういうシェアで考えております。

○糸久八重子君 それでは、これは社会保障研究所の試算なんですが、参考までに申し上げたいと思います。

学生数が六十万人、そして厚生年金の場合ですけれども被保険者総数が二千七百六十七万五千五百二十四人、そして一級障害年金の受給者が三万四千五百八十三人、二級が九万七千七百八十九人なんです。そして一級の出現率は〇・〇〇一二四九、二級の出現率が〇・〇〇三三三四というところで推計の計算をしてみました。

そうすると、学生の障害年金の受給者数というのは、一級の場合には百六十九人、二級の場合ですと、百六十九人に〇・〇〇三三三四を掛けますと五千六百五十三人。そして障害基礎年金の月額が、一級六万九千三百七十五円、二級が五万五千五百円。そうしますと、年金の給付額の総額としては、一級の障害年金の月額に先ほどの千九百九十九人の一級障害者数を掛けたものと、それから二級の障害年金受給者総数に五万五千五百円を掛けたその数字を足してみますと四億五千二百四十二万円になる。保険料の総額というのがその四億五千二百四十二万円、百六十九人で割ってみると二百八十三円という数字が出ると、これは学者の先生のデータなんですけれども、それをいただいたわけですね。国庫負担を三分の一とすると、大体百八十九円におさまるだろうというふうな試算も出てくるわけなんです。

ですから、そういうことであるような意見があるうかと思うんですけれども、障害部分にかかわる分だけを選択でと、そういう年金制度というものの

はできないものなんだろうか。その辺はいかがなんでしょうか。

○政府委員(水田勇君) この問題、学生をどういうふうに応用していくか、これは残された大きな課題であつたわけで、私も局内でも大いに議論もしましたし、年金審議会の中でも十分この問題議論をしていただきました。もちろん、私の議論の過程でも障害年金だけを適用したらどうだろうかという意見も我々検討しました。それから、年金審議会の中においてもそういう意見も出されましたが、最終的にはやはり全面的に適用することが望ましいという結論に達したわけでございます。

その理由というのは、一つはサラリーマンの場合も基礎年金に加入できるのは二十から五十九歳まででございますので、やはり免除を受けても追納という形がとれるような形をしておかなきゃならぬ。障害年金のみにしておきますと、これについては学生の期間中は完全に基礎年金部分、老齢については欠落をする、こういう問題がございまして、これについては現行制度の上では回復の道がないということが一つです。

それから、大学院なんかに行くことでかなり長期な学生生活を送る人がいるということ、それからこの学生の範囲の中には学校法人に基づく学校以外に、各種の法律で資格を受けるための法律上特定の養成施設として指定されておりますあんま、マッサージ、はり、きゅう、鍼灸師、理容師、美容師、補助看護婦、その他柔道整復師とか、いろんな養成所に通われる方も学生として扱われておりますので、こういう方は社会生活を送って、転職のためにこういう学校に行かれるというケースもあるわけでございまして、やはり遺族年金という問題も当然考えておかなきゃならぬじゃないかということで、結論的には全部を適用しておくことが正しいし、むしろ学生については親の負担が過大にならないように適切な免除基準をつくるという方向で運営していた方が望ましい、こういうのが年金審議会の結論でございます。

私もはそういう結論に従って今回の法律をつくらせていただいたということで、障害年金のみということも十分検討しましたが、それはやはり実態にそぐわないんじゃないか、こういうことを見送った、こういうことに相なっているわけでございます。

○糸久八重子君 今、学校法人に入らない学校、技術取得のために通学している、その方たちはやっぱり自分で働いていないわけで、技術取得のために学業に専念しているわけですから、やはり学生なんです。だから、その人たちが別個になるからという、そういう御意見はちょっと私はいただけないと思うんですけれども。

いずれにしても、国民年金の保険料というのは非常に多額なものでありますし、これから政府の原案によりましてとんだんふえていくというふうな状況の中で、親の負担は莫大になるわけですね。ですから、どうしても私が提言したようなことをぜひともこれからは考えていっていただきたい、そのように思うところでございまして、施行が再来年になるということでございますから、その間いろんなお知恵をお絞りになられるだろうと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

それから、今までの制度の谷間で無年金になってしまった障害者の方たち、その方たちに障害年金を給付する道が開かれないものなんだろうか。老齢年金については特別納付制度を実施した前例が三回もございまして、無年金の不幸な障害者をなくすのが年金審議会や厚生省の法改正の目的であらうとするならば、これは当然の措置であらうと思うわけですが、この辺のところの御見解はいかがでございますか。

○政府委員(水田勇君) 過去三回、老齢年金については権利発生前に保険料の追納という道を開いたことは事実でございますが、社会保険方式をとっておりますので、やはり事故発生後の保険料の追納というのは逆選択という問題に帰着してしまいうわけでございます。何かどうも障害の問題にな

ると途端に年金局長は冷たいことばかり言っているじゃないかというんで私も大変気にしながら答えていたわけですが、建前が社会保険の方式をとっておりますので、残念ながら事後に事故が発生した後に救済するということは、事故が発生してから保険料を納めようか、こういうことになっても困るわけでございますので、大変冷たいことを言うようで恐縮でございますが、結論的には困難かと、こう思っているわけでございまして。

○糸久八重子君 大変冷たいお返事で本当に納得できないんですけれども、この問題については次回、同僚の堀議員の方からもまた追及してもらいたいと思っております。

いずれにしても、学生の強制加入問題については大きな問題があることは厚生省としてもお認めの方です。それから、だれでも負担可能な額で、しかも最重要な課題に対応できるように、私が提言申しましたそれも含めまして厚生省として検討の余地があるのかどうか。大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(戸井田三郎君) 制度が、加入することによって権利が発生する仕組みになっておりますので、今局長がお答えしたとおりであります。が、よくまた御指摘の問題を含めて検討をしたいと考えます。

○糸久八重子君 それでは続きまして、沖縄の厚生年金格差の問題に若干触れていきたいと思っております。

沖縄における厚生年金格差の根本原因というのは、私が申し上げるまでもないことですけれども、戦後二十七年間にわたって本土と行政分離されて米国の支配下に置かれたために、沖縄県民の年金加入期間が短い。そして、同一条件のもとでの年金額に多大な格差が生じてしまっておるわけでございます。

大臣もこのことはよく御存じでございます。衆議院での答弁でも、本土におくられて年金に加入せざるを得なかったのは、県民の責任ではなく、格

差処理に積極的に対応していくと、そういう御発言をなさいました。また、衆議院の社会労働委員会で、格差是正のための特別措置を講ずるとの、その確認を受ける形で御努力をいただいたわけですが、その後、政府としての救済措置を決定されたと伝えられているのでございまして、今回の措置によって本土との格差が完全に解消されることとなるのかどうか、その内容をまずお伺いしたいと存じます。

○政府委員(水田勇君) 復帰時に私も、大変沖縄の制度のおくれたことに伴いまして、事務的には可能な範囲の特例措置を講じたつもりでいたわけでございますが、強い要請がございましたので、厚生大臣と大蔵大臣がいわゆるトップレベルの政治的な交渉によってここまで政治的に踏み切っていたというのが実態でございます。

踏み切っていたという内容というのは、いわゆる復帰時に一定年齢、本土であれば中高年齢特例に相当する方、この方々については定額部分は二十年分、いわゆるフルペンション、それから報酬比例部分は、十五年加入することによって十五年分をやる、こういう形のもので復帰時の特例で年齢によって四年から十四年まで短縮した。報酬比例部分は、当然保険料を納めた期間に対応して給付をするというものでございまして、中高年齢特例を受けておられる本土の人との格差をなくすために、十五年に到達するまでの保険料の追納を認めるという形をとって中高年齢特例を受ける本土の方との給付の格差をなくす、こういう形をとらせていただいたわけでございます。

その場合に、保険料を納めやすくしてほしいという強い要請がございましたので、それも受け入れまして、四十五年の古い標準報酬を使つてよろしい。それから、本来ならば追納するのは第四種被保険者と基本的には同じ措置を講ずるべきで、労使分を本人が負担する、こういうのが第四種特例の本来あるべき姿でございます。本土の方で第四種を十五年満了するためには労使分を自分で全部納められているわけでございまして、四

十五年一月の標準報酬にその当時の保険料六・二%の本人負担分だけ、すなわち三・一%でよろしいということに踏み切っていたわけでございます。もちろんこれは五分五厘の利息は納めるまでの間つけていただく、こういうことに相なるわけですが、保険料は非常に納めやすい形をとったということでございます。

増額される金額は、いただく保険料の方は四十五年一月の生の標準報酬でございますが、年金額の計算をするのは今日の価格で再評価した高い金額に納付した期間の月数を掛けた金額で年金額を改定するという、大変有利な額の計算面での措置を講じている、こういうことでございます。

○糸久八重子君 いただいた御答弁では、その対象を狭く限定しているばかりか、特例給付の対象者においてさえも極めて不十分な救済内容となっておるわけですか。こうしたやり方ですと、沖繩の皆さん方が要求される現行の厚生年金が充足した時点までの週及給付というのは全く認められないこととなりまして、沖繩の年金格差が完全に解消することにはならないわけですか。本土との格差をなくすという復帰特別措置法の精神からいえば、当然本土の厚生年金制度が発足した一九五四年五月一日までのさかのぼりが必要であると思うのですけれども、その辺はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(水田努君) いずれの制度も、制度スタート前にさかのぼるという形はとらないかわりに、資格期間の短縮措置を講ずることによって不利益の解消を講ずるという形をとっているわけでございます。二十二年がフルペンションでございますが、四十歳以降の加入の方は、本土の場合には、この二十年を満たすというよりは厳しいので十五年に短縮する、十五年に満たない方は第四種被保険者になって十五年に満つるまでの保険料の追納をするという道を開く。第四種の保険料を追納するというのは、やめた時点の標準報酬に事業主分を含めて自分が全額納めるという形で本土の方は対応していただいているわけでございますが、沖繩の復帰特例措置では、十五年というところを、さっき申し上げましたように、年齢によって四年から十四年までに短縮して年金を差し上げる。ただし報酬比例部分については、第四種の道を選択されない方については確かに十五年分ないでアンバラがあるもので、今回は、本土の人は事業主負担分を含めてやめた時点の標準報酬なのに、四十五年という創設時の低い賃金にリンクした形で、本人負担分だけ保険料を十五年に満つるまでの間の納めやすい形で設定したということでございます。そこはどうしても御理解をいただきたいところでございます。

なお、二十九年までさかのぼりという問題は、例えば厚生年金で申しますと、適用業種の拡大とか、それから五年未満の拡大をやる場合には、絶対に過去の期間については何らの措置も講じていないわけでは、こういう人たちのバランスからいっても私どもはもう到底それは二十九年までさかのぼるということとは困難でございます。また二十九年までさかのぼるというのは、厚生年金の場合には雇用関係があるということが大前提になるわけでございます。雇用関係の記録なり賃金台帳なりが整備されている人だけが救済され、その他の方は救済されないということになっても私は問題があると思っております。いずれの観点から見ても今回の措置以上は踏み切るといふことは全くできないと、私どもこのように考えている次第でございます。

○糸久八重子君 そのときどきで本土と同じ適用状態とする、本土ならば当然適用となる事業所に勤めていた者については、本土との格差を埋めるためにその分についての週及適用を認めると。こうした方法が、せんだっての衆議院で大臣が、格差処理に積極的に対応することが県民の長い間の御苦勞に報いることとなると、そう御答弁なされた趣旨とか、それから先ほども申し上げましたが、沖繩復帰特別措置法の趣旨にも合致するのではないかと思いますけれども、大臣いかがでございますか。

○国務大臣(戸井田三郎君) この件につきましては、今言われた私の答弁もそのとおりお答えしたわけでありまして、長い間各党間で熱心なお取り組みがありまして、衆議院におきましても二度請願を採用いたし、また社会労働委員会でも沖繩を視察し、県民の皆さんからいろいろの御意見等もあり、なお今回、この改正の機会にぜひという各党の非常に強い要請もあり、当院の社労の委員長も御存じのとおり長い間の懸案でいろいろと御心労いただいたわけでありまして、何といつても制度の中でできるだけの不利益を解消する最大限の方法をとろうということで、先ほど局長が御説明申し上げましたとおり決定したわけでございます。何とぞ御理解のほどお願いいたします。

○糸久八重子君 大臣も御承知のように、共済年金についてはもともと空白がない。国民年金も、特例納付によりまして完全に本土との差は埋まっているわけでございます。

また、どうしても一九五四年までの週及適用が不可能であるならば、一九八六年四月から施行されました新年金法の施行に伴って、沖繩の厚生年金加入者の国民年金加入日については、沖繩復帰特別措置法の政令改正によって一九七〇年の一月から一九六一年の四月までの国民年金保険料の追納が認められたわけでございますから、この時点についてまでの厚生年金の二階部分についての特例納付は認められてもよいのではないかと思います。大臣に再検討のお約束をいただきたいと思うのですが、いかがでございますか。

○政府委員(水田努君) 国民年金につきまして、政令で措置を講じさせていただきまして、これは実は、基礎年金が導入されまして、旧法国民年金では二十五年加入で五万円がもらえるものが四十年で五万円という形にフルペンションの受給資格期間が変わった、こういうことでございます。沖繩が復帰した時点では二十五年で五万円のフルペンションがもらえるための措置が講じられていたんですが、新法に切りかわった際の四十年に延長したことに伴う措置が欠落をしていたためにいわゆる五万円年金がもらえないためのいわば補完

をするためにやらさせていただきましたことでございます。そういう意味では今回の厚生年金の措置というのはこれよりも実態的にはさらに有利な扱いになっている、こういうことでございます。

○糸久八重子君 復帰特別法の精神にのっとり、今後とも引き続き御努力をいただきたいことを強く要望させていただきます。私の持ち時間がなくなりました。実はきょう通告いたしましたものが半分以上残ってしまったんですけれども、まだ十四日がございますからそのときにさせていただきます。私はこれで終わります。ありがとうございました。

○高桑栄松君 それでは、私の質疑をさせていただきます。〔委員長退席、理事糸久八重子君着席〕老齢年金という老老現象というのをイメージしちゃうわけでございますが、老老現象というのは年とともにだんだん機能が低下してくる、私たちは一応六十歳を過ぎるとだんだん機能が低下するといふふうに考えているわけでございます。そこで、労働省に伺いたいんですけれども、年齢階層別の災害者数あるいは死傷千人率、こういったものをちょっと伺いたいと思います。

○説明員(梅井勲君) 労働災害の状況について御説明いたします。昭和六十三年の分でございますけれども、休業四日以上の高齢者の労働災害被災者数は、五十歳から五十九歳で六万四千三百十七名、全体に対して二八・八%、六十歳以上になりますとこれが二万五千三百三十八名、一一・二%、こういうことになっております。

なお、これを労働者総数に対する発生割合、千人率でございすけれども、これで見ますと、全産業合計で三・七人でございす、五十歳から五十九歳では五・六人、六十歳以上では三・九人、このようになっております。

○高桑栄松君 死傷者千人率というのは持つていますか。

○説明員(梅井勲君) 先ほど後段の方で申し上げましたように、千人率が全産業合計で三・七人、それからこれが五十歳から五十九歳までが五・六人、六十歳以上が三・九人、このようになっておるわけでございます。

○高桑栄松君 若い方は。

○説明員(梅井勲君) 若い方でございすが、同じく六十三年でございすけれども、十九歳以下で五・一人でございす。二十歳から二十九歳が二・六人、三十歳から三十九歳が二・八人、四十歳から四十九歳が三・八人、このようになっております。

○高桑栄松君 今伺いましたとおり、五十歳以上あるは六十歳以上になりますと十九歳以下と同じようだとおっしゃる、これは若い方はやはり未熟練ということもございすし、年をとってまいりますと機能低下ということで死傷者千人率が非常に急に上がってくるということがあるわけですか。

私がお伺いしましたのは、定年制が六十歳というところへいつていないところがまだかなりある。六十一歳以上になるともっとふえるというところもございすし、しかるに六十五歳年金支給ということになりますとそのギャップが出てくるわけで、その間スウェーデンとかカナダとかのように、部分就労・部分年金という考え方はいかなるものであろうか。

これは、労働に従事したいと思つても職があるかないかが問題で、あつても今度は自分の機能的な点で就労できない。つまり、老化現象というの個人差が非常に大きくて、肉体的、精神的、それから機能的にも非常に差が大きいので、

これはある程度やっぱ個人の人選というところも必要になってくるかなと思ふんです。

そういう意味で、例えば六十歳から六十九歳までを賃金それから年金併用期間にするというふうな考え方、つまり、六十五歳年金支給というのがある、労働のチャンスがあり収入がある人、はそれを部分年金としていくという形がとれた方が非常に個人の選択の幅も広がっていくのではないかと、こういふ気がするわけですが、これについてどんなお考えをお持ちでしょうか。

【理事永八重子君退席 委員長着席】

○政府委員(水田努君) スウェーデンの部分年金・部分就労というのはもう既に十年を超える歴史を持つておりまして、一つの評価が下されているものと私は考えております。スウェーデンの部分年金・部分就労というのは、若年失業率が高いために高齢者がフルペンションからパートに移行して職場を若い人の失業救済に明け渡す、こういうワークシェアリングの立場から導入されたわけでございますが、十年たった実績としては、ワークシェアリングは必ずしも成功はしていません。

むしろ実際に活用されているのは、スウェーデンの場合大変累進課税になっているもの、ですから、高額所得者がフルペンションからパート労働に切りかえる。切りかえまですと、減収部分の六五％が年金として支給されますので、年金とパートの全体の賃金はかえってフルペンションしている場合の可処分所得よりもふえるというところで、実態的にこれを活用なさる方は非常に累進課税を受けている高所得者が積極的に利用する、こういう形で、所期の目的は必ずしも達成していないという点が一つ、それから、パートのかけ持ちをして、パートで総体的に全部稼働をするという新しい手の脱法組が出てくるという指摘もなされているところで、必ずしもこれは成功はしているんだというふうな感じがしないかという評価が専門家の間でなされておるようございす。

私どもとしましては、厚生年金の在職老齢年金というものがやはり日本型の部分年金・部分就労と

して六十歳前半層の雇用を促進する意味において大変寄与するんじゃないか、こう見ているわけでございます。そして、そういう意味合いで現在三段階の刻みのものを五段階の刻みにしたわけですが、さらに衆議院で七段階と刻みの細かい配慮が加えられ、私も、今二十万円以下の人が恩恵を浴するようになつておるのを、二十二万円というふうに改正では考えていたものを、さらに二十四万円まで引き上げるといふ措置が講ぜられたわけでございます。私どもとしては、日本型としてこの在職老齢年金制度を有効に活用するのがむしろ有効でいいんじゃないかというふうに考えている次第でございます。

○高桑栄松君 そうすると、それはあくまでも六十歳定年制がまだ完全でない段階で、なおかつ六十五歳からどうしてもその間ギャップが出てくるわけで、そうすると、今もお話がありましたように、六十歳前半層の雇用を確保するといふ意味、雇用といふか所得の保障ですね、それで年金・部分就労のつもりで申し上げたんですが、いざにしてもしようことでは高齢者がパートタイムで今度労働参加をしていく形がふえるだろう。それから、もう現実にもうあります、婦人層がパートタイム労働に参入してきておられるわけでありまして、今申し上げた高齢者の雇用条件というのは、死傷者千人率でも四十歳台ぐらいの人の倍以上の死傷者が出ていくということになつておるから、雇用条件の整備というのが一方では六十歳前半層の雇用を確保するといふ意味でも、あるいはパートタイムでも同じですが、必要ではないかと思ふんです。

このことについては労働省にお願したんだっただか厚生省だったか、どっちだったかお忘れしたか、お願いします。

○政府委員(七瀬時雄君) 先生から御指摘がございましたように、六十歳を超える高齢者につきましては、健康状態あるいは生活状態がさまざまとなつてきておまして、短時間労働あるいは隔日

勤務などを希望する方もふえてきている状況でございます。したがって、六十歳前半層の方につきましては、そういう多様な手段を考えなければならぬと思つておりますし、また賃金その他の労働条件については労使間で十分話し合いを行いながら進めるべきだと思ひます。

また、加齢と申しますが高齢化に伴つて生じてくるさまざまな問題を解決しながら、ただいま問題になりました災害の発生を少なくするようないふ工夫とかそういうものを考えながら進めていく必要があるかと考えております。

○高桑栄松君 今御答弁承りましたが、そういう意味で労働環境条件の整備をどうぞひとつ十分に留意していただきたい、こういうことを希望いたします。

次は、公的年金の一元化ということで少しお話を承りたいと思ひますけれども、公的年金一元化、この制度の改革は一九九五年一元化に向かつていふふうになつていようでありますけれども、今回ののは何か中間地点での地ならしというふうな意味合いがあるように見受けられるわけですか。

ところで、衆議院では附帯決議で一元化の全体像を速やかに明らかにすべきであるというようになことが附帯決議についてありますが、一元化のビジョンについて大臣にこれを承りたいと存じます。

○国務大臣(戸井田三郎君) 一元化のビジョンにつきましては、御承知のとおり、被用者年金の一元化については基本的には年金審議会の意見書に示されているとおり、同一給付・同一保険料率による新たな単一の制度を創設すべきものと考えております。そして六十歳の改正のときにも、給付の官民格差の是正をいたしたわけでありまして、今回は同時に負担面の調整をしたわけでありまして、今後のこの考え方を基本に置きまして、今回の制度間調整事業の運営の推移を見ながら、さらに被用者年金制度間に残されている支給要件の差異等の調整を図ること等を含めて、関係審議会を具

体的な検討をお願いしてまいる所存であります。
○高桑栄松君 今お話がございましたが、制度間調整というところは、さつきちょっと触れましたけれども、中間地点で単に地ならしをするというふうないわゆる単なる財政調整ではないのかというふうにも見えるのでありますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(戸井田三郎君) 単なる地ならしというよりも、さらに進んで将来年金の安定を求めるために、平成七年を目途に一元化の方向を閣議決定もいたしておりますし、その道に向かって前進をし、今度は次の五年の見直しのとしまでの中間の地点での地ならしという言葉を使いましたけれども、その方向に向かって進んでいることは間違いないと思います。

○高桑栄松君 次は、一番目下の急務である鉄道共済のことをちょっと伺いたいと思いますので、これは大蔵省にお願いしたいと思っております。

今も大臣のお言葉にもありました、負担と給付の公平をということですが、素人から見ますと、鉄道共済の件につきましては負担と給付の不均衡によって膨大な赤字が出たのではないのか。この鉄道共済の破綻ということについては、国というものは大蔵省ですね、認識が少し足りないのではないのか、これに対する責任ということがあまいではないのかというふうに思われるわけですね。これは本来一元化とは別物のはずであるというふうにも思われるのでありますが、大蔵省の方の見解を承りたい。

○説明員(乾文男君) お答えいたします。

鉄道共済年金が財政的に破綻いたしました原因といたしましては、鉄道共済年金問題懇談会の報告書にも述べられておりますとおり、旧国鉄共済時代の年金制度の制度運営等に起因する側面と、それからここ数十年にわたります産業構造の急激な変化、これはモータリゼーションの進行等によりまして、鉄道産業というものの対する国民経済の需要が減少したということでございますけれども、そうした産業構造の変化、また我が国社会の

人口の急速な高齢化等に起因いたしましたして、鉄道共済が単一の年金制度として分立していったところからそういう今申し上げましたような要因のインパクトが非常に大きく、そのためにこの鉄道共済年金が今日のような状況に至ったというふうな述べられてるところでございます。私もさういふように認識しております。

○高桑栄松君 今モータリゼーションというように出てまいりましたが、幾つかの要因が挙げられましたが、例えばモータリゼーションは直接国鉄と関連があつての話だと思ひますけれども、アメリカなんかの鉄道の推移を見てみますと、もうこれはアメリカの方向をたどる限りは当然予測できたわけで、私は政治にはやっぱり未来予測ということが非常に大事だと思ひます。それが国の責任ではないかというふうに私は申し上げたわけですね。

そこでもう一度考えてみますと、それぞれの制度間調整ということなんですが、それぞれの制度というのは自分の方の年金のために積み立ててきたというのが本来の姿ではないかと思ひます。それが、隣の家の赤字だからさつちを助けてやるという形を今とらうとしていっている。言うなれば給付と負担の不均衡は正という一元化のキャッチフレーズは大変いいことだろうと思ひ、相互扶助の精神ということなんでしょうが、鉄道共済の赤字に關しては、言うなれば黒字の厚生年金の御厄介になりながら、そして制度間調整というのはやっぱり低いレベルの方に平準化するというのか、ならしていいところ、そういうふうに見られまして、制度そのものを充実していくという視点が欠けているのではないのか。つまり、安易に平準化、低い方へならすという形をとっているように見受けられるんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(水田努君) まず一元化は、大臣がその理念、思想を述べられましたように、制度を長期的安定にするというためには一元化をしなきゃならぬ。一元化の場合には、その絶対的条件として給付と負担が公平であるという前提条件がなければ

れば一元化というのは成立しないと思ひます。給付の公平を図るという場合には、官民格差というのが言われて久しかったわけでございますが、前回の六十一年の改正で、先ほど大臣もお答えになりましたように、共済の側が民である厚生年金の水準に整合性を合わせるという形になったわけでございます。厚生年金の水準が高いか低いか、これは論議があるところであるかと思ひますが、被用者年金の大宗をなす、八三%を占める厚生年金の現行の給付水準を将来とも維持していくというのには容易ならざる事態であるわけでございまして、この厚生年金よりもほとんど成熟度が高い共済組合がこの水準にならざるを得ないというの

は、これはもう当然制度を維持していく上においてはやむを得ない措置ではないかと私も思っているわけでございまして。

それからなお、安易に黒字だから赤字に応援しているのではないのか、こういう御指摘でございますが、よくそういう御指摘も受けるわけでございまして、一元化した段階においては、やはり単一の制度で単一の会計、こういうことになります。

そのためには、先ほど大臣がお答えしましたように、同一の保険料率で同一の保険給付水準というのを維持するという形になる。そうすると、どうしても被保険者の集団の分母が、被保険者集団がふえていくという宿命を持っている厚生年金の方が、現時点においては担が被保険者の数が少ないわけですから、どうしても形の上では拠出者という形をとらざるを得ない。これは就業構造、産業構造の変化に耐え得る安定した制度に基盤を持つていくという形をとる以上は、やはり被保険者の集団の分母が大きいところの方が財政的に楽です

から、それはどうしても逆転しているような国鉄を、いわゆる給付水準について公平なカウントの仕方をしたその範囲の中において負担の調整をするということでございます。私も決して国鉄の赤字部分のしりぬぐいをするという意味じゃない、一元化の姿を十分整合性をとるといふ前提で、しかも一元化の姿というのは基礎年金との整

合性をもって二階部分を構築するという発想に立っていますから、三十六年以降の期間で、開始年齢が六十歳以降で給付水準は厚生年金の給付水準でカウントした給付費の範囲の中で負担の調整を図るということを今伺いたしているわけでございまして、決して国鉄の赤字のしりぬぐいということを目的にしたものではないことはひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○高桑栄松君 午前中の委員からの質問にもこれはありましたけれども、年間三千億ですか、それはいつごろ解消されるという考えでおられるのでしょうか。

○説明員(乾文男君) 来年度、平成二年度から六年度におきましては、年間平均三千億円程度の赤字が発生する見込みでございますけれども、この三千億円の赤字といふのは、その平成七年度以降もある程度の期間続く見込みでございます。

○高桑栄松君 ある程度というのがわからないんですが、未来予測ですから何年ぐらいというのはいないんですかね、いかがでしょうか。

○説明員(乾文男君) いろいろな要因がありまして確たることを申し上げるところまでいっておりませんけれども、平成七年度以降五年間ないし十年間は、三千億円、いわば現在のこの赤字額というのピーク状態だろうと思ひわけでございまして、けれども、この状態が続くと見込んでおります。

○高桑栄松君 お金の件になると余り私何か提案をするのが強くないものですから、大変なことだなと今思ひながら伺いました。

それでは次の質問に移していただきますが、学生の強制加入についての質問がやはり前の委員からございましたが、私が伺いたいと思ひましたのは、親と同居と別居しているの免除になるとかならぬとかというのが議論になっていてたわけですが、親と別居して本人に所得がない場合に免除というんですね。学生の場合の本人の所得というのは、アルバイトが入るのか、それから定時制だけを言っているのか、その辺伺いたいと思ひます。

○政府委員(水田努君) いわゆる現在適用除外を受けている学生は、夜間の学生は適用除外の対象にはなっておりません。強制加入の対象に既になつております。それから、学生のアルバイトで得た金は収入に認定されるのかと、それは当然認定されると思います。

○高桑栄松君 そうすると、働いている学生が働いた分はまた免除にならないという感じになつてくるわけですね。そういうことでいいわけですか。

○政府委員(水田努君) 今の御質問でございますが、私もそういういろいろなケースでアンバラが生じないようにというのが一番大事なことではないか。親と別居している場合、親と同居している場合、アルバイトして収入があった場合、なかった場合、いろいろな形で保険料の負担あるいは免除の仕方に不公平ができるだけ生じなくて、かつ市町村が事務的にもわかりやすく対応できるように形にしてあげなきゃならぬ。その兼ね合いが大変難しいわけですが、どういう設定の仕方をしていいかということで、今大がかりに全国的に負担能力の実態調査をいろいろなケースを想定してやらせていただいておりますので、その結果を踏まえて、今回案審を通じていろいろ学生問題について御指摘受けましたことを頭に置いて、私もはできるだけ実情に合うような形で学生の適用について運用を図る最大限の努力をしていきたい、こういう気持ちでおりますので、どうかよろしくその点はお酌み取りをいただきたいと思います、このように思う次第でございます。

○高桑栄松君 新たな不公平が生じないように、ひとつ十分検討していただきたいと思います。そこで、その次の私の質問に入らせていただきますが、国民年金で無年金及び低額年金者をなくするというのが基礎年金の精神だろうと思うんですが、先ほどやはり実態についてのお答えをいただきましたけれども、もう一度伺いたいんですが、納付状況ですね、免除者だとかということ、それから自営業者の場合に納付がどういふ予測に

なるのか。もう一つは、六十五歳以上で現時点で推定すれば無年金者というのは何%ぐらい、実数で何十万人ぐらいを想定しておられるのか、その辺承りたいと思います。

○政府委員(土井豊君) まず保険料の納付、免除等の関係でございますが、先ほどもお答え申しましたとおり、昭和六十三年の数字で見ますと、免除者の数は二百二十三万六千人、一二・二%という状況でございます。それからまた保険料未納率でございますが、同じく六十三年で約一五・七%という率でございます。これは単純に人数に掛けるわけにはまいりませんけれども、先ほど申しましたとおり推計で申しますと両方合計して五百万強の人数になるという状態でございます。

一方、無年金者の推計の問題でございますが、私も無年金者につきましては正確な統計は持っておりません。したがって、他の統計で推計をするという手法でございます。その数字でございますけれども、国民生活基礎調査の年金をもらっていない人の割合というものを六十五歳以上の人数に適用しまして推計すると、七十万人台というのが私の大体の推計の数字でございます。

○高桑栄松君 六十五歳以上で七十万人ぐらい。大体人口がどれくらいですか、千三百万人ぐらいでしたかね。そうするとやっぱり五、六%ぐらいの割合になりますかね。

○政府委員(土井豊君) ただいま申しました推計の数字でございますけれども、昭和六十三年の六十五歳以上人口千三百四十九万人、これに對しまして先ほどの実態調査の年金をもらっていない者の割合が五・九%ということでございまして、その両方の数字を掛けますと七十九万という数字が出てまいりますが、前後の年と比べて多少出入りが年によってございしますので、大体七十万人台ではないかというふうに見ているということをお願いいたします。

○高桑栄松君 それから自営業の方の納入額です

ね、納入割合というかな、何か新聞で見たんですけれども、自営業者二五%が満額年金にはならないという推定であると新聞に載っておりますが、それでいいんですか。

○政府委員(土井豊君) 自営業者についての数字は私も持ち合わせておりませんが、先ほど申しました免除率が一二・二%、それから未納率が一五・七%という数字でございますので、両方合わせて二七・八%になりますけれども、あるいはその数字が二五%という形で伝えられたのかも拝察されます。

○高桑栄松君 そこで、今のお話伺いますと、なかなかその五万五千五百円という基礎年金でも、満額であつてフルタイムに納入していた人たちがこの一番上限なわけで、自営業者の場合、御主人が月八千円ですか、夫婦ですと一万六千円ということ、これやっぱり負担可能な状況ではないかというのを今の統計は示しているのではないだろうかと思うわけですが、これを負担可能だと見て五万五千五百円の線を出しておられるわけでしょうか。

○政府委員(水田努君) 五万五千五百円というのは、やはり前回導入したときの基礎年金額の水準、これを年金審議会でも維持すべきであるというところで、五万円から五万五千五百円という設定をさせていただいたと。それで、この水準を維持していくためにはどうしても当然保険料の額もふえますし、受給者もふえてまいりますので保険料の引き上げを行わざるを得ない。しかし一方、なかなか低所得者も多いということにかんがみまして、厚生年金の場合は五年に一回ぼんと上げちゃうわけですが、国民年金の場合は四百円ずつ毎年小幅の引き上げを段階的に行うという形で、御負担しやすい形で私も工夫をさせていただいたつもりでございます。

最終保険料は平成元年度価格で一万六千円になりますけれども、私も六十二年に、年度の改正を控えて約全国六千人の方を無作為抽出で意識調査をいたしましたわけですが、やはり七

割の方が現在の給付水準を維持していくためには保険料の引き上げはやむを得ないという御回答をいただいておりますし、また前回の水準を設定する際の二十一世紀の年金についての有識者の調査でも、平成元年度価格で最終保険料は一万四千元から一万九千元の間が妥当だろうという方が五割を超えていたと。それから、今回設定されます厚生年金の保険料、平均的なサラリーマンの大体八%台が夫婦の負担でございますので、平均的な厚生年金のサラリーマンの方とのバランスから見てもこれはおおむね妥当な水準ではないかと思っております。

もちろん、これについて経済的に御負担ができない方は免除という道をとっていただいて、経済力が回復したときに追納していただくことによつて、先生御心配のような満額年金に限ることのないようなことができるだけの努力をしていただく、こういうことに相ならうかと思つております。

○高桑栄松君 そこで、健康保険のことを思い出しますけれども、健康保険ですと所得に応じて国保なんかたくさん納付するということになつてくるわけですが、この年金の方も、もう一方はたくさんもらいたいし負担は少ない方がいいという、さつきそんなお話も出ておりましたが、みんなそう思っているだろうと思つております。

そこで、一律であることがいい場合と、それから相互扶助の精神でそこに重みづけをするというの、一つあるうかと思つておりますが、この健康保険の考え方のように所得に応じてウェイトをかけていくというふうなことは考えられないかどうか。そういう負担能力に応じて保険料体系ということ、その方法はどうかということ、これをちょっと伺いたいと思います。

○政府委員(水田努君) 同じ自営業者に適用されている医療保険である国民健康保険、これは先生御案内のとおり、市町村が保険者、経営主体で運営しているわけですが、全国三千三百の市町村がそれぞれ保険料を取ったり保険税を取ったりまちまちで、その積算もいろいろ工夫をしているわ

けです。所得割、資産割、均等割、均等割も世帯割均等それから被保険者数割均等という、各市町村で全部ばらばらになっているわけですね。私も千葉県で国保課長をやりましたが、隣のうちはあんなに立派で車も二台あるのに保険料が低いのはなぜだというような抗議なんかは私もよく受けたわけですが、大安市町村いろいろ所得の把握には苦労をしているのが実態でございます。

国民年金の場合は全国一本の制度でございますので、応能割を入れるとすれば所得税に準拠させるを得ないと思います。自営業者の中で所得税が課税されている方は一七％しかないわけでございます。一七％の人にだけ応能割をかけるということが財政効果上どういふことになるかという問題が一つあるかと思ひます。

それからもう一つの問題点は、やはり給付はみんなフラットで同じで掛金だけは応能主義ということ、掛金だけ高く取られて年金額に反映しないというところはなかなか国民の理解が得られるかどうか。いろいろやはり検討すべき課題がこの応能主義を導入することについては、国民年金については古くて常に新しい問題でございますから、なかなか業態が多様で、所得税に準拠する場合にやはりトータルあるいはクロヨンという実態があつて、公平な所得の把握というところはなかなか難しいという面があることがやはり私も踏み切れない大きな理由の一つであることについて御理解を賜りたいと思ひます。

○高桑栄松君 今お話を承りながら突然思ひついたわけですが、地域型年金というの何か提案としてはあるようでありましたが、国保の場合には企業別、団体別でなくて自治体だと、そうすると地域型年金がそれに近いのかと今思つたんですが、そうだとすると、応能割等々の一つの基準があるからそれはやりやすいような形になるのかなと今考えたんです。今いろいろお話を承ると難しいんだというお話でございますが、地域型年金となるとこれはやや可能になるんですか、どうでしょうね。

○政府委員(水田努君) 地域型の国民年金基金というのは加入の人数が任意になっているというところ、いわゆる所得を把握して、あなたは幾ら納めなさいという強制ではなくて、これは公明党なんかの御提案にもありますように選択型の多重式の加入方式ということを素直に受けて設定をしていく方式でございますので、これは所得の把握とは直接関連がない、こういうふうな御理解を賜りたいと思ひます。

○高桑栄松君 それではここで大臣に承りたいと思ひますけれども、やはり六十五歳以上でも無年金者が七十数万人になるということで、低額年金者が相当いることもこれで類推できるわけでありまして、やはり一元化の基本的精神に従えば、無年金や低額年金者をなくするということが非常に大きな目標だと思ふんですが、大臣これについてどのようにお考えか、方策があるか、あるいはさつちへ努力なさるのか、どんなふうなお考えか承りたいと思ひます。

○国務大臣(戸井田三郎君) 年金制度が老後の所得を保障するという観点からすれば、やはり無年金という状態はどんなことがあつてもないようになつていかなければなりません。この国民年金制度が導入されてからも、何回も特例納付制度をして、そして多くの人にPRをして無年金者がないように、欠けないようにいろいろな努力をしてまいりましたが、やはりどうしても一部にはそういう方がおられるのは現在の現実であります。

そして、やはり加入ということが前提になっているわけでありまして、加入漏れのないようにするためには、本人の意思があるのに加入漏れになつてしまつたということはあることがあつても防がなければいけないわけでありまして、これは常にPR、広報等を通じてそういうことはないようにいろいろな意味で努力をし、また年金の納付のしやすさによりまして、あるいはいろいろな機会を通じて督促をしたり努力をしていくことをこれからも継続していかねばならないと思ひます。

また同時に、納められないという、いろいろな家庭の状況でそういう状態の人がおられることも事実であります。そういうときには、やはり免除制度もありますし、また任意加入制度もありますし、いろいろな制度と機会を通じて無年金のないような努力を重ねていくことだろうと私は思つております。非常にこれは今でも相当の数が、先ほども申し上げたように推計だけでも七十万人というふうな数は決して少ない数ではありません。しかも、みんなが今のようになつて生活が非常に豊かになつてきた時代の中でそういう方がおられるということは、できるだけ努力をしてそういうことのないようなことをしていかねばならない、かように思ひます。

○高桑栄松君 それではあとちょっと、各論でございますけれども、主として女性に関する部分を伺いたいと思ふので。

まず、当社労働委員会でも育児休業の小委員会ができて、いろいろと検討しておられるわけでございますけれども、出産、育児というのはこれはもう非常に女性にとつて大事なことでございまして、この期間を厚生年金の納付期間にカウントするということはできないのかと。つまり、その納入金は納入してないけれども、生まれた子供はこの次の時代の生産人口でございまして、これを育てているのだから自分の身がわりの保険納入者ではないのかというふうに思ふわけですが、それがいまして、出産、育児期間を厚生年金の納付期間にカウントすることはできないかということをお願いしたいと思ひます。

○政府委員(水田努君) まず、育児期間、育児休業でございまして、これにつきましては、やはり育児休業制度というのは公私含めてまだ全国で二〇〇程度の普及しかしてないんですが、この制度を普及させるということがまず基本的にある問題じゃないかと思ひます。現在、二〇〇程度普及しております育児休業制度をとつておる企業においては、そのほとんどが労使の話し合いによりまして厚生年金が適用されているという実態がござ

いますので、当然これが普及していけば労使の話し合いによつて厚生年金の継続ということがなされる、ほとんどが労使の話し合いで事業主が負担しているケースが圧倒的に多いわけでございます。これは実態が解決する問題じゃないかというふうに考えております。

また、出産期間中につきましても、当然労働基準法で一定期間が産前産後保障されておりまして、その期間については当然賃金も支払われるわけでございますので、これについても厚生年金が適用されているのが常態であらうと私も見ておる次第でございます。

○高桑栄松君 次は、サラリーマンの奥さんです。専業主婦の話でございますけれども、専業主婦の場合、保険料は負担をしてないけれども基礎年金はちゃんと出る。自営業の奥さんは月八千円を納めることになっている。これは同じ女性でも不公平ではないのかと、あるいはサラリーマンの方は奥さんの八千円分をちゃんとプラスアルファで納めているのだからかというところなんですが、ちょっと伺いたいと思ひます。

○政府委員(水田努君) 自営業の方とはもと個人単位の加入ということになっておりますが、世帯主または配偶者が連帯して納付義務を負うということになっておりますので、実態的には自営業者は御主人が保険料を負担し納付しておられるというのが通常の形ではないかと思ひます。

サラリーマンの場合は拠出金という形をとりまして、その中には当然サラリーマンの奥さんも拠出金の積算基礎の中にカウントされておりますので、当然それはだんなさんの払う保険料の中に化体されている、こういうことでございまして、両者の間には余り実態的な差はないんでないか、こう思つております。

○高桑栄松君 次に、先ほども質問がありましたけれども、専業主婦が離婚をした場合二階部分がもらえなくなるというお話があつたわけで、御答弁承つていたら、それは離婚のときの慰謝料の中に含まれているというところでございますが、含ま

れていると言ったってそんなの知らないから、今度は慰謝料は年金分を含むように交渉しなさいというアドバイスをしなけければいけないのではないかと今思いながら聞いておったわけです。やはり払い込んだのだから、妻であったときの相当部分はやはり既得権があるのではなからうかというふうに思いつながら聞いたのですが、いかがでしょう。

○政府委員(水田努君) 慰謝料の中に当然に含まれているというのを申し上げたわけではございませんで、年金制度として離婚したときに二階部分をどういうふうに分するかということについて、なかなか夫婦の生活の中における妻の貢献度合いというのを年金制度の中で測定していくというのは非常に難しい側面がありはしないかと。それを制度としてその国で採用している国もあるわけですが、そこまでは持っていくためにはやはり相当実態として、先に離婚の際の財産分与という形の中で年金についても当然対象としてどうなっていくかという判例的な積み重ねの実態があつて、そういうことを踏まえながら日本の場合にも年金制度として分離をつくるならつくるという、まず離婚の際の年金についての財産分与のあり方について、判例法主義じゃございませんけれども、やはりそういう積み重ねの実績がないと、一挙に年金制度だけで先行して決めていくというのはなかなか困難ではなからうか、こういう意味のことを申し上げたわけでございますので、今後の研究課題にさせていただきたいと思っております。

○高桑栄松君 やっぱり二階の部分が無年金になれば無念の思いをするかなと思つたわけでございます。

もう一つは、いつも女性は弱者という感じで先ほど来言っておられるようでありますが、このごろの女性は大変強くなつてきておるわけで、私は今度男性が不利な場合をちょっと一言聞きたいと思ひます。

それは働かずに夫が無職の場合、これは妻が死

亡すると夫には一定の条件下では遺族年金が出るけれども、一定の条件を満たしていないと無職の夫には遺族年金が出ない。しかるに、その反対はもう間違ひなく奥さんの方には出る。これは男性にとつて甚だ条件の悪いことではなからうか、かなと、これは男女平等の意味で男性にも待遇をよくすべきではないかということで申し上げたわけですが、いかがでしょうか。

○政府委員(水田努君) 質問通告を受けて、どうお答えしたらいいのか、大変きうから今まで頭を痛めていた問題でございますが、女性の方も遺族年金を無条件に出しているわけではございませんで、基礎年金の場合には、子があるという場合にはなかなか育児に手がつかないという場合には、こういうことで遺族基礎年金というのがあります。という形に限定されているのは御承知のとおりだと思います。厚生年金の場合には、一応三十五歳を超えて未亡人になられた方に、四十歳から遺族厚生年金が出る、こういう形になっておりまして、若妻には出ない。これは再就職なり再婚なりするんが可能性を秘めている、こういうことでそういう整理がなされているのではないと思ひます。

男の場合には、通常、生計維持関係にあることは当然前提になるわけで、奥さんに扶養されている男性というのは、社会通念的に見れば男一匹ちゃんと働かずにいかぬ、こういうことがあるんではなからうかと思ひますので、恐らく病弱な皆さんの場合だろと思ひますが、若くて病弱になられた場合には、通常奥さんに扶養されるという場合は障害年金がもらえるのではなからうか。障害年金がもらえない程度の方であれば、やはり奥さんに扶養されなくてもちゃんと自分で就職して働かれるんじゃないかな。厚生年金の場合には五十五歳以上で扶養されておられる方については、女性の場合は二十歳高いわけでございますが、その時点で扶養されているというよりはかなり病弱でかつ再就職その他の機会も乏しい、こういうこととでこういう年齢制限がついているのではないかと思ひます。

これが真の男女平等に反するかどうかは、公的年金一元化の際のやはり支給要件の整備の問題の一つとしてぜひ今後検討させていただき宿題にさせていただきたい、このように思ひます。

○高桑栄松君 どうもつまらない話で局長に大変頭を悩ませまして申しわけないと思つております。よろしくお願ひします。

それでは、最後になりましたが、私は去る二月の本会議の代表質問のときに私の質問の中に入れたことなんですけれども、高齢者を年金でいうことはこれ一つあるわけで、そのほかには高齢者に対する優遇策を考える必要があるのではないかと。つまり、我が国の今日の経済発展を本分に支えてきた世代の人たちに対して、もちろん十分年金を保障するということはもう大前提でございますから、それ以外にどうか、それとは別に申し上げた方がいいかと思ひますが、豊かな老後生活を送ってもらう、それに次の世代はやっぱり恩返しをするというふうなことで、年金のことばかりありませんが、私が申し上げているのはその別なことなんです、そういう意味で高齢者が文化教養の催しに積極的に参加してもらえないように、例えば文化教養の催しの入場料等はシルバー割引、五割引きなら五割引きとする。

もともと自治体ではいろいろなことをやっておられますけれども、輸送機関がそうであります。スカイメイトというのが若い人がありますが、シルバースカイメイトがあつてもいいのではないかと。このうだつたか、飛行機の方でやっぱそういうことをいろいろ今考えているというのが出ておりました。私は、年金をもらっているような方々が最低の衣食住だけで小さくちままと過ごすんじゃないで、やっぱシルバー割引、シルバーパス、カイメイトというふうなことで積極的に老後生活を豊かにできる、それはひいては内需拡大に貢献をすることになるだろうと思ひます。

私には自治体はやれる、やれる部分はやれる。しかし、民活をこの際やっぱ奨励をして積極的に高齢者の内需拡大に役立ててもらふ方法が考えられるのではないかと。私はこれは大臣に、これは大臣としてという大変ですから政治家として、こういうことについてどのようにお考えであるかということ承つて私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(井田三郎君) 高齢者が、人生八十年というけれども実際には百歳以上の人もたくさんいるわけですが、一般に言う定年退職をしてからでも二十年以上も元気でこの社会で生活をしていかなければならない。長い間の経験による高齢者としてのすばらしい体験を後世の人たちにも、若い者にも申し送つて教えていかなければならない。そういうような生きがいの活動もあるであらうし、そういう中で、いろいろな文化的な面でも、長い経験で特殊な技能を持った人たちも、やはり社会の中で自分自身がその文化的なものを、身につけたものを若い世代の人に教えていくということも生きがいの一つであらうと、かように思ひます。

それで、厚生省としては、やはり長生きをし、しかも元気老人で過ごしていけるながら社会の中に生きがいを感じていけるようなことをしていただくために、平成元年から三年計画でいろいろなことを実施しようとして、明るい長寿社会づくり推進機構というふうなものも今考えておるわけでありまして、この委員会には西川先生のような体験者もおられますし、いろいろな方面でお年寄りの人たちに楽しみたい希望を与えておられる人たちがおられますけれども、そこへ行こうとしたら今先生がおっしゃつたように入場料が要りますからね。そういうようなところへやはり積極的に参加できるようにすることはいろいろな形で考えにやいけなけれども、やはり劇場経営とかそういうものも一つの事業でやっておるわけですから、制度としてそういうようなものをやるということは困難だと思ひますけれども、自治体等では今お話がありま

ら、やはり私は、世代間扶養の大きな柱で、その仕組みの中で年金に対する多くの若い世代の人たち

に理解を求めるといふことは、それはOBの人たち以上にもっと積極的にその仕組みからあるいは現状等を御説明申し上げながら、理解を深めていく努力をしていかなければいけない、そういったことを痛切にこの年金法の改正を通じて、御質問等を通じて痛感を感じております。

○木庭健太郎君 今言われたように、やはり今の年金の現実の姿が本当に安心して任せられるものなら、そういう若い世代も納得できると思うんですけれども、またそこがいつも出る給付と負担の関係で、現実の姿を見ちゃったら、例えば国民年金どうなのか、いや五万円だった、今度五万五千五百円に上がる、しかし本当にこれでは老後暮らせるのかというふうなを見てしまったときに、また難しさもあると思うんです。そういう意味では、負担と給付の関係もありながら、そういうものもどういった水準なのかという理解をやったり求めるだけのことをしなくては私はいけないと思うんです。

基礎年金の問題に入りますけれども、結局、基礎年金は四十年間、四百八十万円間一ヶ月も滞納せずにやっと最高額が今度五万五千五百円になるわけですね。五十九年度の五万円から五万五千五百円となった根拠を一応明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(水田努君) 前回の五万円を設定いたしましたときは、総理府の全国消費実態調査、これは五年ごとに行われておりますが、五十四年の調査の六十五歳以上単身無業の方の基礎的な消費支出、食料費、住居費、光熱費、被服費、これが五十四年調査では四万六千八百八十五円でございます。再計算は五十九年に行われておりますので、この間の物価の上昇率で補正をいたしますと、これは四万七千六百円でございます。それに雑費部分の一部を付加するということで二千四百円を乗せまして五万円、こういったわけでございます。

今回、いろいろこの基礎年金の水準のあり方については、年金審議会では低過ぎる、もう少し高

めるべきだという意見もありましたし、それから国民の負担を考へるとうちよつと低くてもいいんじゃないかというような議論があったんですが、最終的には前回設定された水準を守ろうじゃないかということで全会一致した御意見をいただいておりますので、前回の水準を維持するというところで我々は五万五千五百円を設定させていただいたわけでございます。

その根拠は、五十九年の、今度は総理府から総務庁に変わっておりますが、総務庁の全国消費実態調査の、同じ六十五歳以上の単身無業の方の基礎的消費支出、衣、食、住、光熱費、これが五十九年調査では五万七千二百六十六円になっております。前回は物価の上昇で補正しましたが、物価の上昇が非常に低いものですから、この間物価の上昇率は〇・九%にすぎませんでしたので、むしろ基礎的消費支出の年率上昇率が一・二%でございますので、その高い方の指数をとって五万三千三百円にし、これに前回と同様、諸雑費分の二千四百円をオンいたしまして五万五千五百円と設定をさせていただいた次第でございます。

○木庭健太郎君 今言われたような形なんですけれども、内訳をいただきましたら、これでいくとその当時の五十九年度の額というのは、食料費が二万二千九百七十七円、住居費が一万六千八百三十一円、光熱費が七千四百四十四円、被服費が三千八百七十四円、これに先ほど言われた分を上げたんだというところで、ただ、単身世帯の一ヶ月当たりの支出というのを見ましたら、例えばこれ以外にもどんなものがあるか。保険医療費というのはこれとまた別にあるわけですね。それから交通通信費というのまた別枠あるわけですね。

そうすると、基本的考へ方は基礎的支出と言うけれども、この発想でいけば、食べて、家にどうにか住んでいて、電気と水ぐらい出ればいい。体を悪くしても医療機関に行ったらだめだよ。交通といつても足代は全然ないよ、一歩も家から出ずに暮らせというふうな、何かそういう見方になつてしまふのじゃないかなというふうな気もする

んですね、こういう数字で出してこれらたら。それとも一つ感じますのは、今度本当に御努力をいただきまして、物価上昇率が低いということとで基礎的消費支出の上昇率で推計された。そういう意味では、これを少しでも変えようという努力をなさっていることもわかるし、それならば考え方ももう少し変える必要があるんじゃないかなというところも、どれだけ上げるかという問題がまたかかってきますけれども、せめて交通とか医療とか、そんな考え方がぐらいいは入るべきじゃないのかというのがまず一点目なんです。

それと、もう一つ考えなくちゃいけないのは、先ほど午前中も議論が出たんですけれども、この五万円から五万五千五百円というのは、もう一つの場合は六九%とす数字が出てくるからはずりわかるわけですよ。それと比べて、私は逆に言えば非常にこれはわかりにくい基準じゃないかなというところも思うわけです。そういう意味では、きちんとした何かほかの基準を設けなくちゃいけないような気がするわけでございます。その辺について検討の余地はないのかどうかということなんです。このままではいいのかどうかということと比べて、やはり正直言って住居費が一万六千円と、今こんな家どこにあるのかとも思うし、正直言って自分で考へてみて、一ヶ月間単身で二万二千円の食費、一日千円以下ですね、これで本当にできるのかなということすら思うわけです。

そんな問題含めて、もう少し検討の必要があるのじゃないか。私たち野党の方はナショナルミニマムという言い方をしますけれども、それで言えばもっとも高い額ですよ。そこまで言わないうにしても、せめてそういった、動いて医療ぐらいいは受けられる部分、最低限それぐらいいは必要ならんじやないかなというふうな私自身この数字を見せたいだいて思つたんですけれども、その点検討の余地はないのかどうかということをお願いいたします。

○政府委員(水田努君) 今回の設定に当たりましては、るる申し上げておりますが、将来の保険料負担とのバランスから見、前回設定した水準のとり方、これが妥当だということとで設定させていただいておりますが、衆議院で修正を受けました際の次期再計算期における総合的な検討項目の中に、基礎年金の水準及びその費用の負担のあり方ということも入っておりますので、その段階で今御指摘の事項も含めて総合的に検討をさせていただくことになるのではなからうか、このように考へております。

○木庭健太郎君 正直言って余り納得はできませんけれども、やはりそういういろんな考え方というのをもう少し考へていく。先に何か入ってくるお金がある、そして人数がいる、そうすると額が出てくる、それに合わせて何か無理やり基準をくつつけてきたんだというふうなとれ方をされるような一面も僕はあると思うんです。こういうやり方をしていたら、その面でも十分これについては審議していただきたいというふうな気がいたします。

その問題に絡めて国民年金の問題ですけれども、結局これは国民が年金制度に加入するような制度に改めから三十年ぐらいいですか、ということとで保険料を納める期間が短いためということもあるんですけれども、六十五歳で支給される国民年金を、減額率が四二%ですか、大きいにもかかわらず六十歳から減額支給を受けていらつしやる方が全体の三割いらつしやる。六割の方が六十五歳前の繰上げ支給をされている。

これについては、何でもこんなふうな物すごくある意味じゃ低い額なのに受ける人たちがこんな人数が多いのかということに対して、まずどういう御認識を持っていらつしやいますか。

○政府委員(水田努君) 減額年金を請求しておられる方の意識調査をまだいたしておりませんので、的確な答えはできませんが、分布を見ますと、やはり農村圏に非常に繰上げ請求をしておられる率が高いように見受けられます。これは、一つは、農家であるために生活は家族同居でできてい

るが、やはりいろんなおつき合いで現金が欲しいという事で、お隣のおじいちゃんおばあちゃんももらっているんで自分ももらおうか、こういうケースが多いのではなからうかと。これは実態調査したわけじゃないんですが、分布が農村圏に非常に高いところから見てそういうことがありはしなからうか、こういうふうな私どもは見ていくわけでございます。

○木庭健太郎君　しかし、そういう形にされれば、結局最低保障をしようといっている額に届かないわけですね、受け取る額が。それならば当然こういう人たちに對しては、そういう今言われた形だけだったらこれは無認識でやっているんだと。お隣がやるから私もやるんだということであれば無認識でやっていらつしやるということですよ。それじゃ厚生省が目指している方針とは私は随分違うと思うんですけれども、こういう減額になっている人たちがこれだけ多いということに對して、ではもとに戻してそういう大きな額をもらえらるような形にしようということ、何か厚生省としてこれは対策はなさっているんですか。

○政府委員(水田努君)　社会保険庁の方で、減額年金の請求をなさる場合にはやはり減額をすることと将来とも同じ減額率がかかってくるので、できることならやはり減額の年金を選択なさる方がよろしいんじゃないかという意味の一応の御説明はしている、こういうふうな聞いてるわけでございますが、私どもはやはり本来、先生の御指摘のように減額年金をもらうような方向に今後PR、指導をしていく必要があるのではないかと考えておる次第でございます。

○木庭健太郎君　それと減額率のことなんですけれども、私も少し不勉強でよくわからないんですが、学者さんの間では減額率の四二%というのは非常に大きくて、例えば年金を繰り上げて六十歳からもらい始めて受け取る額と、六十五歳でちゃんと受け取った額を比べると、減額率で引かれた方がかなり少ないというふうな論議をする方もいらつしやるんですけれども、この四二%というの

を縮小するなり、そんな考えというのはござい

○政府委員(水田努君)　私ども、六十五歳の本来の支給開始年齢からもらわれる方と減額請求をされた方のもらわれる年金額ができるだけ不公平がないように減額率を基本的には決めるべきものであると考えておりますが、平均余命が若干延びてきたことによつて減額率が厳しくなっているのではないかと、こういう学者の指摘があるわけでございますが、私も今直ちに減額率を手直ししなきゃならぬほどの大きな開きは生じていないと考えております。

また、減額率を緩和しますと、さらに先生の御指摘と逆の繰り上げ請求の奨励につながるということになって、結果的に保険料の増大にもつながってまいりますので、やはり将来は、よその国では減額年金というのは六十二歳とか六十三歳から選択せざるという場合が多いようございまして、減額年金率を緩和する場合には減額請求できる年齢についても再検討を総合的に勘案してやるべきものではないかと思っております。これはひとつ今後の検討課題ということにさせていただきます。

○木庭健太郎君　それと、先ほども少し話が出ていたんですけれども、免除者の一二・二%、支払い不能が一五・七%で、今二七・九%の人が保険料を支払うことができないような現状になっている。そうすると、国民年金の場合は保険料の毎年四百円ずつについては今回修正せずに、本当は下げた方がいいなと思ひながら下げないまま来てしまいましたが、そうすると一萬六千六百円という平成二十二年度の額、先ほど何か理解を得られる額だと言われたんですけれども、私は決してそう安い額とは思ひない、かなりの負担になる額だと思ひます。現在でも四人に一人が保険料を納めていない、改正案のようにずっと上げていく。そうすると、結局免除世帯とか不払いというのをもっとふえていくという事は必然だろうと思ひ、逆に言うと、健全な年金財政運営という

意味でいけば本当に危惧するような部分もござい

先ほど午前中の質問のときにはお答えが余りきちんと出ていなかったんですけれども、実際今後こういうふうな保険料を上げていった場合、免除者、未払い者の推定数というのは出されていらないでしょうか。一応支給額等を比べていけば必ずそういう推定は出されていると思うんですけれども、免除者自身はふえていくのか、上げていっても努力していけば減っていくのか、それと未払い者というの努力していけば減っていくんだから大丈夫だというふうな数字があるならば示していただきたいのですが。

○政府委員(水田努君)　私ども、免除者につきましては法定免除と申請免除があるわけございまして、再計算に当たっては過去の動向、それから今後の行政努力、総合勘案いたしまして免除率は一二%程度、こういうふうに見込んでいるところでございまして。

それから、滞納率というよりは保険料を納めていただけの収納率、これは厚生年金も租税も一〇%ではないわけですが、私どもは一応手がたく収納率は八五%と見込んでいるところでござい

○木庭健太郎君　無年金の問題は先ほども論議されたんですけれども、ひとつ確認のためにお聞きしておきたいんですが、前回の六十年度の附帯決議の中でこの無年金対策については、一制度・運用の両面において検討を加え、無年金者が生ずることのないよう努力すること。というのをたしかつけていたと思ひますけれども、その後どのような措置をとって、その結果こういう成果があったということがあれば教えていただきたいんですけれども。

○政府委員(水田努君)　六十年度の附帯決議の趣旨を踏まえまして、無年金者をなくすためにはまず保険料を納めやすい環境をつくるということで、三月払いであった保険料が毎月払いに本年度から

完全になっております。それから、印紙納付というよりはむしろ積極的に銀行口座や郵便口座から自動振り込みをしていただくというふうなことで、それからPRを徹底していくという、社会保険庁には大変な御努力を願っておりまして、滞納率についてはこれが拡大していくということを私ども現状においては防ぎとめ得ているわけございまして、今回の保険料引き上げを契機にさらにこれが拡大しないように、庁の方と一体になって、私どもは今挙げました地道な方策でございまして、これを懸命に続けてまいりたい、このように思っております。

○木庭健太郎君　次は国民年金基金制度のことで何点かお伺いしたいんですけれども、これは昭和四十五年十月一日に法律上は制度が一応あるわけですが、ただ、先ほども言われましたけれども、現実には一件もないわけですね。そして、今回つくるところになって随分緩和したんですけれども、この場合、例えば一つお聞きしたかったのは今やっている付加年金です。これは、国民年金基金制度が今回緩和されてきますよね、それとの関係はどうなっていくわけですか、付加年金というのは。

○政府委員(水田努君)　本体の付加年金に加入していたことを前提にこの基金に加入する、こういう関係に相なります。

○木庭健太郎君　そして、国民年金基金というのは公明党が提唱した部分が地域型には特にあるというんで、ありがたいことなんですけれども、実際に今批判が出ているのは、金持ち優遇だということが一生懸命言われるわけですね。

ただ、私思うのは、そういうものを排除するためには、例えば二階部分の場合でも所得再配分機能が何らかの形で働くような体制はできないのかというふうなことを思うんです。少しでもそういう所得の再配分ということがあれば、決して金持ち優遇じゃないんだよというふうにも言えると思うんですけれども、その辺についてのお考えはどうでしょうか。

○政府委員(水田努君) 私どもも、金持ちのための制度ではないかと言われれば大変心外なわけですが、所得再配分機能を直接的に導入するためには強制加入にしないと基本的には無理だと思っておりますが、先生御指摘のように、国民年金基金と個人年金とどこが違うんだと、こういう端的な非難があつてはならない、こう私どもも認識をいたしております。

それで、私も地域型基金、これは加入する都道府県の年齢構成によって収益率はかなり違つてまいと思ひます。若い人がたくさん加入している都道府県というのは納めた保険料が生み出す収益率は極めて高いわけですが、高齢者が多い都道府県の場合はそこで生み出す収益率というのはどうしても期間が短いので少ないということで、給付の格差が生じてくる可能性が十分あり得るわけでございます。

したがひまして、私も国民年金基金連合会というものを組みまして、そこから生ずる年齢格差を調整するための共同事業が行えるようにいたしております。できるだけ年齢差からくる収益率の差を克服して給付格差がないような、公的機能を持つような運営を図る仕掛けをつくっておりますので、その点について直接的には再配分という意味ではございませんが、そういう公的役割を果たすという機能を持っているという点について御理解をいただきたいと思つております。

○木庭健太郎君 ぜひそういう形で、金持ち優遇じゃないんだというならば、それなりのきちんと方策をとっていただきたい。そうしなければ、今の感じでいくと、数理計算だけというふうなところをえ方をされちゃうと、それはもう個人年金と何ら変わらないわけですから、それで税制では優遇されると、何だこれは何のためのと、いまだに基礎部分が弱いと、実質的に弱いですから。そういう意味では本当は任意で所得再配分できるということですから、正直言ってなかなか難しい面もあるでしょうし、これが人数が本当にふえるようなことがあつた場合、何百万人か入っていく、そ

んな大きな制度に変わつていった場合は、そういうことも含めてぜひやつていただきたいというふうに思ひます。

それから、今度は年金積立金の問題でございまして、昭和六十二年度保険給付額八兆二千三百億円の四六%に当たる三兆七千八百七十七億円をたしかに利子収入で賄つていけるというふうなことからわかつてまいりますが、積立金より有利に運用していくことが今後の年金運営でも大事なことで、厚生省に一番これは求められていることだと思ひますけれども、大臣、こういう年金積立金を有利に運用することに對してどのように評価されているか、まずお願いいたします。

○國務大臣(戸井田三郎君) 御指摘の積立金の利子運用というものは、給付費に對して見ても相当大きな割合を占めておることは先生御存じのとおりであります。積立金のより一層の効率的な運用を図るということは、年金運用の上で非常に大事な要素の一つである、まさにそのことによつて事業運営に對する影響が非常に高いということでございます。そして自主運用の面でも六・七兆円という多額のものに今なつておりますけれども、今後ともこの運用の拡大を図つていって、年金財政が少しでも好転するように折衝をして努力していきたい、かように思つております。

○木庭健太郎君 今言われたように、自主運用額は平成元年度で六兆七千億、積立金総額の一〇%です。そしてこれも資金運用部の利率よりはたしか二%近く高く運用されているというふうなことなんですけれども、これはより一層広げる必要があると思ひますけれども、平成元年度には一応厚生省としてはどのくらいの利子運用額を要求していかれるのか。また、私たちが言っているのは、積立金総額の三分の一ぐらひは自主有利運用していくべきだと考えていますけれども、この点についてどうお考えですか。

○政府委員(水田努君) 平成元年度の自主運用の要求額は、平成元年度の年金積立金の新規運用対象資金が十六兆でございますので、その三分の一

に相当いたします五・三兆円の要求をいたしておるところでございます。

○木庭健太郎君 大蔵省にちよつと尋ねたいんですけども、今までは年金保険料として納められた資金が、大蔵省の資金運用部でございまして、ここに集められて、そこから一応財政投融資資金として、産業育成という名目で、そういう形で活用されてきたわけですが、六十三年度の財政投融資計画の実行状況を見ましたら、繰越額と不用額の方合計しましたら四兆七千億円になつております。そういう意味では、厚生省から要望があつた場合は、年金の自主運用額の拡大についてぜひ御理解を得たいと思つておるんですけども、大蔵省としてこの年金の自主運用ということにどう御認識を持っていますか、お聞きしたいんですけれども。

○説明員(佐藤謙君) お答えいたします。年金資金につきましては、財政投融資の重要な原資といたしまして、社会資本整備であるとか、住宅対策であるとか、あるいは中小企業対策、こういう施策のために有効に役割を果たしているわけでございまして。例えば平成元年度におきまして、一般財投におきまして住宅関係に資金配分している割合は二八・三%ということになっているわけでございます。あるいは下水等の生活環境整備には一六・六%、あるいは国民公庫とか中小公庫等の中小企業対策というふうなことで一五・九%ということ、この財政投融資の中身につきましても国民生活に密着するようなものに重点的に運用しているところでございます。

ただいまの不用、繰り越しというお話でございますが、六十三年度につきまして数字を若干御説明させていただきますと、この不用、繰り越しの問題につきましては、六十三年度は三兆九千九百九十七億円というのが実は繰り越しとして整理されていくわけでございます。これはどういふものかといふと、そのうちの三兆四千四百八十八億円、これは地方公共団体のもの、ございまして、これは地方公共団体が当該年度に事業をする

わけで、そのための地方債、資金手当てを運用部からの融資でしているわけでございますけれども、地方公共団体は年度内に仕事をいたしまして、その起債所要額が年度末にならないと決まらないうようなことで、どうしても借り入れの實行が納付整理期間にずれ込んでしまふというふうなことで整理の上で繰り越しとなつていくわけでございます。出納整理期間中にこれは地方公共団体に融資をされるべき性格のものでございまして、繰り越しについては、その他につきましても同様に各事業に結びついて翌年度に執行を予定されている分でございます。

それから不用の分の六千七百五十八億円でございますと、これは財政計画編成時に予測できなかった、あるいはこういつた経済協力なんかで相手の事情等で当初考えた通りに執行されないとか、あるいはいろいろな金融財政事情の変化から執行が行えない、こういうふうなものが多いわけでございますけれども、六十三年度のこの六千七百五十八億円のうち、例えばでございますけれども、千九百八十九億円というのは、地方の税収が六十三年度は好調でございまして、当初借り入れを予定していたものが借り入れをしなくて済んだ、こんなふうな状況のものでございます。この不用につきましましては、こういった事情でその年に使わなかつたものですから、翌年度の財政投融資の原資として活用して、先ほど申しましたような施策に活用させていく、こういうことになつてございます。

なお、最後につけ加えさせていただきますが、この年金財政の強化の問題につきましては、私どもとしても十分認識をしておりますところでございまして、片方にやはりこういった住宅だとか社会資本だとか中小企業とか、施策の国民的ニーズがございまして、そういうところのバランスも考えながらこれから厚生御当局とも十分御相談をさせていただきたい、かように思つておる次第でございます。

○木庭健太郎君 せめて厚生省が要求した額くら

いは、たしか平成元年度は少しこれを削られたんですよ、別にすぐ三分の一と無理なことを言っているわけじゃないとせんし、その辺本当に大蔵省の方も、これだけ年金が今ここで論議されているわけです、そういうことも配慮していただければいい、これはやっていたらいいという思いでわざわざきょうは来ていただきましたので、それをよろしく願います。

それともう一つ財政の問題で言うと、国庫負担の繰り延べですね。これは五十七年度から六十年まで行革関連特例法によって国庫負担の四分の一がたしか減額が行われて、六十一年度から六十三年度まではたしか特例分の二分の一ということと減額繰り入れがやられていました。一応六十三年度の補正で一兆三千六百二十五億円返済されましたけれども、まだ残っている分一兆三千四百八十億円が返済されておられません。

国会での答弁とか、大蔵大臣とか厚生大臣の覚書の中では、財政再建後に返済に着手することというふうなのがたしかあったと思うんですけども、もうぜひとも残った分も今こそ戻す時期だというふうに認識しておるんですけれども、この点はどうでしょうか。

○国務大臣(戸井田三郎君) 御指摘の点は、できるだけ早く返済をしていただくように財政当局とも折衝を重ねてまいりたいと思っております。

○木庭健太郎君 本当にぜひとも、全体から考えれば確かに少ないお金なんですけれども、そういうところから国はそんなことすらしていないじゃないか、そして結局みんなに負担をかけるのかというのを言われるやっぱ原因だとも思うんです。細かい数字のようなんですけれども、赤字国債がたしかそろそろなくなるというお話もありましたし、この時期にぜひ大臣に、大蔵省もきちんと対応していただけたらと思いますし、よろしくお願ひしたいと思います。

もう時間があと少しになりましたので、一つだけお聞きしたかったのは、労働省の方から来られているんですけれども、雇用と年金との空白の問題な

んです。

いつも七瀬さん来ていただいているという説明していただいているんですけれども、私が聞いていてよくわからないのは、六十歳以降というのは雇用の継続をしていくんだと。六十五歳定年というところまで本当に労働省が目指しているというのか、結局定年制というのは六十歳ぐらいまででいいんであって、後については形は何であれ何とか継続すればいいんじゃないかなというふうな、いつも聞いていて継続という言葉がよくわからないのですけれども、一応労働省としては六十五歳の定年に向かって努力しているというところなのかどうか、それをぜひ聞きたいと思うんですけれども、よろしくお願ひします。

○政府委員(七瀬雄雄君) 六十歳以降六十五歳までの雇用が極めて重要な問題であるというところは御指摘のとおりでございますが、六十五歳まで雇用を進めるに当たりまして一律に定年延長という形をとることは適当ではなく、多様な手段を活用しながら着実に計画的に六十五歳までの雇用が達成されるように我々も努力いたしますし、企業も努力していただきたいということで、一律に定年を六十五歳まで引き上げるということは現実的な手段ではなからうと思っております。

○木庭健太郎君 では、もう最後になります。

私は厚生省に對してもぜひひとつ言っておきたかったのは、数字の問題なんですけれども、六十五歳まで空白をつくらないという問題なんです。が、実際に「年金制度の課題と改正の視点」というパンフレットを見させていただきまして、けれども、これを見ると、平成三十二年に支給開始年齢を六十五歳に引き上げた場合と現行どおり六十歳に据え置いた場合について、老齢年金の受給者数と被保険者数の比較をやっております。

これを見ると、六十五歳に引き上げた場合は老齢年金受給者は百七十万人減少する。ところが、被保険者は五十七万しか増加しない。つまり、受給者は減るけれども、その相当数の雇用の場は確保されてないという、私は何かこんな数字は、雇

用の継続ということを訴えていながら、みずから空白を認めているような数字だと思いました。それともう一つ、推定で出された数字、これはちよつと間違っていたから申しわけなかったんですけれども、今後高齢者の雇用がどうなるのか。私が聞いた年が間違いないければ、一九八七年の時点では六十歳から六十四歳の雇用というのはいくつあるけれども、二〇一〇年では二四％になる、そして二〇二〇年の段階では二四％になる、たしかそうおっしゃったと思うんです。

そうすると、雇用の継続とか六十五歳支給まで雇用を確保すると言いつつ、実際挙げた数字でいくと、一五％から二四％であれば何％上がっているのか、本当に雇用という問題を真剣に考えていらっしゃるのかというふうな気がする部分がございます。もう原則は、先ほど言われたように空白をつくらない、年金をもらおうとすれば仕事が終わったとき以降の年金をもらおうとそれが大原則ですから、それからいくと、こういう数字を挙げられると、非常に意味では不信感を抱かれるのじゃないかと思ひました。そういう意味でももちろん努力されていくんでしようけれども、この数字について最後に説明をいただきまして、私の質問を終わります。

○政府委員(水田努君) 後段の割合の点は、御指摘の数字のとおりでございます。そのときにおける六十歳から六十四歳までの人口に対する割合とすることは御指摘のとおり推移になります。

それで、若干、お配りしております資料は簡潔にするということによって舌足らずの面があった、誤解を招いている面があると思ひますので、釈明をさせていただきますと思ひますが、六十歳支給の場合の受給者数が千三百四十八万人、こういうことになっておりますが、この中には在職老齢年金の三十三万人がカウントされておるわけでございます。この在職老齢年金というのは六十五歳の雇用の確保に寄与するという経過的な制度というふうに私も認識いたしておりますので、六十五歳に到達すればこの在職老齢年金制度は廃

止をすることに、もう修正でなくなりましたが、そうやっていただけてございまして、六十五歳になる場合と比較するに、この千三百四十八万人から三十三万人を引いた千三百十五万人と上の千三百七十八万人を比較していただかなければならぬ。そうすると、差し引き百三十七万人の差が生じます。一方、被保険者の方は五十七万人ふえるようになっております。それで、この百三十七万人と五十七万人の差し引きをしますと、八十万人が空白となるのは御指摘のとおりでございます。

この八十万人の問題は、一つは、厚生年金は常雇を対象に適用するという問題がございます。パートがこの八十万人の中に化体していくんじゃないか。したがって、高齢者のパートに今後厚生年金を適用していくかいかという問題が、被保険者としてカウントする外枠で見るのか、こういう問題になるのではないかと、このように考えている次第でございます。

○委員長(浜本三三君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十分散会

十二月八日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、育児休業法の早期制定に関する請願(第三二七八号)
- 一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第三二八二号)
- 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第三二八三号)(第三二八七号)(第三二九五号)
- 一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第三二九六号)
- 一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第三三〇〇号)
- 一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第三三〇五号)
- 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第三三〇六号)

參議院

第三四一三号 平成元年十一月二十七日受理
年金制度の改善又対等に関する請願

請願者 東京都足立区日ノ出町三〇ノ七

小野寺光男 外六十名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三四二一号 平成元年十一月二十七日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 三重県上野市荒木一、六六八ノ二

一島田満 外四十九名

紹介議員 大洲 綱子君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三四二四号 平成元年十一月二十七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鳥取県米子市安倍一、一六八ノ立

石一恵 外四百四名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三四二六号 平成元年十一月二十七日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 三重県上野市緑ヶ丘本町四二〇ノ

七 西尾義正 外九十九名

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三四二七号 平成元年十一月二十七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 神奈川県小田原市板橋一〇五ノ大

和田幸子 外百一名

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三四四六号 平成元年十一月二十七日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 栃木県佐野市並木町一、一九五

佐藤儀信 外七十五名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三四四八号 平成元年十一月二十七日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 石川県金沢市つじが丘九二ノ二

山本礼子 外四十四名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三四五〇号 平成元年十一月二十七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県花巻市高田一五ノ三 佐藤

仁 外百十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三四五一号 平成元年十一月二十七日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 栃木県真岡市西田井七〇ノ二

海老原久美子 外八十五名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三四六四号 平成元年十一月二十八日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 埼玉県草加市旭町六ノ九ノ七 廣

田時子 外十四名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第八九号と同じである。

第三四六八号 平成元年十一月二十八日受理

年金制度の改悪反対、技術改革の実現に関する請願(二通)

請願者 新潟県上越市樋場四六ノ三 伊藤

忠雄 外三百十九名

紹介議員 菅野 壽君

この請願の趣旨は、第二一〇七号と同じである。

第三四六九号 平成元年十一月二十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 広島県府中市木野山町七一 下江

武介 外百九十八名

紹介議員 菅野 壽君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三四七五号 平成元年十一月二十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)

請願者 栃木県塩谷郡氏家町長久保八七四

仁木桐 外九十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三四八三号 平成元年十一月二十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 千葉県佐倉市王子台四ノ二ノ一

伊藤明 外八十九名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三四八七号 平成元年十一月二十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 広島県豊田郡本郷町下北方八〇

増田義明 外四十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三四八九号 平成元年十一月二十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県岡崎市大西町字揚枝一八

深津弘光 外百一名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三四九五号 平成元年十一月二十八日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 長崎県松浦市高野免一、〇八五電

発社宅Aノ四〇二 溝口芳克 外

二万六千六百九十九名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第二六九二号と同じである。

第三五〇〇号 平成元年十一月二十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 三重県名張市赤目町丈六五二ノ一

三 山本末男 外二十九名

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三五〇二号 平成元年十一月二十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 福島県白河市大字菅根字根田一九

鈴木喜作 外百一名

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三五〇六号 平成元年十一月二十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鳥取県米子市夜見町一七九 門脇

敏美 外八百二十七名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三五一〇号 平成元年十一月二十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 三重県松阪市船江町五六五 川下

均 外百四名

紹介議員 大洲 綱子君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三五二二号 平成元年十一月二十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 広島県安芸郡海田町稲荷町一ノ

七 山下明 外九百九十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三五二二号 平成元年十一月二十八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 神戸市長田区檜川町一四ノ三
高島哲夫 外四百八十六名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三五三二号 平成元年十一月二十八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 青森県八戸市白銀町字浜崖八ノ六
秋山奈津子 外百十九名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三五三四号 平成元年十一月二十八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市刈沼町二四ノ八
九小口秀子 外五十七名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三五三九号 平成元年十一月二十八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 石川県金沢市有松四ノ七ノ三六ノ
三〇一 鬼木曉子 外五十名
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三五四〇号 平成元年十一月二十八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 栃木県下都賀郡岩舟町大字静九二
六ノ一 小林俊夫 外七十九名
紹介議員 國弘 正雄君
この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三五四三号 平成元年十一月二十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 川崎市多摩区登戸五七九ノ一四
工藤映子 外九百九十九名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三五四四号 平成元年十一月二十八日受理
年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願
請願者 山口県防府市大字上右田上河原
二、六八三ノ二 池田基 外九十
九名
紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第二一〇七号と同じである。

第三五五三三号 平成元年十一月二十八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 福岡県甘木市大字上浦九二九 藤
井新一 外九百九十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三五五四四号 平成元年十一月二十八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 石川県石川郡鶴来町知守町ルノ三
八 前多ふで 外二百一名
紹介議員 小林 正君
この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三五五九号 平成元年十一月二十八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 山口県小野田市叶松四区 長田茂
雄 外二十九名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三五六四号 平成元年十一月二十九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 広島県豊田郡本郷町大字本郷 吉
田義昭 外四十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三五六七号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 三重県名張市西田原二、七五六
柿田寛治 外百一名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三五七〇号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願(二通)
請願者 北九州市小倉南区横代北町四ノ一
三ノ二一 南生人 外三百三十七
名
紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第二一〇七号と同じである。

第三五七一〇号 平成元年十一月二十九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 東京都府中市小国町八七 小林一
夫 外百九十九名
紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第三五七九号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 長野県上伊那郡辰野町平出一、五
七二ノ一 宇治橋史朗 外六千百
十名
紹介議員 会田 長栄君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三五八五号 平成元年十一月二十九日受理
公的年金制度の一元化を目指す年金改悪反対に関

する請願
請願者 秋田市飯島穀丁八ノ二〇 船木節
子 外千二百五十四名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二九〇八号と同じである。

第三五八七号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度改善に関する請願
請願者 東京都葛飾区柴又三ノ一六ノ二
小川ふき子 外四百九十四名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第三五八九号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 東京都大田区池上六ノ三七ノ四ノ
五〇九 栗原和夫 外九百九十九
名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三六二五号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 愛知県豊明市二村台三ノ三ノ一 豊
明団地四一ノ二〇四 西沢宏司
外八十五名
紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三六四二号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 和歌山県海草郡下津町下五三三ノ
一 中井康雄 外九百九十九名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三六四六号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都西多摩郡五日市町高尾五七ノ二 北寒寺隆子 外八千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三六四七号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 長野県駒ヶ根市中沢四、七九〇
岩見智保 外八千九百九十三名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三六五三号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)
請願者 福岡県遠賀郡岡垣町野間 小早川
徹男 外二千九百九十九名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三六五四号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 福岡県筑紫野市大字吉木一、七六
六ノ一 井手信保 外九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三六五六号 平成元年十一月二十九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 三重県松阪市大塚町三五六ノ二
奥出栄一 外四十九名

紹介議員 大淵 綱子君

この請願の趣旨は、第二二二三号と同じである。

第三六六二号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 山形県南陽市宮内三、五一七 鈴

木ゆり子 外九百九十九名

紹介議員 小林 正君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三六六四号 平成元年十一月二十九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 石川県金沢市三馬三ノ三三四 小
川シズ子 外三百四十九名

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第二二二三号と同じである。

第三六七一号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 川崎市宮前区東有馬五ノ三七ノ一
八 小針功 外二千二百四十名

紹介議員 日下部裕代子君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三六七三号 平成元年十一月二十九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 三重県上野市市部四八二ノ四 山
内守 外九十九名

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第二二二三号と同じである。

第三六七五号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 栃木県足利市千蔵町九七 青木千
代子 外百一名

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三六七七号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 兵庫県三田市長坂二〇 仲孝之
介 外九百九十九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三六八七号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 福岡県太宰府市大佐野六〇四ノ八
瀬尾美由紀 外九百九十九名

紹介議員 三石 久江君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三六八九号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 京都市左京区田中西浦町六ノ四〇
清水文夫 外三千九百九十六名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三六九三号 平成元年十一月二十九日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 名古屋市中区鶴見通一ノ三ノ一七
黒田優 外八千二百八十名

紹介議員 井上 計君

この請願の趣旨は、第二二二三号と同じである。

第三六九六号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市若草四ノ四ノ四
金田泰子 外九百九十九名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三六九七号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 兵庫県水上郡春日町山田二〇五
荻野隆幸 外九百九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三六九八号 平成元年十一月二十九日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 名古屋市中区笠寺町大門六三 近
藤謙治 外八千九百三十七名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第二二二三号と同じである。

第三七〇〇号 平成元年十一月二十九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 岡山県和気郡和気町原下九六八
岡本賢 外九百九十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二二二三号と同じである。

第三七〇二号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)
請願者 福岡県久留米市大橋町常持九二四
ノ一 秋永憲一 外八百八十一名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三七〇三号 平成元年十一月二十九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 栃木県那須郡那須野町東町一七
ノ一三 入江孝子 外百十一名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第二二二三号と同じである。

第三七〇七号 平成元年十一月二十九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 石川県金沢市有松五ノ六ノ一七
三井千栄子 外六十八名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第二二二三号と同じである。

第三七一二号 平成元年十一月二十九日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 青森県黒石市浅瀬石字清川七〇
鳴海善行 外百十九名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三七一九号 平成元年十一月二十九日受理
保育所制度の充実に関する請願(五通)
請願者 宮城県古川市前田町三ノ一二 菅
原忠雄 外八千五百六十八名

紹介議員 遠藤 要君

乳幼児が健全に成長する上で、必要な保育所の制度を充実するため、次の事項について確立を図られたい。

- 一、保育所制度を充実強化すること。
- 二、措置費を改善すること。
- 1 人件費・管理費を増額すること。
- 2 地域区分の是正等を行うこと。
- 三、保育所地域活動事業費を増額すること。
- 四、特別保育対策を充実すること。
- 1 夜間保育を充実すること。
- 2 乳児保育を充実すること。
- 3 障害児保育を充実すること。
- 4 延長保育を充実すること。
- 五、全保育所へ事務職員を配置すること。
- 六、地域保育センターとしての条件を整備すること。
- 七、保育料徴収基準の運用を改善すること。
- 八、社会福祉施設運営費を改善すること。
- 九、社会福祉施設整備費を充実すること。

第三七二二号 平成元年十一月二十九日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願
請願者 東京都千代田区平河町二ノ一ノ
二 上村一 外二十四万五千四百
九十二名

紹介議員 田中 正巳君 岩崎 純三君
この請願の趣旨は、第二三二六号と同じである。

第三七二三号 平成元年十一月二十九日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願

請願者 熊本市手取本町八ノ三福祉会館内
社団法人熊本県保育協会理事長
深谷賢了 外五千三百八十四名

紹介議員 田代由紀男君 守住 有信君
この請願の趣旨は、第二三二六号と同じである。

第三七二四号 平成元年十一月二十九日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願
請願者 愛媛県周桑郡丹原町湯谷口三〇六
藤田研道 外一万百七十名

紹介議員 仲川 幸男君
この請願の趣旨は、第二三二六号と同じである。

第三七二五号 平成元年十一月二十九日受理
保育制度の堅持と充実に関する請願
請願者 福岡市博多区千代一ノ二ノ二 村
上章公 外五万八千四百五十四名

紹介議員 合馬 敬君
この請願の趣旨は、第二三二六号と同じである。

第三七二三号 平成元年十一月三十日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 沖縄県浦添市経塚七七 平良なお
み 外百三十九名

紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三七三三三号 平成元年十一月三十日受理
年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請
願(一通)
請願者 北九州市八幡西区船越二ノ六ノ二
糸永秀一 外二百八十三名

紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第二一〇七号と同じである。

第三七三六号 平成元年十一月三十日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 東京都調布市緑ヶ丘二ノ二五ノ二

一ノ二二 中尾朝義 外八千九百
九十一名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三七四一号 平成元年十一月三十日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 広島県豊田郡本郷町四、四五〇
岡田敏明 外四十九名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二二三三三号と同じである。

第三七四五号 平成元年十一月三十日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 三重県員弁郡東員町笹尾東三ノ二
二ノ二二 岩田忠雄 外百一名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三七四八号 平成元年十一月三十日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 埼玉県比企郡小川町大塚七六 関
口忠典 外九百九十九名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三七四九号 平成元年十一月三十日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 三重県名張市つつしが丘南六番町
一五七 小倉義克 外七十四名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二二三三三号と同じである。

第三七五一号 平成元年十一月三十日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 茨城県行方郡玉造町井上一、五三
一 関野米子 外九百九十九名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三七五三三号 平成元年十一月三十日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 福岡県八女郡広川町大字長延三〇
五 丸山和子 外九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三七五九号 平成元年十一月三十日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 山梨県甲府市塩部二ノ二ノ二二
望月修 外千十五名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三七六四号 平成元年十一月三十日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 和歌山市屋形町五ノ五 秦野宗雄
外六千九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三七六九号 平成元年十一月三十日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 青森県弘前市笹館市原七三 増田
忠孝 外百十九名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三七七一号 平成元年十一月三十日受理
年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請
願
請願者 大阪府三島郡島本町水舞瀬一ノ一
〇ノ一七 岡崎好伸 外千三百二
十五名

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第二一〇七号と同じである。

第三七八〇号 平成元年十一月三十日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大分県大野郡朝地町大字綿田七〇

九 工藤勝二 外五百四十七名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三七八一号 平成元年十一月三十日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 石川県金沢市泉ヶ丘二ノ一三ノ一

八サンライズハウス一〇二 石山

英子 外五十五名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第三七八六号 平成元年十一月三十日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 山形市五十鈴二ノ六ノ二四 金子

秀雄 外七千九百九十二名

紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三七九一号 平成元年十一月三十日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 大阪市中央区南船場二ノ九ノ五

大沼登貴子 外五千九百五十五名

紹介議員 西川 潔君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第三七九二号 平成元年十一月三十日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 大阪市此花区西島三ノ二六ノ一

神谷周道 外五千九百五十六名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第三七九四号 平成元年十一月三十日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県揖保郡太子町太田一〇二

八幡儀則 外九百九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三七九六号 平成元年十一月三十日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 新潟県上越市上中田三九一ノ一

滝澤常雄 外九百九十九名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三七九八号 平成元年十一月三十日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 埼玉県本庄市寿三ノ一〇ノ三〇

福島好正 外四千六百十六名

紹介議員 深田 肇君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第三七九九号 平成元年十一月三十日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 佐賀県唐津市相賀二、五五三

崎成味 外九百九十九名

紹介議員 深田 肇君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第三八〇〇号 平成元年十一月三十日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 茨城県稲敷郡桜川村浮島一、四三

二 山崎洋子 外九百九十九名

紹介議員 深田 肇君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三八〇六号 平成元年十一月三十日受理

年金制度の改悪反対、抜本改革の実現に関する請願

請願者 新潟県五泉市大字赤海二、五七四

ノ一 金子進 外四百七十七名

紹介議員 日下部權代子君

この請願の趣旨は、第二一〇七号と同じである。

第三八〇七号 平成元年十一月三十日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 石川県金沢市弥生一ノ二〇ノ二五

大村明雄 外三百九十九名

紹介議員 日下部權代子君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第三八〇九号 平成元年十一月三十日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 長崎県南高来郡小浜町山畑一、七

〇八 松島みえ子 外六百四名

紹介議員 日下部權代子君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三八一五号 平成元年十一月三十日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 和歌山県西牟婁郡白浜町富田八八

ノ一 大谷和夫 外二千九百九十

九名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三八二〇号 平成元年十一月三十日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 岐阜県高山市上三之町八四 田近

雅士 外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三八二三号 平成元年十一月三十日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 福岡県飯塚市大字菰田一一五 吉

柳利雄 外九百九十九名

紹介議員 三石 久江君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三八二七号 平成元年十一月三十日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 東京都八王子市曉町一ノ四五ノ四

神谷貞男 外千百一名

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第一四七九号と同じである。

第三八二八号 平成元年十一月三十日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 三重県名張市夏見二三〇ノ一 伊

沢真一 外九十九名

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第三八二九号 平成元年十一月三十日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 島根県安来市安来町 岩佐昌紀

外八千四百二十九名

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第三八三〇号 平成元年十一月三十日受理

保育制度の堅持と充実に関する請願

請願者 福岡市中央区大手門二ノ五ノ一五

蒲池孝子 外八千二百六十六名

紹介議員 合馬 敬君

この請願の趣旨は、第二二三三六号と同じである。

第三八三一号 平成元年十一月三十日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市円谷町一二九ノ三

山根憲三 外一万五千五百七十三名

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第三八三三号 平成元年十一月三十日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 群馬県富岡市内匠二五四 松倉太
鋭 外四千五百六十名

紹介議員 山本 富雄君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第三八三三三号 平成元年十一月三十日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 沖縄県島尻郡具志頭村字港川一一
三 長嶺竹市 外六千四百四十二
名

紹介議員 大城 眞順君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第三八三五号 平成元年十一月三十日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 群馬県高崎市下之城町四五ノ一
植田泰隆 外四千二百八十名

紹介議員 福田 宏一君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

第三八三六号 平成元年十一月三十日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
(四通)
請願者 北九州市小倉南区八幡町一〇ノ二
七 西村良樹 外一万九千二百八
十九名

紹介議員 合馬 敬君

この請願の趣旨は、第二三二二号と同じである。

同日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立病院・療養所の看護婦宿舎の改善に関する請願(第二六四号)(第二八二五号)(第三八三三三号)

平成二年一月六日印刷

三〇二五号(第三五七二号)(第三五八六号)

第二六四四号 平成元年十一月十六日受理

国立病院・療養所の看護婦宿舎の改善に関する請願
請願者 東京都中央区築地五ノ一ノ一ノB
ノ三四 屋代多恵子 外百九十二
名

紹介議員 佐々木 満君

一、看護婦宿舎について、看護婦が健康で文化的な生活を通して、疲労の回復並びに労働への意欲を養うにふさわしい宿舎(一人一室1DKバス・トイレ・ペランダ付き構造)に改築すること。さらに、首都圏での需要に見合った戸数を増築すること。

理由

看護業務は、そのほとんどが三交替勤務を必要としている。したがって、宿舎の貸与もおおむね原則となっている。看護は患者の生命に深くかかわっている業務であり当然でもある。そうした業務を遂行するためには、看護婦自身の健康が確保され、その使命を果たすべく情熱をより一層培うことのできる日常生活が基本になければならない。ところが現在の国立病院・療養所の看護婦宿舎は、おおむね六畳一間あるいは四畳半一間に、台所・風呂・トイレは共同利用という構造が主流である。プライバシーなスペースはささやかな居室だけである。トイレや水を使うことでさえ、夜動に疲れた友人への気遣いが求められる、自らのくつろぎを求めて入浴も、食事を作ることも自由にならない。交替制勤務だからこそ、一人一人に設備の整った住居環境が求められると考える。一方、首都圏、とりわけ東京都内では、設備の整った住居は、安くとも月七万円前後という家賃である。宿舎に満足できず借りようにも、若い看護婦にとっては大変な負担となる。間借りすることもできず、六畳一間に二人住まいという今日では考えられないような生活が都心部では常態化している。

平成二年一月八日発行

戸数の不足も深刻な問題である。都内の十二の国立病院・療養所すべての施設長も、看護婦宿舎の改善、増築を求めて厚生大臣、大蔵大臣、総務庁長官へそれぞれ上申書、要望書を提出している。一層充実した看護が提供できるよう、看護婦の生活環境の向上に向けて、ふさわしい看護婦宿舎が実現できるようにすべきである。

第二八二五号 平成元年十一月十七日受理

国立病院・療養所の看護婦宿舎の改善に関する請願
請願者 東京都調布市国領町八ノ四ノ一 国
領住宅七ノ三〇三 原田敦子 外
二百二十七名

紹介議員 乾 晴美君

この請願の趣旨は、第二六四四号と同じである。

第三〇二五号 平成元年十一月二十日受理

国立病院・療養所の看護婦宿舎の改善に関する請願
請願者 東京都中央区築地五ノ一ノ一ノC
ノ一一 小島正雄 外百九十二名

紹介議員 西川 潔君

この請願の趣旨は、第二六四四号と同じである。

第三五七二号 平成元年十一月二十九日受理

国立病院・療養所の看護婦宿舎の改善に関する請願
請願者 東京都中央区築地五ノ一ノ一ノC
ノ一一 小島恵子 外百九十一名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二六四四号と同じである。

第三五八六号 平成元年十一月二十九日受理

国立病院・療養所の看護婦宿舎の改善に関する請願
請願者 東京都小平市小川東町四ノ一ノ一
ノCノ二〇一 目黒正俊 外百八

十五名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二六四四号と同じである。